

マイセルフ品川プラン

～誰もが自分らしく～

男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)

品川区配偶者暴力対策基本計画

品川区女性活躍推進計画(新)

2019(平成31)年3月

品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993(平成5)年4月28日

品 川 区

「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」の策定にあたって

男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)

品川区配偶者暴力対策基本計画

品川区女性活躍推進計画

このたび、2019(平成 31)年4月から 2028 年度までの 10 か年を計画期間とする「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」を策定いたしました。

この計画は配偶者暴力防止法に基づく「品川区配偶者暴力対策基本計画」に加え、2015(平成 27)年に制定された女性活躍推進法に基づく「品川区女性活躍推進計画」も新たに包含し、女性がその能力を十分に発揮し職業生活や地域活動で一層活躍するとともに、すべての区民がいきいきと暮らすことができる豊かで活力ある地域社会を築いていくための施策推進の基盤となるものであります。



1981(昭和 56)年に最初の行動計画を策定してからおよそ 40 年が経過いたしました。この間、品川区においても第1次から第4次の行動計画に基づき、時代に応えた様々な施策を推進してまいりました。

しかし、少子・高齢社会のさらなる進展、情報化などの社会潮流、経済情勢の変化による雇用状況など、私たちを取りまく環境は激変しています。男女共同参画をめぐる地域社会の課題も大きく様変わりしています。

こうした中、東日本大震災や熊本地震など、度重なる災害を教訓とした男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画との整合を図ることの重要性が改めて認識されました。

また、性的(セクシュアル)マイノリティが日常の暮らしの中で抱える新たな人権課題が明らかになり、「性の多様性を認め合う社会づくり」の必要性が高まってまいりました。本計画においても多様性を認め合い、支え合いながら誰もが活躍できる共生社会の実現をめざして、誰もが自分らしく生きるという副題をつけたところでございます。

男女共同参画がめざす理念は、区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる社会をつくることにあります。計画策定にあたり、ご尽力いただきました計画策定検討委員会の皆様をはじめご意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から御礼申し上げます。

2019(平成 31)年3月

品川区長 濱野 健

目 次

第1章 計画の枠組	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	3
3 品川区の男女共同参画をとりまく現状	8
4 計画の概要	18
第2章 基本的考え方	21
1 基本理念	23
2 基本視点	24
3 基本目標	25
4 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の全体像	26
5 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の体系	28
6 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の数値目標	30
第3章 課題解決の方向と取組	33
基本目標Ⅰ 人権が尊重されるまち しながわの実現	35
現状と課題① 男女平等意識の啓発	35
現状と課題② 性の多様性を認め合う社会づくり	37
現状と課題③ 生涯を通じた健康づくりの支援	39
現状と課題④ 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり	40
1 男女平等意識の教育と啓発	41
2 性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進と支援	44
3 生涯を通じた健康づくりの支援	46
4 共生社会の理解促進と支援	48
基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶【品川区配偶者暴力対策基本計画】	50
現状と課題① 配偶者等からの暴力の防止	50
現状と課題② セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止	52
1 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見	53
2 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備	55
3 セクシュアル・ハラスメントの防止	59
4 性暴力の防止	61
5 区の体制整備および関係機関等との連携	62

基本目標Ⅲ 女性の活躍と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【品川区女性活躍推進計画】	65
現状と課題① 女性の就業継続、再就職等に向けた取組	65
現状と課題② ワーク・ライフ・バランスの推進	67
現状と課題③ ワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ	69
現状と課題④ 子育てや介護に関する支援	71
1 女性の活躍への支援	73
2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	76
3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	77
4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	83

基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくりの推進

現状と課題① 地域活動における男女共同参画の推進	85
現状と課題② 防災分野における女性の参画の促進	87
現状と課題③ 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	88
現状と課題④ 男女共同参画センターの機能の充実	90
1 地域活動における男女共同参画の推進	91
2 防災・まちづくりにおける男女共同参画	92
3 政策・方針等の意思決定における男女共同参画	94
4 男女共同参画センターの機能の充実	95

第4章 計画を推進するために

1 推進・進行管理体制	99
2 計画の進行管理方法	101

資料編

1 男女共同参画社会基本法	105
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	108
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	113
4 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の策定経過・策定体制	117
5 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の推進体制	120
6 男女共同参画に関する国内外の動き	122
7 用語解説	126

本文の中で「＊」がついている用語は、用語解説をご参照ください。

第1章 計画の枠組

1 計画策定の趣旨

品川区では、「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」を2009(平成21)年10月に策定し、「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、能力と個性を發揮できる男女共同参画社会の実現」を基本理念に、「行動」、「協働」、「推進」の3つの基本視点に立って、男女共同参画の促進に向けて取り組んできました。また、2011(平成23)年には、「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2015(平成27)年4月には改訂を行い、配偶者等からの暴力対策を体系的かつ総合的に進めてきました。

2018(平成30)年度をもって両計画の計画期間が終了となるため、施策の進捗状況はもとより、この間の「配偶者等からの暴力及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」の一部改定および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定をはじめ、男女共同参画の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題を踏まえ、新たに包括的視点として「共生」を追加し、両計画と「品川区女性活躍推進計画」を一体化した「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」を策定します。なお、本計画の策定にあたっては、品川区の男女平等啓発誌「マイセルフ 自分らしく」の名称のように、区民一人ひとりが自分らしく生きる社会をめざし、本計画の総称を「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」とします。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合では、1975(昭和50)年を女性の地位向上のための「国際婦人年」と提唱しました。これを受けて同年開催された「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)では、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、続く1976(昭和51)年からの10年を「国連婦人の10年」と位置づけ、国連を中心に男女平等の実現に向けた取組を展開してきました。

1979(昭和54)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」(日本も1985(昭和60)年に批准)が、1993(平成5)年には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択され、1995(平成7)年には「北京宣言及び行動綱領」が第4回世界女性会議(北京会議)で採択されました。

「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから20年となる2015(平成27)年には、第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が開催されました。同年、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」において、17の目標のうちの1つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

近年では、2018(平成30)年の第62回国連女性の地位委員会で「農山漁村女性と女兒のジェンダー平等及びエンパワーメント*達成のための課題と機会」について議論され、「メディア及びICTへの女性の参加及びアクセス、それがもたらす影響、女性の地位向上及びエンパワーメントの手段としての活用」

についてレビューを行いました。

また、世界経済フォーラム(World Economic Forum)は、経済、教育、保健、政治の4分野のデータから各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)*を公表しており、2018(平成 30)年には、日本は 149 か国中 110 位となっています。

(2) 国の動き

わが国においても、国際的な流れに対応して、男女共同参画基本計画の策定や女性の活躍や働き方改革に関する取組に加え、法律の改正・制定などの様々な取組が進められてきました。

① 第4次男女共同参画基本計画の策定

1977(昭和 52)年に最初の「国内行動計画」が策定され、その 10 年後の 1987(昭和 62)年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1996(平成8)年には「男女共同参画 2000 年プラン」、1999(平成 11)年には「男女共同参画社会基本法*」が成立し、2015(平成 27)年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。「第4次男女共同参画基本計画」は、政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」という4つの政策領域を設け、取り組んでいます。

② 「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」の改正

2013(平成 25)年に改正され、法律婚または事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む)に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法律が準用されることになりました。

③ 「ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)」の改正

2013(平成 25)年に改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を新たに規制対象としたほか、2016(平成 28)年の改正では、インターネット上の付きまといを新たな規制対象に加え、罰則の強化、非親告罪化、禁止命令等の制度の見直しなどを行いました。

④ 「リベンジポルノ*被害防止法(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)」の制定

2014(平成 26)年には、私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制する等の内容からなる「リベンジポルノ被害防止法」が制定されました。

⑤ 「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」の制定

女性の活躍の推進については、2014(平成 26)年3月に「輝く女性応援会議」が設置されてから、同年 10 月には「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。そして、2015(平成 27)年には、「女性活躍加速のための重点方針 2015」が策定され、自らの意思によって職業生活を営みまたは営も

うとする女性の個性と能力が十分に発揮されて職業生活において活躍することをめざし、「女性活躍推進法」が10年間、2026年3月までの時限立法として制定されました。国・地方公共団体および従業員数が301人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、事業主行動計画の策定などを義務づけています。なお、従業員数が300人以下の民間事業主は努力義務です。

⑥ 「働き方改革実行計画」の策定

働き方改革については、2016(平成 28)年6月には、少子高齢化に取り組むため、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会」を実現するために「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されました。「ニッポン一億総活躍プラン」では、一億総活躍社会の実現に向けた横断的な課題として働き方改革の方向が示されています。同年9月には、「働き方改革実現会議」が設置され、時間外労働の上限規制のあり方等をはじめとした内容が議論されました。さらに、2017(平成 29)年には、「働き方改革実行計画」が策定され、「長時間労働の是正」、「非正規雇用の処遇改善」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」などの9つの分野について方向性が示されています。

⑦ 「男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)」の改正

2017(平成 29)年に改正され、出産・妊娠を理由とする不利益取り扱いの禁止や上司や同僚からの妊娠・出産等に関する嫌がらせの防止措置を講ずることを義務づけました。

⑧ 「育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)」の改正

2017(平成 29)年に改正され、育児休業などの対象となる子の範囲が拡大されるとともに、介護休業の分割取得、介護休暇・子の看護休暇の半日単位の取得ができるようになりました。また、事業主に對し、育児休業などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務づけました。さらに同年 10 月の改正では、子が1歳6か月以降も保育園に入れない場合は、育児休業期間を最長2歳まで再延長ができるようになるなどの内容が盛り込まれました。

⑨ 「刑法」の改正

2017(平成 29)年には、刑法の性犯罪規定が改正され、女性に限定されていた被害者に男性も含めるとともに、強姦罪を強制性交等罪へと名称を変更、非親告罪化、法定刑の引き上げなどが行われました。

⑩ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

2018(平成 30)年には、政治分野における男女共同参画の推進のため、国政・地方自治体議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることをめざした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

(3) 東京都の動き

東京都では、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動にともに参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし、2000(平成 12)年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、施策を推進しています。

女性活躍の推進については、2016(平成 28)年に全国の自治体の中で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。

行動計画については、1978(昭和 53)年に「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定以降、改定を重ねており、2017(平成 29)年に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の2計画から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。男女平等参画社会の実現に向けて、「東京都男女平等参画推進総合計画」においては、「働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を中心に取り組んでいます。

また、2018(平成 30)年には、「性的マイノリティ(LGBT等)を理由とする差別のない東京の実現」と「ヘイトスピーチ(本邦外出身者への不当な差別的言動)のない東京の実現」を柱とした「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が成立し、2019(平成 31)年4月から全面施行する予定となっています。

(4) 品川区の動き

① 男女共同参画のための品川区行動計画の改定(第1次～第4次)

品川区では、1981(昭和 56)年に「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」を策定してから、1991(平成3)年には「男女共同参画社会をめざす第2次品川区行動計画―しながわ女性計画―」、2001(平成 13)年には「男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン」、2009(平成 21)年には「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」へと改定を重ねてきました。「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」は、基本理念を「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を發揮できる男女共同参画社会の実現」とし、重点的に取り組む施策を「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み」と「仕事と生活の調和した社会をめざす取組み」としています。その内の配偶者等からの暴力対策については、体系的かつ総合的に進めるために、2011(平成 23)年に「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2015(平成 27)年には「品川区配偶者暴力対策基本計画(改訂版)」を策定しました。

② 品川区行動計画推進会議による計画の推進(第1期～第16期)

行動計画の推進にあたっては、1979(昭和 54)年に設置された「品川区婦人問題会議」を前身とし、学識経験者や公募区民などにより構成する「品川区行動計画推進会議」が1981(昭和 56)年に設置されました。これまで「品川区行動計画推進会議」は、1981(昭和 56)年～2003(平成 15)年の第1期～第10期に、行動計画に沿った課題に関する報告書を提出し、2005(平成 17)年～2017(平成

29)年の第11期～第16期に、諮問を受けた事項について答申を提出してきました。直近の第16期には、男女共同参画のさらなる推進に向け、「男性も女性も輝く社会を実現するために、地域社会では何をすべきか(課題と環境づくり)」について答申を提出しています。

③ 男女共同参画センターの歩み

男女共同参画を推進する拠点としては、1989(平成元)年に「品川区婦人センター」を開設しました。その後、1992(平成4)年には「品川区女性センター」に、2001(平成13)年には「男女共同参画センター」に改称しています。また、男女平等啓発誌としては、1985(昭和60)年から「しながわの女性」、1990(平成2年)から「品川区婦人センターだより」を経て1999(平成11)年から「マイセルフ 自分らしく」を発行しています。これまで品川区では、男女共同参画センターを拠点に、男女共同参画に関する講座やフォーラムの開催など男女共同参画の推進に向けて取り組んでいます。

(5) 品川区における男女共同参画のこれまでの取組

品川区では、「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」や「配偶者暴力対策基本計画(改訂版)」に基づき、次のように取り組んで来ました。

① 人権が尊重されるまち しながわの実現

「人権尊重都市品川宣言*」の普及のため、人権啓発講座の開催や男女平等啓発誌「マイセルフ」の発行などに取り組んでいます。また、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るために、教育の果たす役割が重要であるとの認識に立って、人権教育を推進しています。

② あらゆる分野における男女共同参画の推進

これまで誰もが地域活動に参画しやすいよう、社会参加や仲間づくりに向けた講座の実施や地域における子育てボランティアの育成、地域での子育てや介護の支援体制の整備などを行ってきました。また、防災分野においては、避難行動要支援者を対象とする支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現

ワーク・ライフ・バランスを推進する事業を区民や事業所に対して実施しており、大企業のみならず、中小企業に向けた事業を実施しています。また、女性の活躍を推進するために、講座の開催、就業体験を含んだ再就職支援、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援、介護者への支援等を行っています。

④ 配偶者等からの暴力の根絶

男女共同参画センターにおいては、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*等に関する相談事業を実施しています。また、DV防止に向けた講座の開催に加え、DV、デートDV*防止に向けた啓発パンフレット、パネル等を作成するとともに、配布や掲示等を通し情報提供を行っています。

3

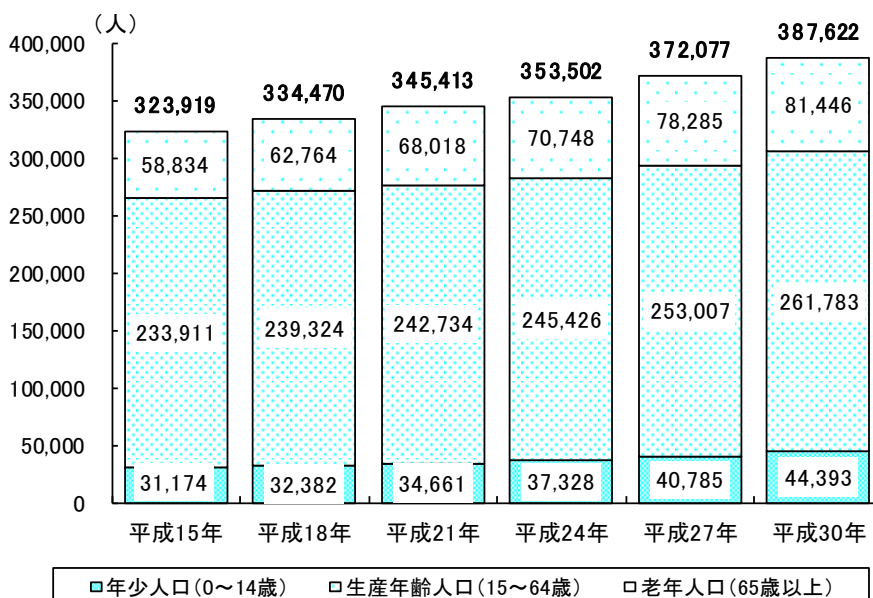
品川区の男女共同参画をとりまく現状

(1) 人口・世帯

① 年齢3区分別人口

品川区の人口は、年々増加傾向にあり、2018(平成30)年には387,622人となっています。年齢3区分別の人口構成をみると、老年人口(65歳以上)は、2003(平成15)年の18.2%から2018(平成30)年には21.0%と2.8ポイント増加しています。年少人口(0～14歳)の割合は、2003(平成15)年以降、増加傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口構成(品川区) ■



資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

■ 年齢3区分別人口構成比(品川区) ■

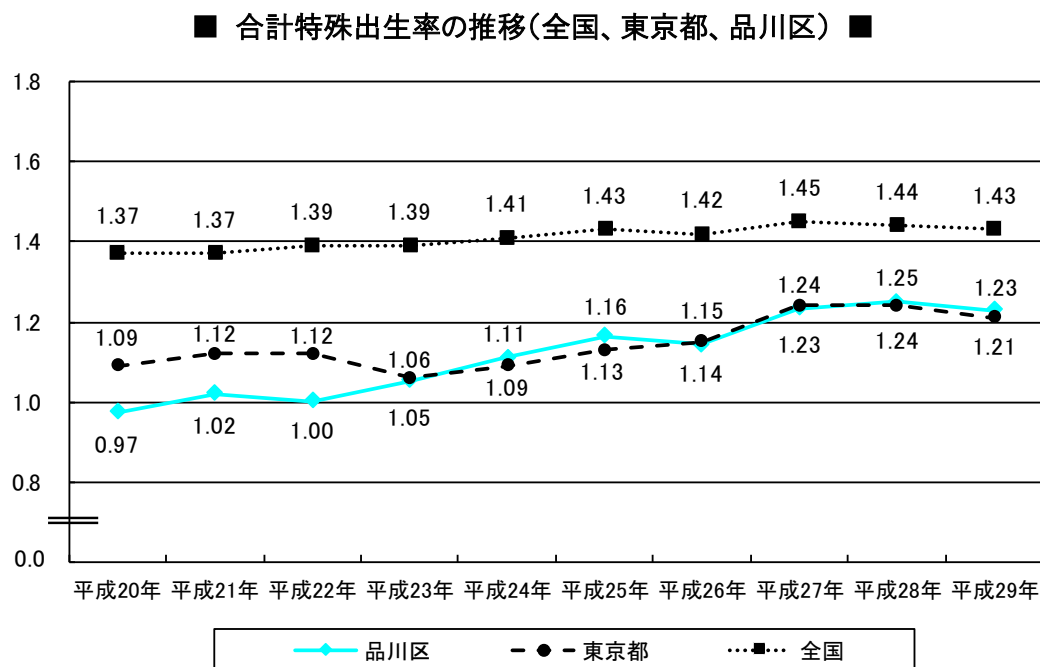
	(%)					
	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
年少人口(0～14歳)	9.6	9.7	10.0	10.6	11.0	11.5
生産年齢人口(15～64歳)	72.2	71.6	70.3	69.4	68.0	67.5
老年人口(65歳以上)	18.2	18.8	19.7	20.0	21.0	21.0

資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

※ 平成27年より住民基本台帳人口に外国人も含む

② 合計特殊出生率

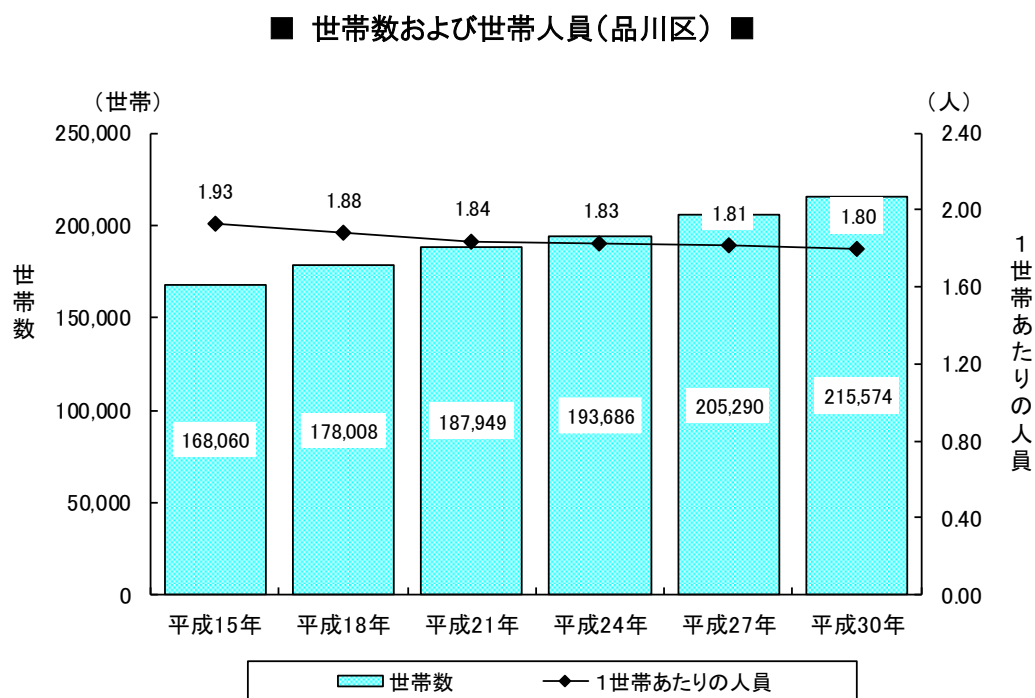
品川区の合計特殊出生率(1人の女性が一生に生む子どもの数)は、2008(平成20)年以降、2014(平成26)年まで1.0～1.1前後で推移しています。2015(平成27)年以降は、1.2を超えていますが、全国の平均を下回っています。



資料:人口動態統計

(2) 世帯数および世帯人員

品川区では、年々、世帯数は増加しており、2018(平成 30)年には 215,574 世帯になっています。1世帯あたりの人員は 2003(平成 15)年以降減少傾向にあります。概ね 1.8 人台を推移しています。

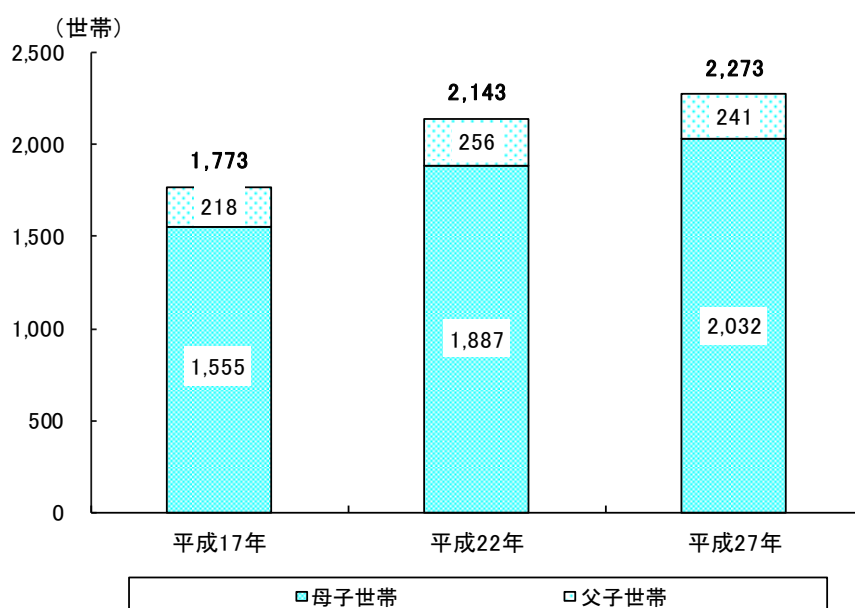


資料:住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

(3) 母子世帯・父子世帯

品川区の母子世帯と父子世帯の合計世帯数は、増加傾向にあります。母子世帯数をみると、2005(平成17)年から2015(平成27)年にかけて477世帯増え、2015(平成27)年には2,000世帯を超えています。父子世帯数は増減していますが、200世帯以上となっています。

■ 母子世帯・父子世帯数(品川区) ■



資料:国勢調査(平成17年、平成22年、平成27年)

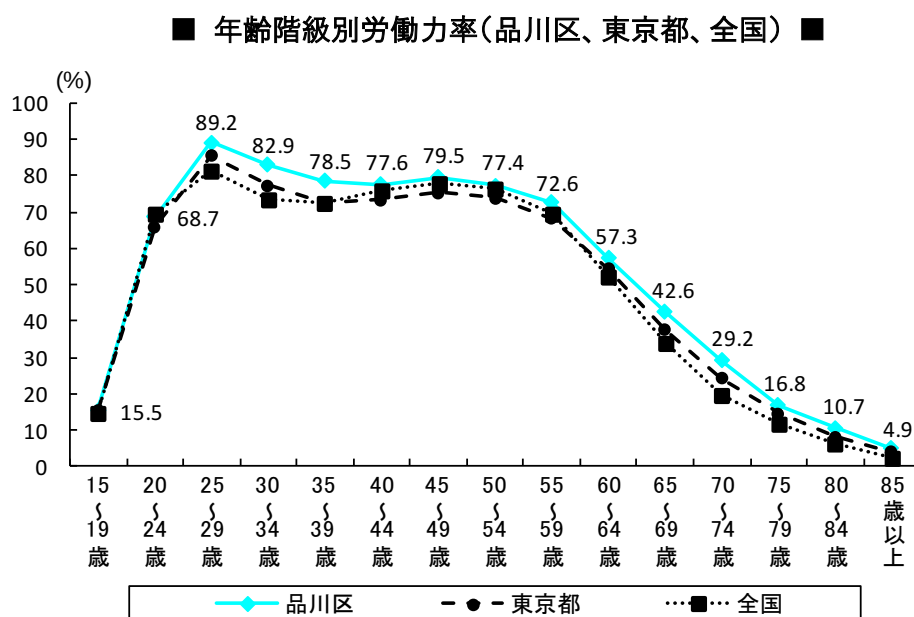
※ 平成22年、平成27年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

※ 母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

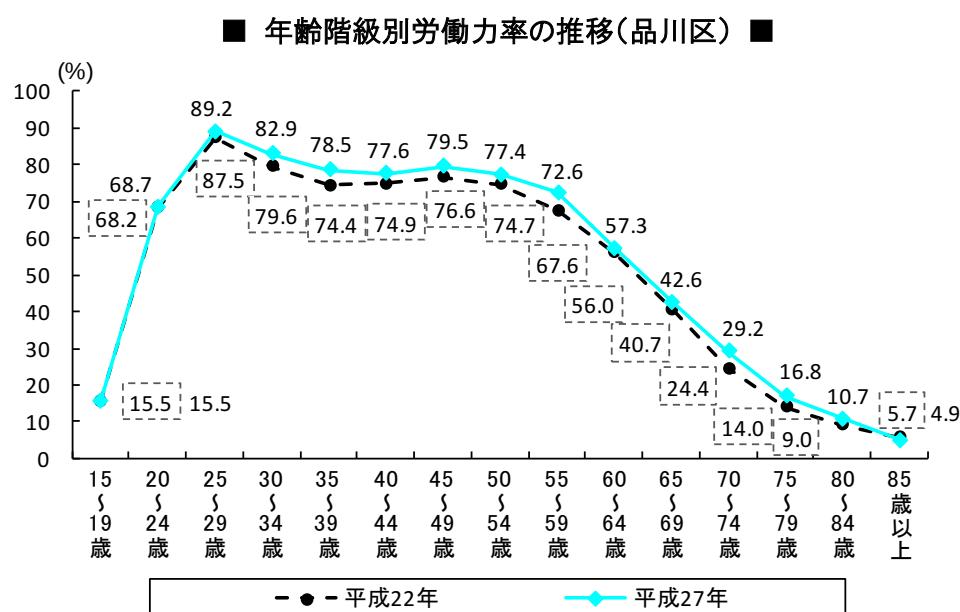
父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

(4) 女性の労働力率

品川区の2015(平成27)年の女性の労働力率を年齢階級別に全国、東京都と比較すると、全国や東京都よりも品川区の女性の労働力率は25歳以上で高くなっています。また、2010(平成22)年と2015(平成27)年の品川区の女性の労働力率をみると、15～19歳と85歳以上を除いたすべての年齢階級で2010(平成22)年よりも2015(平成27)年の方が女性の労働力率は高くなっています。



資料:国勢調査(平成27年)
※ 表示している数値は品川区の数値



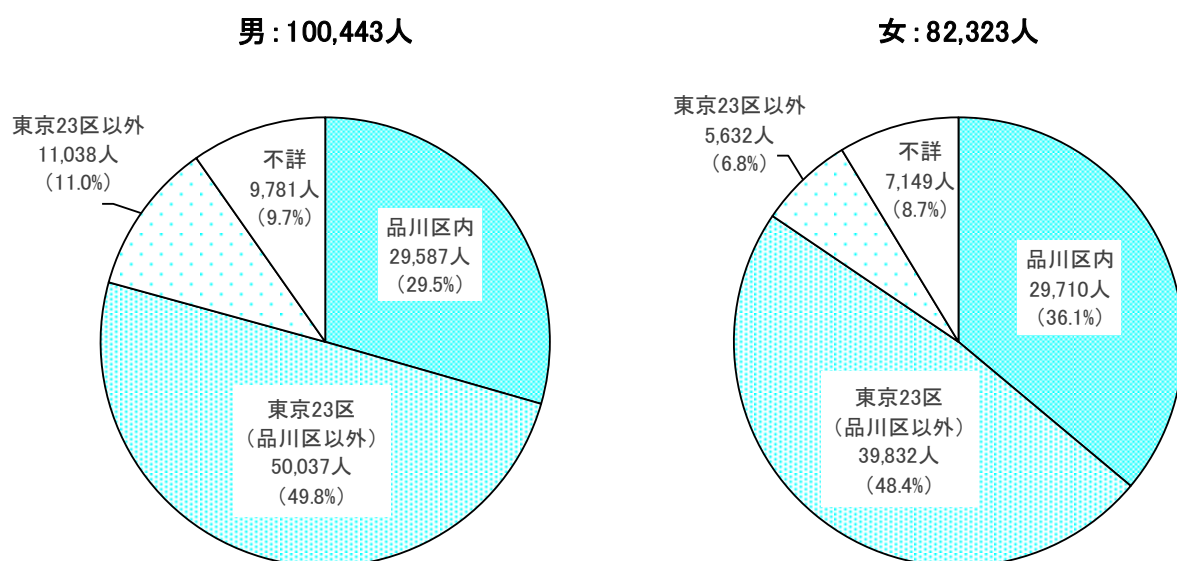
資料:国勢調査(平成22年、平成27年)
※ [] は平成22年の数値
※ 労働力率は、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口(就業者+完全失業者)

(5) 就業者の状況

品川区に常住している人の従業地をみると、男女ともに「東京 23 区(品川区以外)」が 50%弱であり、「品川区内」の割合は男性で 29.5%、女性で 36.1%となっています。

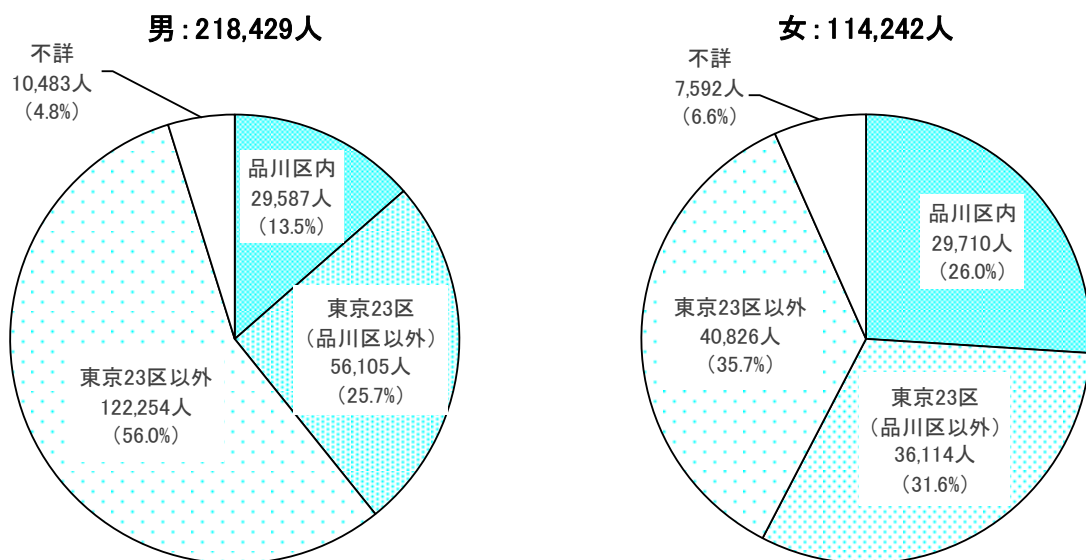
品川区で従業している人の常住地をみると、男性は「東京 23 区以外(56.0%)」が 50%を超えており、「品川区内」は 13.5%にとどまっています。女性は「東京 23 区以外(35.7%)」、「東京 23 区(品川区以外)(31.6%)」がいずれも 30%台であり、「品川区内」は 26.0%となっています。

■ 品川区に常住する就業者の従業地 ■



資料：国勢調査(平成 27 年)

■ 品川区に従業する就業者の常住地 ■



資料：国勢調査(平成 27 年)

(6) 区内事業所の状況

品川区内の事業所数は21,609事業所であり、産業大分類別にみると、「卸売・小売業(22.6%)」が最も多く、「宿泊業、飲食サービス業(15.1%)」、「不動産業、物品賃貸業(12.2%)」が続いています。

また、品川区内の事業所で働く従業者数は412,700人であり、産業大分類別にみると、「卸売・小売業(21.1%)」が最も多く、「情報通信業(18.1%)」、「サービス業(他に分類されないもの)(9.1%)」、「製造業(8.9%)」が続いています。

■ 品川区内の事業所数・従業者数(産業大分類別) ■

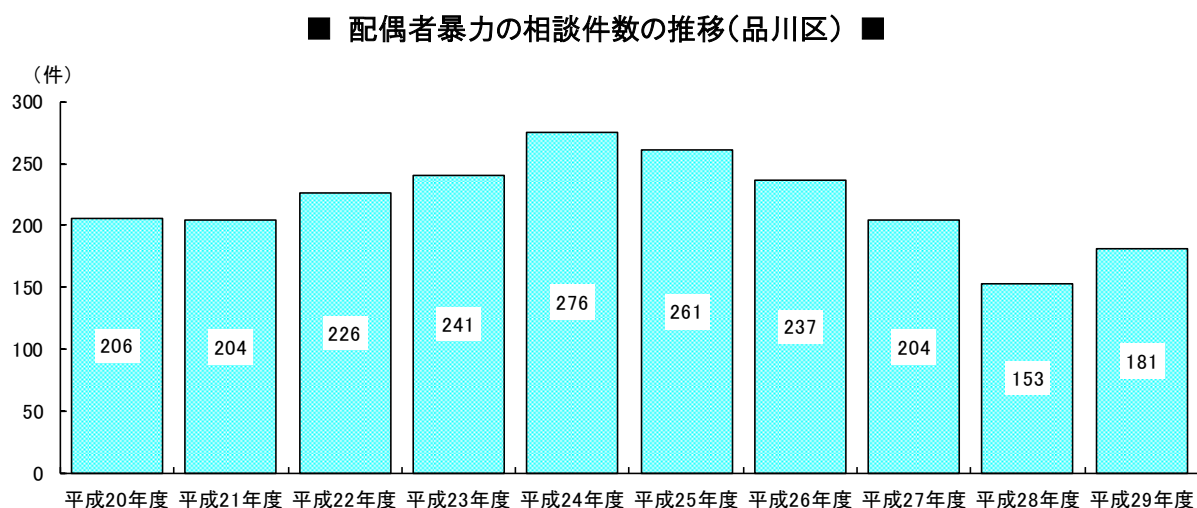
	事業所数		従業者数	
	事業所	割合	人	割合
農業・林業	7	0.0%	35	0.0%
漁業	1	0.0%	4	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	4	0.0%
建設業	1,192	5.5%	19,676	4.8%
製造業	1,785	8.3%	36,558	8.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.1%	867	0.2%
情報通信業	824	3.8%	74,558	18.1%
運輸業、郵便業	602	2.8%	25,918	6.3%
卸売・小売業	4,876	22.6%	87,184	21.1%
金融業・保険業	359	1.7%	9,353	2.3%
不動産業、物品賃貸業	2,632	12.2%	12,061	2.9%
学術研究、専門・技術サービス業	1,143	5.3%	24,368	5.9%
宿泊業、飲食サービス業	3,253	15.1%	27,560	6.7%
生活関連サービス業、娯楽業	1,456	6.7%	17,804	4.3%
教育、学習支援業	531	2.5%	13,187	3.2%
医療、福祉	1,508	7.0%	21,081	5.1%
複合サービス業	52	0.2%	921	0.2%
サービス業(他に分類されないもの)	1,316	6.1%	37,544	9.1%
公務(他に分類されるものを除く)	51	0.2%	4,017	1.0%
総数	21,609	100.0%	412,700	100.0%

資料：経済センサス基礎調査(平成26年7月1日)

(7) 配偶者等からの暴力の相談等の現状

① 相談件数の推移

品川区の配偶者等からの暴力の相談件数は、2012(平成 24)年度が 276 件で最も多く、2017(平成 29)年度には 181 件となっています。

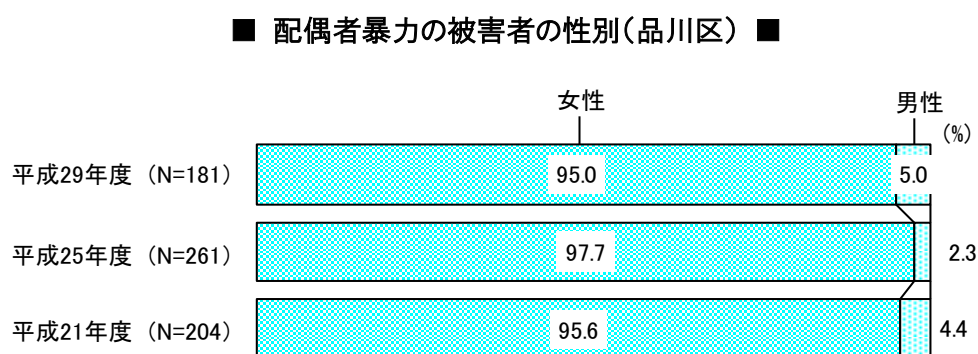


資料：品川区

② 相談件数の内訳

◆被害者の性別

被害者の性別は、2017(平成 29)年度は「女性」が 95.0%、「男性」が 5.0%となっており、2009(平成 21)年度、2013(平成 25)年度と比べ、男性の割合がわずかに高くなっています。

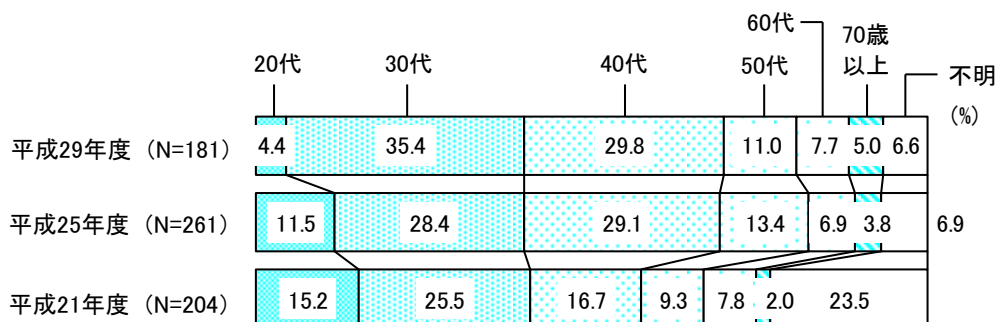


資料：品川区

◆被害者の年代

被害者の年代は、2017(平成 29)年度は「30 代(35.4%)」が最も多く、「40 代(29.8%)」が続いています。2009(平成 21)年度、2013(平成 25)年度と比べると、30 代、40 代の割合が高くなっています。

■ 配偶者等からの暴力の被害者の年代(品川区) ■

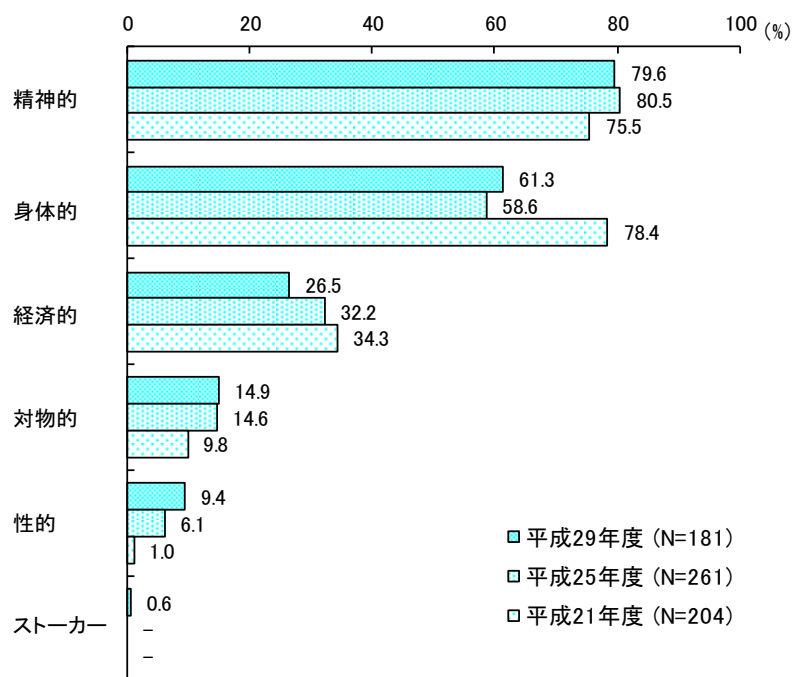


資料: 品川区

◆暴力の形態

暴力の形態は、2017(平成 29)年度は「精神的(79.6%)」が約8割で最も多くなっており、「精神的」と「身体的」な暴力を受けている傾向は変わりありません。

■ 配偶者等からの暴力の形態(複数回答)(品川区) ■



資料: 品川区

※ 平成 21 年度、平成 25 年度には、「ストーカー」については、取っていない

◆被害者と加害者の関係

被害者と加害者の関係は、2017(平成 29)年度は「夫」が 87.8%となっており、「妻」と「元夫」が 4.4%、「内縁夫」が 1.7%と続いています。2009(平成 21)年度、2013(平成 25)年度と比べると、「夫」からの暴力が最も多いことに変わりありません。

■ 配偶者等からの暴力の加害者(品川区) ■

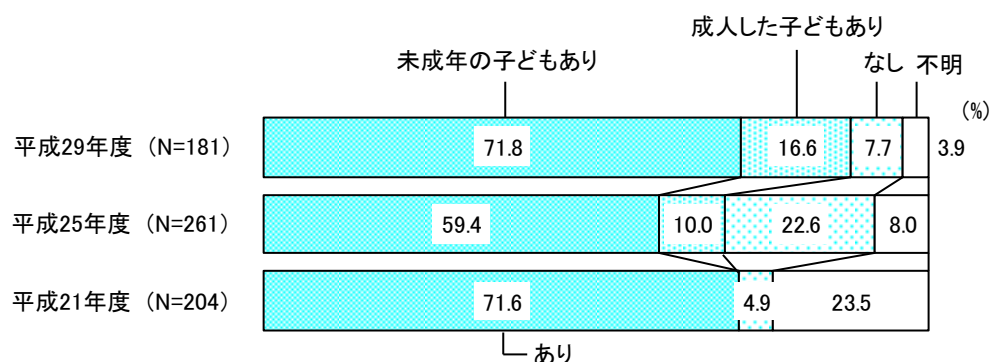
		夫	妻	元夫	元妻	内縁夫	内縁妻	恋人	元恋人	計
平成29年度	件数	159	8	8	1	3	0	2	0	181
	割合(%)	87.8	4.4	4.4	0.6	1.7	0.0	1.1	0.0	100.0
平成25年度	件数	224	5	4	0	16	0	5	7	261
	割合(%)	85.8	1.9	1.5	0.0	6.1	0.0	1.9	2.7	100.0
平成21年度	件数	167	4	6	0	15	2	6	4	204
	割合(%)	81.9	2.0	2.9	0.0	7.4	1.0	2.9	2.0	100.0

資料：品川区

◆子どもの有無

未成年の子どもがいる被害者の割合は、2017(平成 29)年度は約7割となっています。2013(平成 25)年度と比べると、未成年の子どもがいる割合が 10 ポイント程度高くなっています。

■ 被害者の子どもの有無(品川区) ■



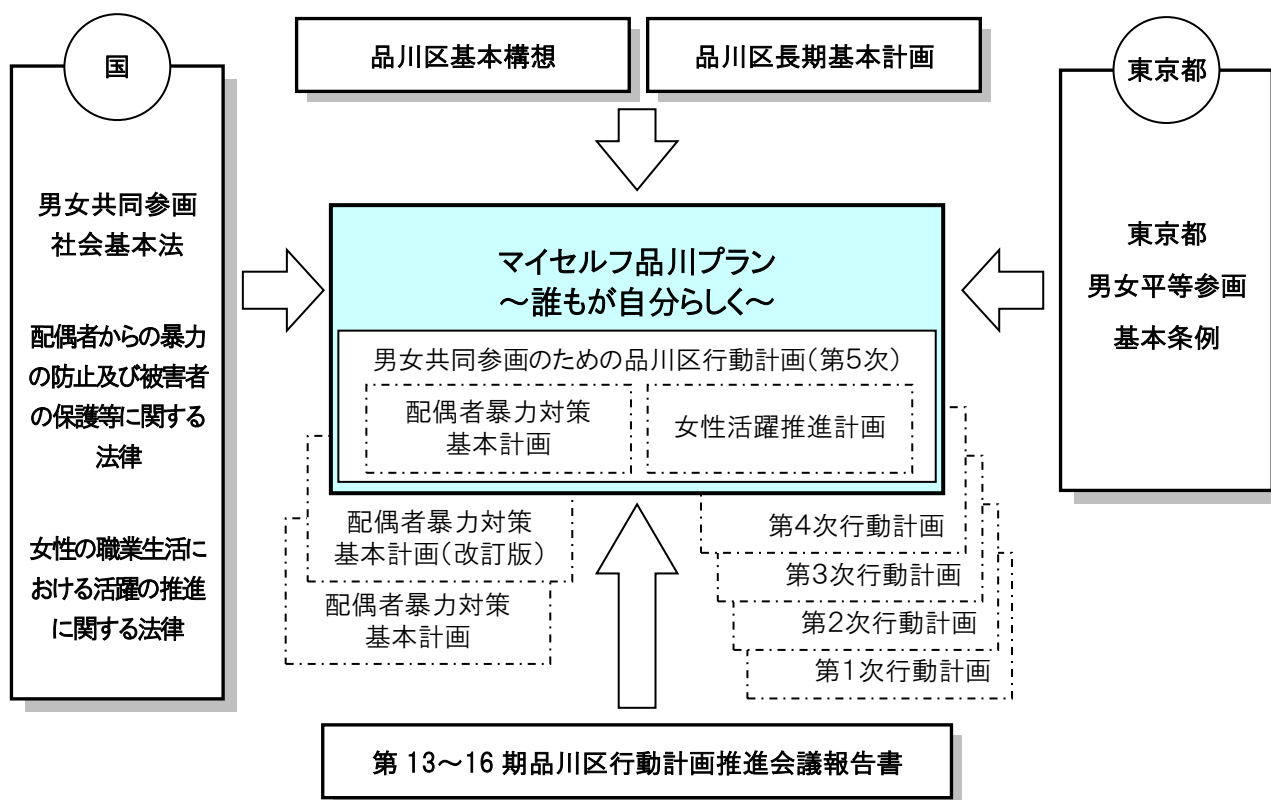
資料：品川区

※ 平成 21 年度の「あり」では、子どもの年齢別(未成年・成人)統計は取っていないため不明

(1) 計画の位置づけ

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条ならびに第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- ③ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- ④ 本計画は、「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」および関連する計画との整合性をもった計画です。
- ⑤ 本計画は、男女共同参画社会をめざす第1次から第4次の行動計画を継承した第5次行動計画であり、配偶者暴力対策基本計画と女性活躍推進計画を包含した計画です。
- ⑥ 本計画は、第 13～16 期品川区行動計画推進会議の報告を踏まえ策定した計画です。
- ⑦ 本計画の防災に関する内容は、特に第 14 期品川区行動計画推進会議「女性の力を生かした地域防災力の向上について」の報告を踏まえています。

■ 計画の位置づけ ■



(2) 計画の期間

計画の期間は、2019(平成31)年度から2028年度までの10年間です。計画は、概ね5年後に見直しを行います。

■ 計画の期間 ■

年度													
2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
									見直し				
男女共同参画のための 品川区行動計画(第4次) 2009(平成21)～2018(平成30)年度				マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～ 2019(平成31)～2028年度 男女共同参画のための品川区行動計画(第5次) 〔品川区配偶者暴力対策基本計画 品川区女性活躍推進計画〕									
品川区配偶者暴力対策 基本計画(改訂版) 2015(平成27)～2018(平成30)年度													

(3) 計画の策定体制

① マイセルフ品川プラン策定検討委員会

学識経験者や公募委員から構成された「マイセルフ品川プラン策定検討委員会」において本計画を検討しました。

② 品川区男女共同参画推進行政連絡会議

庁内の委員や幹事から構成された「品川区男女共同参画推進行政連絡会議」において本計画を検討しました。

③ 品川区行動計画推進会議

学識経験者や公募委員から構成された「品川区行動計画推進会議」より報告のあった提言を踏まえて本計画を策定しました。

④ 区民意識調査、区内事業所状況調査の実施

区民や事業所、関係機関の男女共同参画等に関する意識・実態を把握するとともに、区の施策に対する要望等を総合的に把握するための「男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査」を実施しました。

調査名	区民意識調査	区内事業所状況調査
調査対象	品川区内在住の満 18 歳以上 80 歳未満の区民 2,000 人 (住民基本台帳より層化二段無作為抽出法)	品川区内に単独事業所または本社、本店がある事業所 1,000 事業所 (経済センサスのリストより産業分類・従業者規模別に従業者数の占める割合で割付し無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回答法(督促礼状1回送付)	郵送配布・郵送回答法(督促礼状1回送付)
調査時期	2017(平成 29)年 11 月 10 日(金)～11 月 27 日(月)	2017(平成 29)年 11 月 10 日(金)～11 月 27 日(月)
有効回収数	842(42.1%)	250(25.0%)
調査項目	基本属性、男女平等・男女共同参画に関する意識、家事・子育て・介護、教育・啓発、ワーク・ライフ・バランス、人権、性的(セクシュアル)マイノリティ*、配偶者等からの暴力・デートDV、区の施策、防災	事業所概要、女性の登用・雇用、ハラスメント対策、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの取組、性的(セクシュアル)マイノリティへの配慮、独自の取組、男女共同参画に関する制度、区の施策など

⑤ ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり、民間支援団体(特定非営利活動法人BONDプロジェクト、認定NPO法人ReBit)へのヒアリング調査を実施しました。

⑥ 庁内調査の実施

計画策定にあたり、庁内の関係各課への進捗状況調査やヒアリング調査を実施しました。

⑦ パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、2018(平成 30)年 12 月1日(土)～12 月 21 日(金)までパブリックコメントを実施しました。

第2章 基本的考え方

■ 基本理念 ■

区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、
多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、
能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、
いきいきと安心して暮らせる
男女共同参画社会の実現

本計画は、区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に対等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目的として策定するものです。

区民一人ひとりが、性別や国籍、人種、文化などの様々な違いにとらわれず、多様な生き方を互いに尊重し合い、自分らしい生き方とライフスタイルをめざすことが、最も重要な視点になると考えます。

また、少子・高齢社会が進む中で、互いに支え合う地域社会をつくるためには、区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体、区などがそれぞれに主体性を発揮し、連携・協力していくことも大切です。

本計画では、家庭、地域、職場、学校のすみずみにまで男女共同参画の視点を浸透させ、これにより、多様な状況にある区民が性別にかかわらず、能力と個性を発揮して互いに支え合う地域社会をつくることを基本理念として定めます。

「ダイバーシティ*」と「インクルージョン*」について

本計画では、「区民一人ひとりが、性別や国籍、人種、文化などの様々な違いにとらわれず、多様な生き方を互いに尊重し合い、自分らしい生き方とライフスタイルをめざすことが、最も重要な視点になる」と考えていますが、近年、「ダイバーシティ」や「インクルージョン」という考え方がみられるようになりました。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、「Know Differences, Show Differences. ちがいを知り、ちがいを示す。」というアクションワードのもと、ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)を、東京2020大会の成功の原動力として、大会計画・運営準備を進めています。

ここでは、「ダイバーシティ」は、「『多様性』一人ひとりのちがいを指し、「多様性」は、「年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど」多岐に渡り、「インクルージョン」は、「『包括・包含』『受け入れる・活かす』という考えのもと、「『多様性』一人ひとりのちがいを(ダイバーシティ)を尊重し、異なる価値観や能力を活かし合う(インクルージョン)ことで、イノベーションや新たな価値創造につなげ、一人ひとりが心から楽しめる東京2020大会」に向けた取組を進めています。

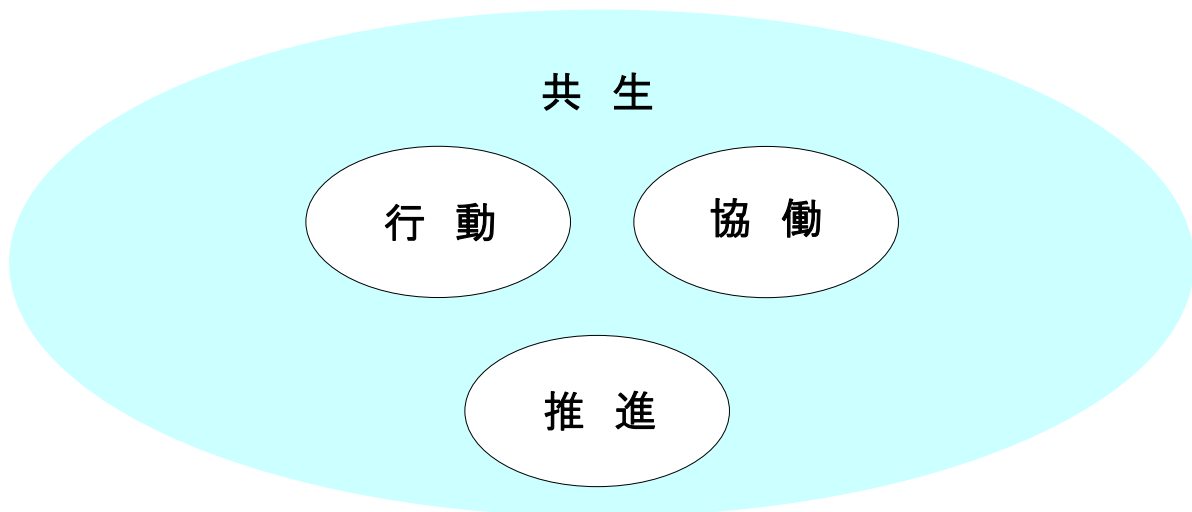
参考：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ

2

基本視点

基本理念を実現していくために、本計画から新たに包括的視点として「共生」を追加し、次の4つの基本視点に立って本計画を推進していきます。

■ 基本視点 ■



◆共生

区は、区民一人ひとりが、性別、国籍、人種、文化などの様々な違いを互いに尊重し、認め合いながら、多様な人々が共生できるような環境づくりに取り組んでいきます。

◆行動

区民一人ひとりが、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる場面において男女共同参画の理念に基づき、意識や慣行を見直し、男女共同参画社会の実現に向けて行動します。

◆協働

男女共同参画の施策の実施にあたっては、区と区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体などがそれぞれ主体となって、協働していきます。

◆推進

計画の推進にあたっては、進捗状況の調査とその評価を実施しながら推進します。

本計画は、次の4つの基本目標に沿って、施策を進めていきます。

(1) 人権が尊重されるまち しながわの実現

男女が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合い、性別にとらわれることなく対等な立場で能力と個性を発揮することは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な目標です。区民生活のあらゆる場面で従来の慣行を見直し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方ができる社会をめざした意識啓発や情報提供等を行います。

(2) あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力やストーカー行為、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害を未然に防ぐためには、配偶者等からの暴力やストーカー行為等の防止に向けた普及啓発、早期発見が重要であり、被害者の支援にあたっては、相談から保護、自立まで、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。あらゆる暴力は人権侵害であるという認識に立ち、なかでも女性に対する暴力を根絶するための施策を充実します。

(3) 女性の活躍と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

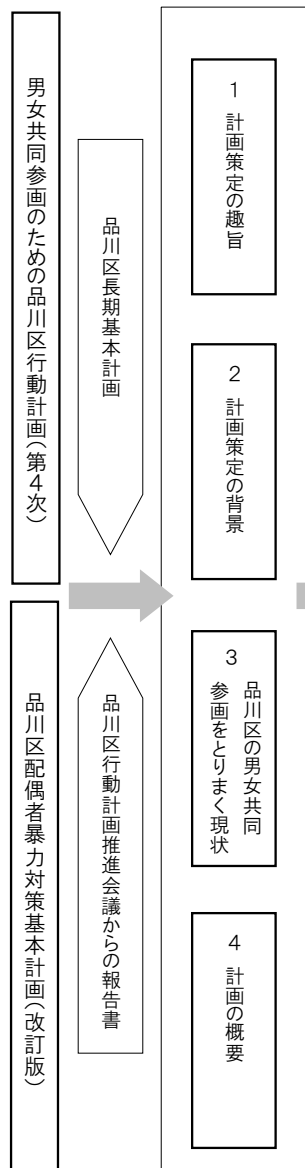
男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域、余暇や自己啓発など様々な分野においてバランスよく活動できることが重要です。働きたい女性が社会的なキャリアを育みつつ、働きつづけられるように、子育てや介護などの支援を充実するとともに、特に男性が従来の仕事中心のライフスタイルから、仕事、家庭生活、地域生活等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、事業者とも協働して施策を推進していきます。

(4) 男女共同参画のまちづくりの推進

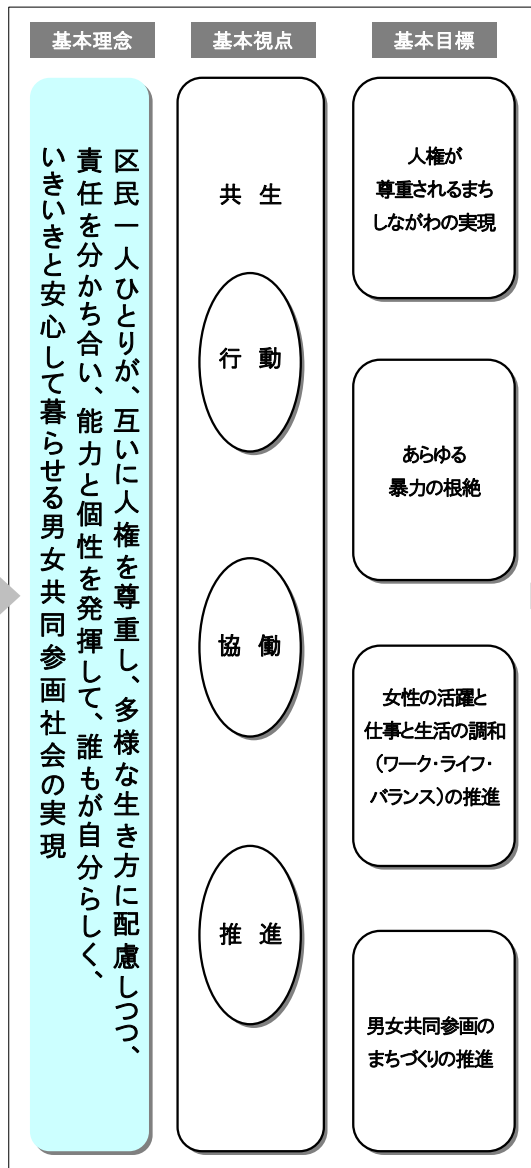
男女共同参画社会の実現に向けては、地域活動や防災などの様々な分野において男女がともに参画し、多様な視点が反映されたまちづくりが重要です。地域活動や防災分野を含め、政策や方針の決定過程に女性が今まで以上に参画できるようしくみづくりを進めるとともに、人材の育成と発掘などを積極的に行います。

4 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の全体像

第1章 計画の枠組

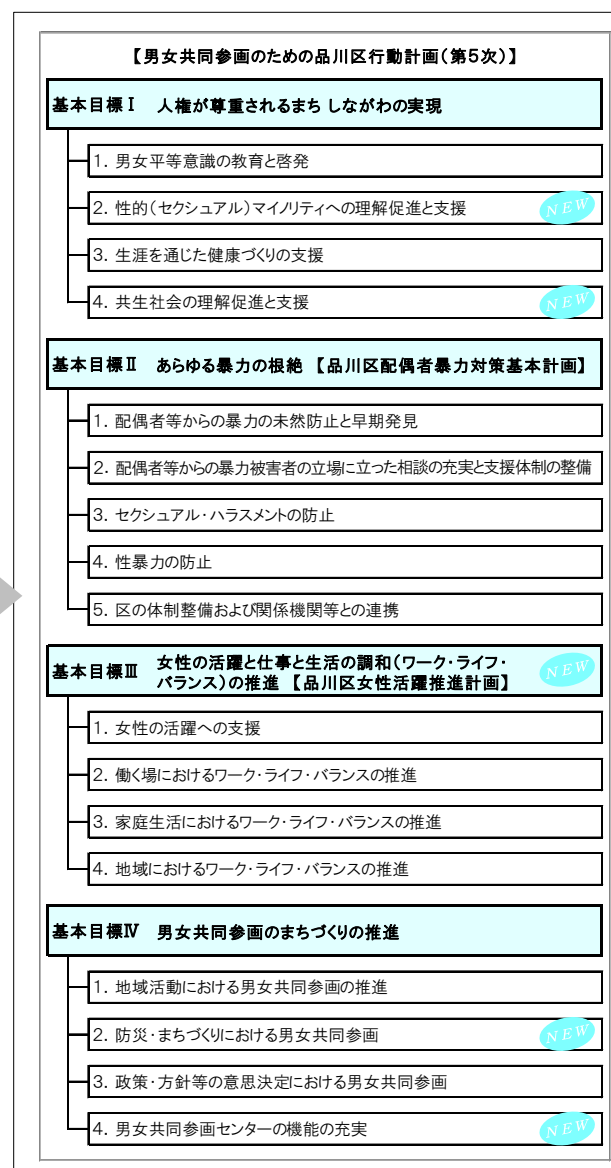


第2章 基本的考え方

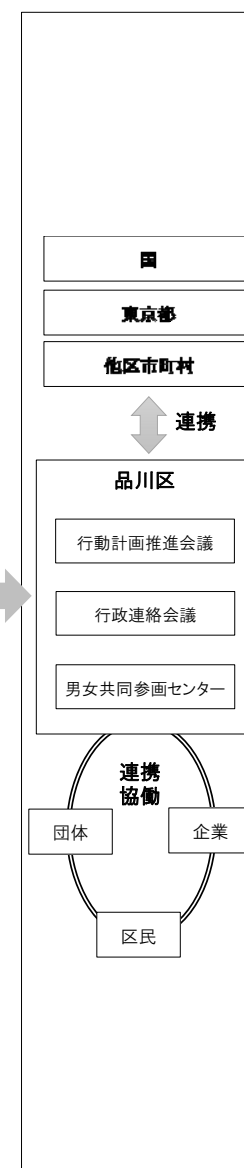


NEW : 男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)から新たに追加した項目

第3章 課題解決の方向と取組



第4章 計画を推進するために



第2章

基本的考え方

5 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の体系

基本目標	目標
I 人権が尊重されるまち しながわの実現	1. 男女平等意識の教育と啓発
	2. 性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進と支援 NEW
	3. 生涯を通じた健康づくりの支援
	4. 共生社会の理解促進と支援 NEW
II あらゆる暴力の根絶 【品川区配偶者暴力 対策基本計画】	1. 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
	2. 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の 充実と支援体制の整備
	3. セクシュアル・ハラスメントの防止
	4. 性暴力の防止
	5. 区の体制整備および関係機関等との連携
III NEW 女性の活躍と 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進 【品川区女性活躍 推進計画】	1. 女性の活躍への支援
	2. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	3. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	4. 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
IV 男女共同参画の まちづくりの推進	1. 地域活動における男女共同参画の推進
	2. 防災・まちづくりにおける男女共同参画 NEW
	3. 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
	4. 男女共同参画センターの機能の充実 NEW

NEW：男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)から新たに追加した項目
重点：重点施策

基本施策
(1)男女平等意識の教育と啓発 (2)男女平等教育の推進 (3)メディアにおける人権の尊重
(1)性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進に向けた教育と啓発 重点 (2)性的(セクシュアル)マイノリティへの支援 重点
(1)年代や性差に応じた健康づくりの支援 (2)こころの健康づくりの支援
(1)共生社会の理解促進に向けた取組 (2)外国人に開かれた地域社会をつくるための取組
(1)暴力防止に向けた啓発活動の推進 (2)若年層に向けた意識啓発と教育の推進 重点 (3)早期発見への取組
(1)相談機能の充実 (2)安全確保に向けた体制の整備 (3)自立に向けた支援体制の整備 (4)子どもへの支援体制の整備
(1)セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 (2)相談の充実
(1)性暴力防止のための啓発 (2)相談の充実
(1)区の体制の整備と施策の推進 (2)関係機関との連携の推進
(1)就労の支援 (2)起業・創業の支援 (3)働きやすい職場環境づくり (4)ワーク・ライフ・バランスの普及
(1)企業等への働きかけ 重点
(1)子育てをしやすい環境づくり (2)男女がともに子育てをするための支援 (3)ひとり親家庭への支援 (4)高齢者・障害者とその家族への支援
(1)地域における子育て・介護等の支援体制の整備
(1)地域活動における男女共同参画の推進 (2)地域活動に参画しやすい環境づくり
(1)防災分野における多様な視点の反映 重点 (2)まちづくりにおける女性の参画の拡大
(1)審議会等への男女共同参画 (2)区役所における男女共同参画推進体制の充実
(1)男女共同参画意識の啓発 (2)区民等との協働・交流 (3)相談機能の整備

「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の数値目標

本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに区民にわかりやすい指標を次のように設定し、計画見直しの参考とします。

基本目標Ⅰ 人権が尊重されるまち しながわの実現

指標	実績	目標	担当課	関連している目標
	2018年度 (平成30)	2023年度		
「人権尊重都市品川宣言」を「知っている」人の割合 (人権に関わる意識調査)	26.9% (平成26年調査)	50.0%	人権啓発課	1 男女平等意識の教育と啓発
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「そうは思わない」人の割合 (男女共同参画等に関する区民意識調査)	63.7% (平成29年調査)	80.0%	人権啓発課	1 男女平等意識の教育と啓発
性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進に向けた講座・イベントの開催回数	年3回	継続実施	人権啓発課	2 性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進と支援
がん検診の受診率※ ¹ ①子宮(頸)がん ②乳がん	① 27.4% ② 27.2% (平成29年度)	現状以上	健康課	3 生涯を通じた健康づくりの支援

※¹ 当該年度および前年度に品川区の子宮(頸)がん検診および乳がん検診を受診した区民の割合(子宮(頸)がん検診および乳がん検診は2年に1回)

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

指標	実績	目標	担当課	関連している目標
	2018年度 (平成30)	2023年度		
「デートDV」という言葉の認知度※ ² ①女性 ②男性 (男女共同参画等に関する区民意識調査)	① 40.9% ② 25.3% (平成29年調査)	① 80.0% ② 80.0%	人権啓発課	1 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
セクシュアル・ハラスメントや性暴力等に関する講座の開催回数	年1回	継続実施	人権啓発課	3 セクシュアル・ハラスメントの防止 4 性暴力の防止

※² 「内容を知っている」の割合

基本目標Ⅲ 女性の活躍と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

指標	実績	目標	担当課	関連している目標
	2018年度 (平成30)	2023年度		
職場において男女の地位の平等感が「平等」と考えている人の割合 ①女性 ②男性 (男女共同参画等に関する区民意識調査)	① 18.9% ② 23.7% (平成29年調査)	① 60.0% ② 60.0%	人権啓発課	1 女性の活躍への支援
区内事業所におけるハラスメント対策に取り組んでいる割合※3 (男女共同参画等に関する事業所状況調査)	41.8% (平成29年調査)	70.0%	人権啓発課	1 女性の活躍への支援
区内事業所における「女性活躍推進法」という言葉の認知度※4 (男女共同参画等に関する事業所状況調査)	59.1% (平成29年調査)	80.0%	人権啓発課	2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度で3つをともに優先している人の割合 ①希望 ②現状 (男女共同参画等に関する区民意識調査)	① 全体 18.6% 女性 22.4% 男性 13.6% ② 全体 5.6% 女性 5.7% 男性 5.3% (平成29年調査)	① 50.0% ② 40.0%	人権啓発課	2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
区職員における男性の育児休業取得率※5 (第二次前期品川区特定事業主行動計画)	2.9% (平成29年度)	10%以上	人事課	2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

※3 「防止策や対応策など、すでに何らかの取組を実施している」の割合

※4 「内容を含めて良く知っている」と「内容をある程度知っている」を合計した割合

※5 当該年度内に子が生まれた男性職員の総数に占める育児休業(子が3歳に達する日(誕生日の前日)まで取得可)の取得者数の割合

基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくりの推進

指標	実績	目標	担当課	関連している目標
	2018年度 (平成30)	2023年度		
地域活動・ボランティア活動などについて、「取り組んでいる活動がある」人の割合※6 (男女共同参画等に関する区民意識調査)	26.4% (平成29年調査)	60.0%	人権啓発課	1 地域活動における男女共同参画の推進
品川区防災会議における女性の割合	6.6%	国の目標値 30.0%	防災課	2 防災・まちづくりに関する男女共同参画
審議会・委員会等※7における女性委員の割合 ①行政委員会 ②審議会等	① 23.1% ② 33.3%	① 40.0% ② 40.0%	人権啓発課	3 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
区職員における課長級以上の女性職員の割合 (第二次前期品川区特定事業主行動計画)	23.5%	30.0%	人事課	3 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
品川区男女共同参画センターの認知度※8(区民) (男女共同参画等に関する区民意識調査)	17.9% (平成29年調査)	40.0%	人権啓発課	4 男女共同参画センターの機能の充実

※6 なんらかの活動に参加している人の割合

※7 地方自治法(第180条、第202条)に定めるものおよび、それ以外で条例、規則、要綱等に基づき区が設置している会議等

※8 「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した割合

第3章 課題解決の方向と取組

基本目標Ⅰ 人権が尊重されるまち しながわの実現

現状と課題① 男女平等意識の啓発

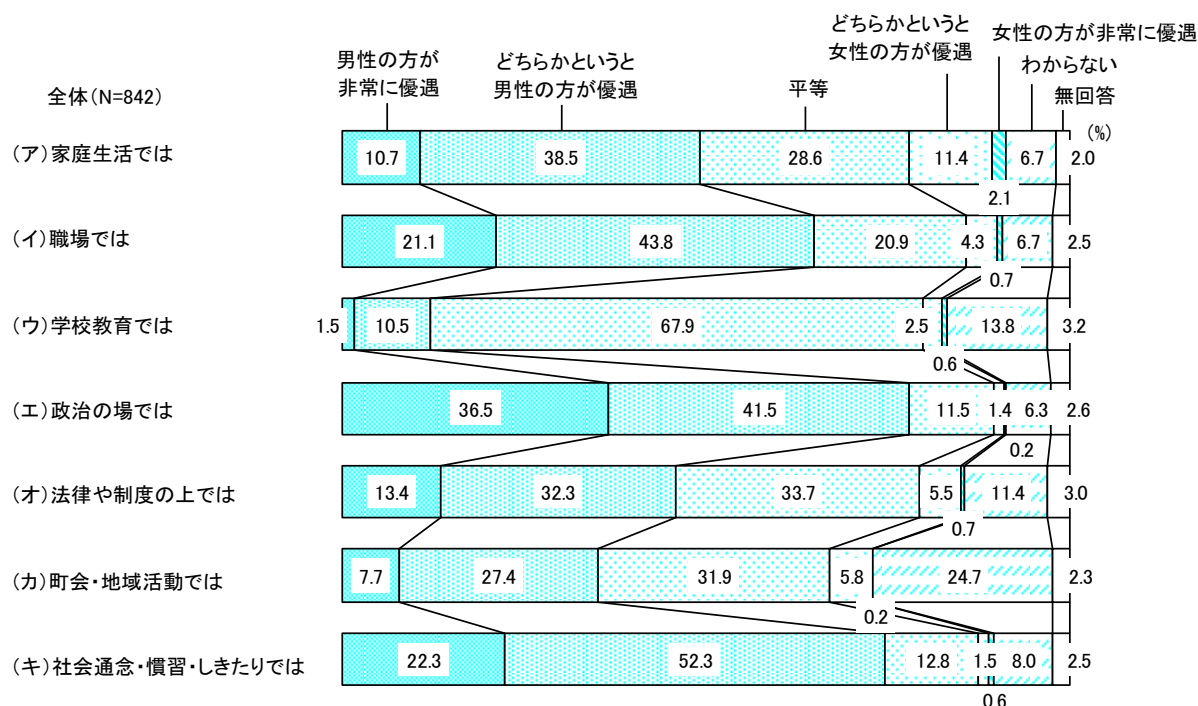
区民が男女とも、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方を尊重することが必要です。そのためには、男だから、女だからという固定的な価値観にとらわれず、互いの多様性を認め合う関係づくりが重要です。

「品川区男女共同参画等に関する区民意識調査」(以下「区民意識調査」と記載)によると、男女の地位の平等感では、『職場では』、『社会通念・慣習・しきたりでは』、『政治の場では』において、多くの区民が『男性優遇(「男性の方が非常に優遇」と「どちらかというと男性の方が優遇」の合計)』と感じており、不平等感が強くなっています。また、結婚している人の家庭内の役割分担についてみると、女性は7つの項目で「妻」が最も多く、特に『洗濯』、『食事のしたく』で約7割となっています。

課題

- 家庭や地域社会、職場や学校において、人権意識や男女平等意識を根づかせるための教育と啓発

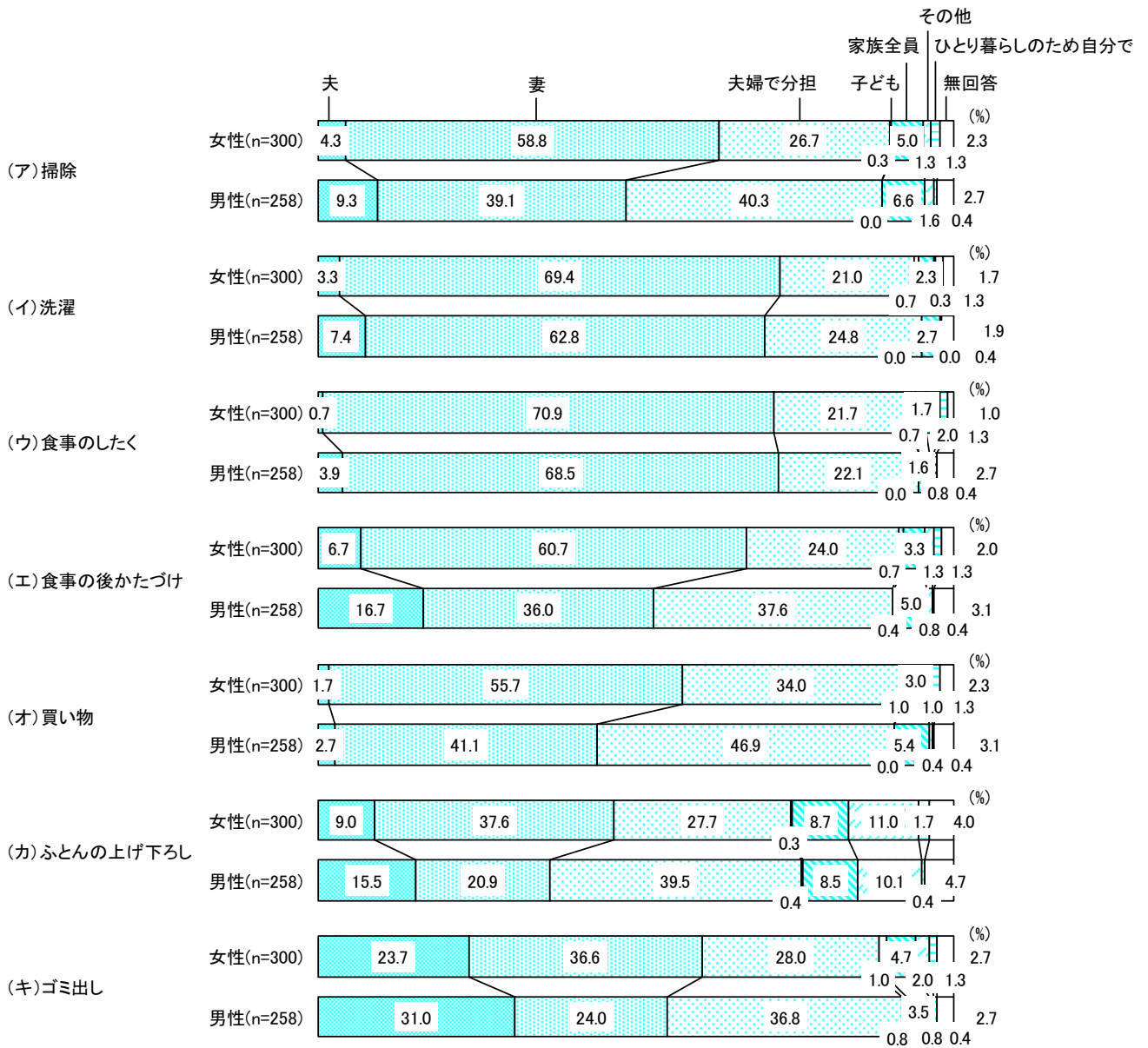
図表Ⅰ-1 分野別男女平等評価(全体)



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成29年)

図表 I -2 家庭内における役割分担(性別)

<結婚している人>



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題② 性の多様性を認め合う社会づくり

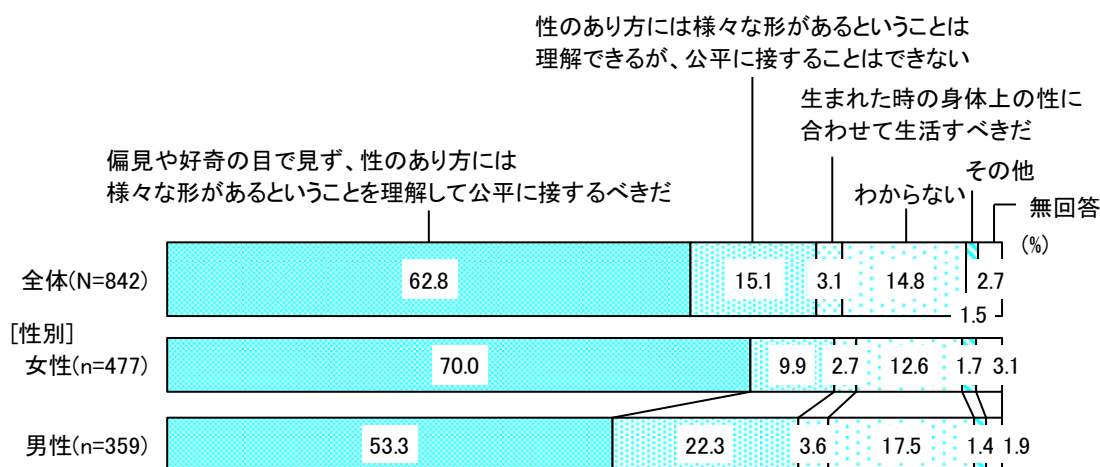
性自認や性的指向のあり方の多様性を認め合い、差別や偏見をなくすことは、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるために重要です。

区民意識調査によると、性的(セクシュアル)マイノリティへの考え方をみると、男女ともに「偏見や好奇の目で見ず、性のあり方には様々な形があるということを理解して公平に接するべきだ」が最も多くなっていますが、女性は7割、男性は5割台と男女で意識の差がみられます。また、性の多様性を認め合う社会をつくるための取組が《必要だと思う(「必要だと思う」と「やや必要だと思う」の合計)》は、女性は6割台、男性は5割台となっています。さらに、性の多様性を認め合う社会をつくるために必要な取組としては、男女ともに「教育現場での啓発活動や配慮(性の多様性の講演会や授業、制服やトイレの配慮)」が最も多く、7割を超えています。

課題

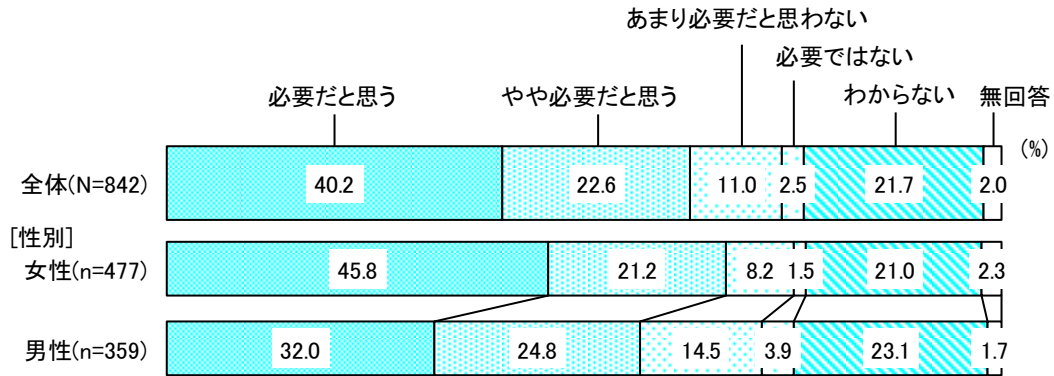
- ・ 性自認や性的指向の多様なあり方について区民一人ひとりの理解促進に向けた教育と啓発
- ・ 性的(セクシュアル)マイノリティのニーズに沿った支援

図表Ⅰ-3 性的(セクシュアル)マイノリティへの考え方(全体、性別)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

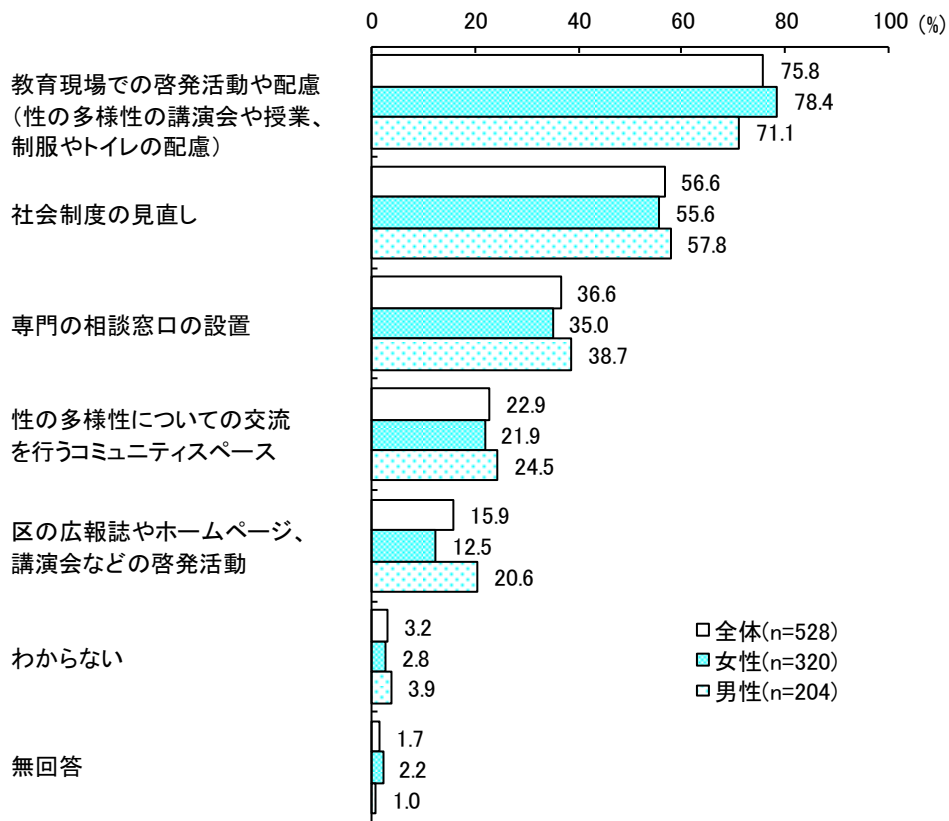
図表 I -4 性の多様性を認め合う社会をつくるための取組の必要性(全体、性別)



資料: 男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

図表 I -5 性の多様性を認め合う社会をつくるために必要な取組(全体、性別:複数回答)

<必要だと思う人>



資料: 男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題③ 生涯を通じた健康づくりの支援

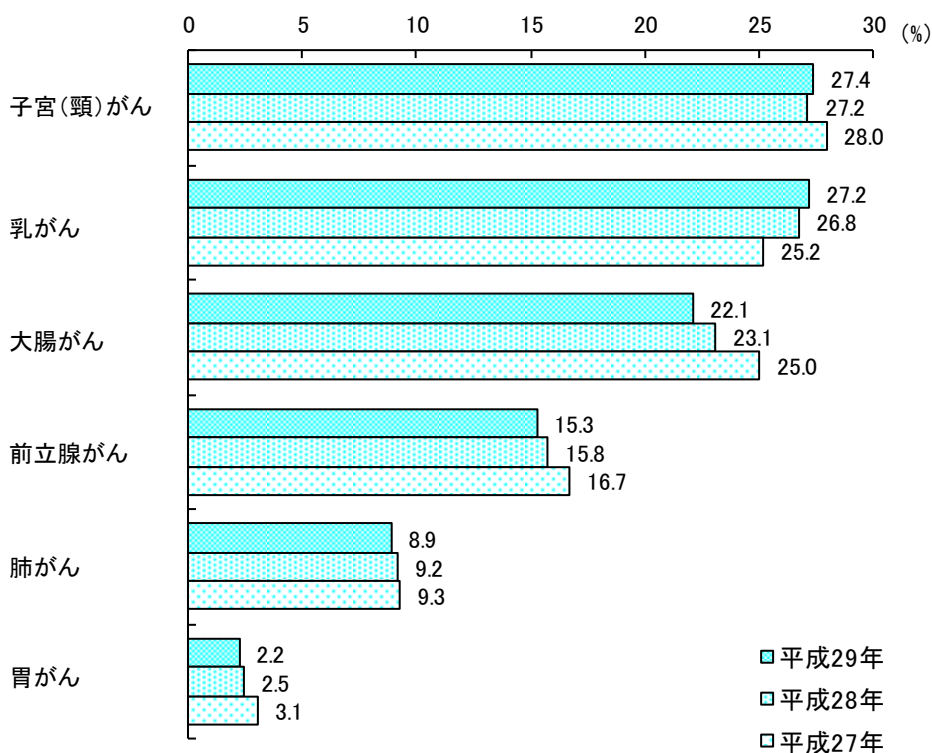
生涯を通じた健康づくりを推進するためには、年代や性差を十分に理解し合い、こころとからだの健康づくりを考えていく必要があります。

品川区の各種がん検診受診率をみると、『子宮(頸)がん』、『乳がん』で 25%を超え、『大腸がん』で 20%を超えています。『前立腺がん』では 15%以上となっています。また、近年の各種がん検診の受診率には大きな変化はなく、女性を対象とした『子宮(頸)がん』や『乳がん』に比べ、男性を対象とした『前立腺がん』の受診率が低くなっている傾向も変わりありません。

課題

- ・ それぞれの年代に応じた適切な健康に管理に向けた教育や指導
- ・ 男女があらゆる年代において互いの性と健康について理解し、尊重し合えるような啓発

図表Ⅰ-6 各種がん検診受診率(品川区)



資料：品川区

現状と課題④ 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり

一人ひとりが能力や個性を十分に発揮するには、年齢や性別、国籍や文化の違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現が不可欠です。

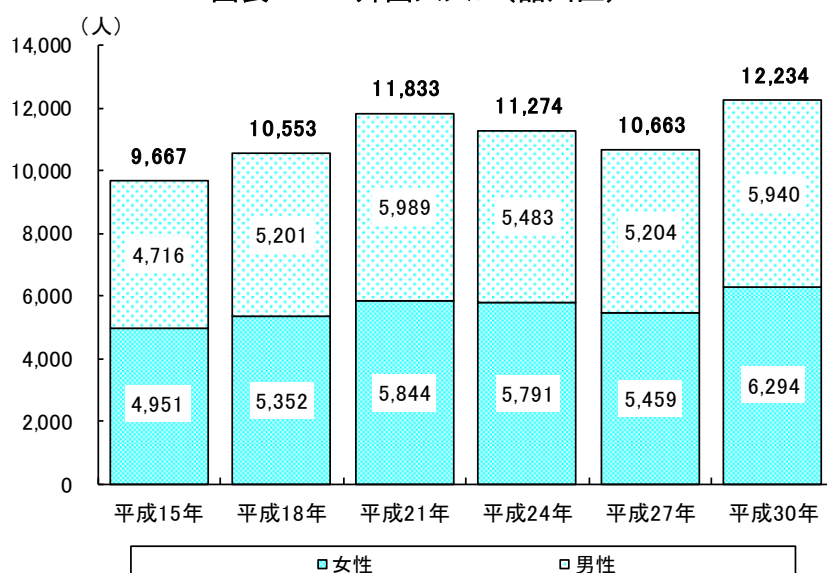
品川区の外国人人口は、2015(平成 27)年まで 10,000 人～11,000 人程度で推移してきましたが、2018(平成 30)年には 12,234 人となっており、初めて 12,000 人を超えています。

人権に関わる意識調査によると、外国人の人権を尊重することへの賛否として、《賛成(「全面的に賛成である」と「ある程度賛成である」の合計)》は 85.5%となっており、過去調査と同様の傾向となっています。

課題

- ・ 国籍や文化の違いなどについて理解を深めるための教育や国際交流ができる講座の開催
- ・ 多様な人々が安心して暮らすための支援

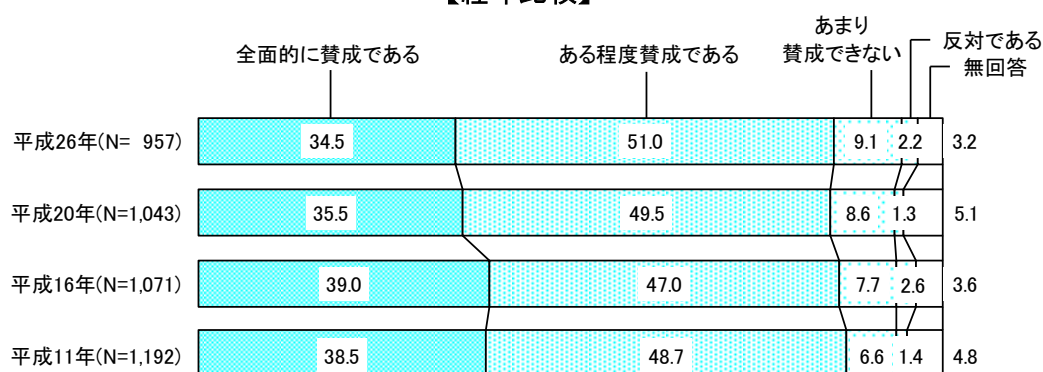
図表 I-7 外国人人口(品川区)



資料：平成 24 年までは外国人登録者数、平成 27 年からは住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

図表 I-8 外国人の人権を尊重することへの賛否(全体)

【経年比較】



資料：人権に関わる意識調査(平成 11 年、平成 16 年、平成 20 年、平成 26 年)

1 男女平等意識の教育と啓発

(1) 男女平等意識の教育と啓発

人権尊重都市品川宣言の普及を図るために、人権教育および啓発を推進します。また、男女平等を人権問題としてとらえ、違いを認め合い、相互に尊重し合う思いやりを育てるための教育と啓発活動を推進します。さらに、区内企業に対し男女平等意識の向上を働きかけるとともに、区の職場においても男女平等意識を啓発します。

① 人権尊重都市品川宣言の普及・啓発

取組	内容	担当課
「人権尊重都市品川宣言」のイベントでの紹介、各種刊行物への掲載	「人権尊重都市品川宣言」について講座や映画のつどい、広報媒体を活用し普及していきます。区の広報紙特集号に定期的に掲載し普及を図ります。また、「しながわ・人権のひろば 出品標語作品集」や「人権尊重の教育の指導資料集―同和教育の推進のために―」においても掲載します。	人権啓発課 教育総合支援センター
区施設等への「人権尊重都市品川宣言」の掲示	庁舎や区施設等に「人権尊重都市品川宣言」を掲示します。	人権啓発課
区職員・区立学校教職員に対する周知	区職員・区立学校教職員の研修において、「人権尊重都市品川宣言」を周知します。	人権啓発課 教育総合支援センター

② 男女平等の視点に基づく人権教育と学習機会の提供

取組	内容	担当課
男女平等啓発誌「マイセルフ」・パンフレット・ホームページ等による情報提供	男女平等啓発誌「マイセルフ」・啓発パンフレットの発行およびホームページ等において、男女平等の視点に基づいた情報提供を行います。	人権啓発課
図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動などにあわせて、図書館で人権啓発特集展示(人権・平和を含む)を行います。	人権啓発課 品川図書館
男女平等の視点に基づく講座やイベント等	男女共同参画推進のためのフォーラムや講座、人権啓発・社会同和教育講座、憲法週間や人権週間における講演と映画のつどいなどを実施します。	人権啓発課
男女平等の視点に立った、カリキュラムや教材の使用	区立小学校、中学校、義務教育学校におけるカリキュラムや使用される教材は、男女平等の視点に立ったものとします。	指導課 教育総合支援センター

③ 働く場等における男女平等意識の啓発

取組	内容	担当課
働く場等における男女平等を推進することを目的とした講座やセミナー、イベント等	女性の活躍推進講演会や人権啓発・社会同和教育講座を実施します。また、品川区就業センター主催セミナーや東京都労働相談情報センター共催セミナーなど、労働セミナー等を開催します。	人権啓発課 文化観光課 商業・ものづくり課
区職員における適材適所の人事	区職員について、性別役割分担にとらわれない、適材適所の人事に努めます。	人事課 人権啓発課
区職員・区立学校教職員に対する研修	人権問題研修や、新任(基調講演)【後期】研修、主任・技能主任昇任前研修などを行います。	人事課 教育総合支援センター

(2) 男女平等教育の推進

学校教育について、子ども一人ひとりの個性を大切にする教育の充実を図ります。また、社会に出たあとも男女共同参画の意識を高め、性別にかかわらず能力を発揮できるような学習環境を充実します。

① 教育の場における男女平等の推進

取組	内容	担当課
「市民科」による人権教育	「市民科」において、様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図ります。	教育総合支援センター
男女混合名簿の推奨	区立小学校、中学校、義務教育学校において、男女混合名簿を使用するよう、推奨します。	教育総合支援センター
休日の授業参観など、働いている親が参加できる取組	区立小学校、中学校、義務教育学校において、働いている親が学校のイベントに参加しやすい土曜授業日や学校公開を実施します。	教育総合支援センター
多様な進路選択の提示	区立小学校、中学校、義務教育学校において、多様な進路選択を提示する進路指導を行います。	教育総合支援センター

(3) メディアにおける人権の尊重

区の刊行物において、女性や子ども、高齢者や障害者など、あらゆる人の人権に配慮した記述や表現が行われるように、人権尊重の視点に立って見直しを行います。

また、区民がメディアなどの情報を的確に読み解く力を伸ばし、主体的に判断して、情報を活用できる能力を育成するための支援を行います。

① 区刊行物等における男女平等の視点の定着

取組	内容	担当課
人権尊重と男女平等の視点に立った確認、研修	区の刊行物を作成する際に、人権尊重と男女平等の視点で問題となる表現がないか確認します。 職員研修により周知します。	全庁 人権啓発課

② メディア・リテラシー*の育成

取組	内容	担当課
メディア・リテラシーを育成する講座や教育の実施	区民が固定的な性別役割分担*や暴力を助長する表現などについて、人権尊重と男女平等の視点に立ってメディアの情報を読み解き、判断する力を身につけるための講座の実施や情報提供を行います。また、区立小学校、中学校、義務教育学校では、「市民科」においてメディア・リテラシー教育を行います。	人権啓発課 教育総合支援センター

2

性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進と支援

(1) 性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進に向けた教育と啓発 重点

性的(セクシュアル)マイノリティへの理解を促進するために、男女平等啓発誌「マイセルフ」や区の広報媒体を活用した啓発を行うとともに、講座を実施し、知識の普及を行います。また、区職員や区立学校教職員が適切に対応できるよう、性的(セクシュアル)マイノリティへの理解を促進します。

① 啓発活動の推進

取組	内容	担当課
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、性の多様性を理解し、性的(セクシュアル)マイノリティへの偏見をなくすための啓発を行います。	人権啓発課 教育総合支援センター
性的(セクシュアル)マイノリティについて理解を深めることを目的とした講座やイベント等の実施	性的(セクシュアル)マイノリティに関する講座やイベント等を実施します。	人権啓発課
事業所への啓発	性的(セクシュアル)マイノリティに関して事業所が理解を深めるための情報提供や啓発を行います。	人権啓発課 商業・ものづくり課
区職員・区立学校教職員に対する研修	区職員や区立学校教職員に対し、性的(セクシュアル)マイノリティに関する研修を実施します。また、東京都で行われる研修に参加するよう働きかけます。	人事課 教育総合支援センター
窓口等での配慮	各種手続き申請や講座・イベント等の参加申込みの際、特に性別の区分が必要な場合を除き、性別について質問したり、記載を求めたりしないよう職員に周知します。申請等の性別記載欄に関する調査を継続的に実施します。	人権啓発課

② 教育の場における理解の促進

取組	内容	担当課
区職員・区立学校教職員に対する研修 【再掲】(44 ページ)	区職員や区立学校教職員に対し、性的(セクシュアル)マイノリティに関する研修を実施します。また、東京都で行われる研修に参加するよう働きかけます。	人事課 教育総合支援センター
区立学校教職員による国・都マニュアルの活用	区立学校教職員が性的(セクシュアル)マイノリティの児童・生徒に適切な対応ができるよう、国や東京都のマニュアルを活用します。	教育総合支援センター

(2) 性的(セクシュアル)マイノリティへの支援 重点

性的(セクシュアル)マイノリティが悩みを相談しやすいよう、相談を充実するとともに、安心して利用できる居場所づくりを行います。また、区立小学校、中学校、義務教育学校において、性的(セクシュアル)マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに配慮した個別的支援を行います。

① 相談の充実と居場所づくり

取組	内容	担当課
性的(セクシュアル)マイノリティの相談の充実	セクシュアリティなどの悩みを相談できるよう、カウンセリング相談を実施します。 また、区立小学校、中学校、義務教育学校において児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えます。	人権啓発課 教育総合支援センター
SOSカードの配布・相談	様々な悩みや心配を一人で抱え込まず、信頼できる大人や相談機関へと児童・生徒自身が相談できるように相談先案内カードを作成し、小学5年生～中学生に配布します。	保健予防課 保健センター
性的(セクシュアル)マイノリティの居場所づくり	性的(セクシュアル)マイノリティが交流できる講座、イベント等の実施を通し、居場所づくりを行います。	人権啓発課

② 教育の場における個別的支援

取組	内容	担当課
学校教育における個別的支援	性的(セクシュアル)マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに基づいた個別対応を行います。また、いじめにつながらないように、配慮します。	教育総合支援センター

(1) 年代や性差に応じた健康づくりの支援

思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージ*に応じたところとからだの健康づくりを支援します。また、性差に対応した的確な医療*を受けることができるような受診環境づくりや情報提供を行います。

① 生涯を通じた健康づくりの推進

取組	内容	担当課
地域を中心とした健康づくり体制の推進	13 地域センターごとに地区健康づくり推進委員会を組織します。推進委員会では、閉じこもりがちな高齢者を対象に、転倒骨折予防の体操などを行う、ふれあい健康塾、といった身近な地域での健康づくり事業の企画、運営をします。	健康課
年代や性別の特性に応じた各種健診(検診)	肝炎ウイルス検診、20歳からの健康診査、胃がん(バリウム・内視鏡・リスク)検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、喉頭がん検診、成人歯科健康診査、障害者歯科健康診査などを行います。	健康課
かかりつけ医の紹介	かかりつけ医を探している区民に対し、かかりつけ医紹介窓口にて医師を紹介します。	健康課
女性専門外来に関する情報提供	女性特有の健康・医療に関して、健康相談で女性専門外来についての情報提供を行います。	保健センター

② 母子健康医療体制の整備

取組	内容	担当課
しながわネウボラネットワーク* 注)すべての妊産婦や子育て家庭を対象として、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を構築し、今まで以上に子どもを産み・育てやすい環境をめざして、全妊婦面接や産後全戸電話相談を行う。	妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業(全妊婦面接)、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。	子ども育成課 健康課 保健センター
未熟児養育医療の給付	指定医療機関に入院する未熟児の養育に必要な医療給付を行います。	健康課 保健センター

取組	内容	担当課
妊娠高血圧症候群等の医療費の助成	妊娠高血圧症候群等医療費の助成をします。	健康課 保健センター
自立支援医療（育成医療）の医療費助成	18歳未満の児童で身体上の障害のある人が早期に適切な治療を受けるために医療費の助成をします。	健康課 保健センター
不妊治療費の助成	医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・薬物療法・人工授精などの一般不妊治療に係る医療費の助成をします。また、東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている人に対して、特定不妊治療および男性不妊治療にかかった健康保険適用外の治療費に対して助成します。	健康課
妊婦健康診査の公費助成	妊婦健康診査の助成をします。	健康課

(2) こころの健康づくりの支援

こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談や講演会等を通して本人や家族を支援します。

① 相談の充実

取組	内容	担当課
こころの個別相談	カウンセリング相談やこころの健康相談訪問事業、精神科医師による専門相談を実施します。	人権啓発課 保健センター

② こころの健康づくりに関する情報提供

取組	内容	担当課
区の広報媒体やパンフレット等による啓発	こころの健康づくりに関して、広報紙やホームページ等で情報提供をするとともに、相談先案内パンフレット配布等にて啓発を行います。	保健センター 保健予防課
講演会等の開催	地域精神保健サポート講演会、精神保健講演会、思春期講演会、自殺予防対策映画上映会などを開催します。	保健センター 保健予防課
家族支援	家族を支援するために、精神保健家族勉強会、ひきこもり家族支援、思春期家族教室などを行います。	保健センター

(1) 共生社会の理解促進に向けた取組

多様性を認め合い、支え合いながら誰もが活躍できる地域づくりをめざして、意識啓発や居場所づくりを行います。

① 多様性を認め合う意識づくり

取組	内容	担当課
多様性を認め合う意識づくり	「ノーマライゼーション*」の理念や、障害者差別解消法の周知などを通し、多様性を認め合う意識づくりに努めます。また、「ソーシャルインクルージョン*」の考え方についても普及・啓発していきます。 申請書類等における性別記載について配慮します。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課
支え合いの意識づくり	「困ったときはおたがいさま」の意識づくりや、困ったときに「助けて」と言える人を増やすために、学習や体験、催し等の啓発事業を区内企業・企業団体等との協働により実施し、「おたがいさま運動」を促進します。	福祉計画課
多世代交流支援	高齢者から子ども、障害者等、誰でも利用・交流できる高齢者多世代交流支援施設(通称「ゆうゆうプラザ」)において近隣の町会・自治会、高齢者クラブ、保育園、学校、大学や図書館をはじめとした関連機関と連携し、多世代交流を行います。	地域活動課 子ども育成課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 品川図書館 関係各課

(2) 外国人に開かれた地域社会をつくるための取組

外国人がまちのもつ歴史や伝統文化、コミュニティ活動に理解を深め、地域に溶け込めるよう、多文化理解に関する取組を行うとともに、外国人も住みやすい環境整備を行います。

① 多文化理解に関する取組の充実

取組	内容	担当課
多文化理解に関する講座	英会話教室やお国自慢料理教室などの講座を実施します。	地域活動課

取組	内容	担当課
教育の場における多文化理解に関する学習機会の提供	青少年ホームステイや青少年語学研修派遣、州立大学留学生の推薦など姉妹・友好都市との交流事業を行います。また、グローバル給食や国紹介等を通じ、区内大使館・領事館と区立学校の交流を推進します。	地域活動課 学務課 指導課
外国語教育の充実	区立学校では、1年から6年生を対象に「英語科」を実施し、独自のカリキュラムに基づいた英語教育を実施します。	指導課
区民の国際交流支援	区内の大使館・領事館への区内イベント参加依頼や、外国人支援団体・国際交流団体の活動、地域における様々な国際交流活動への支援などを通じて、区民の国際交流を支援していきます。	地域活動課

② 多文化共生に向けた情報提供の充実

取組	内容	担当課
外国語による情報提供	英字広報紙「City News SHINAGAWA」や多言語化した区ホームページ、広報しながわ電子書籍多言語配信、インターエフエム局の「Sinagawa Info」などにより、外国人向け、区のお知らせ、催し物などの情報を提供します。	広報広聴課
外国人生活相談	英語・中国語による外国人生活相談を行います。	広報広聴課
外国人の暮らしの支援事業	日本語教室や、防災訓練への参加を通じ、在住外国人の安全・安心な暮らしを支援します。	地域活動課
わかりやすい案内表示	すべての人にやさしい配慮、外国人向け表記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域の特性や施設の目的に応じた、わかりやすい案内の充実を図ります。	施設所管課
通訳コールセンターの活用	各課の窓口において、日本語での意思疎通が困難な外国人が適切な行政サービスを受けられるように、タブレットを利用した通訳コールセンターを活用します。	情報推進課

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶【品川区配偶者暴力対策基本計画】

現状と課題① 配偶者等からの暴力の防止

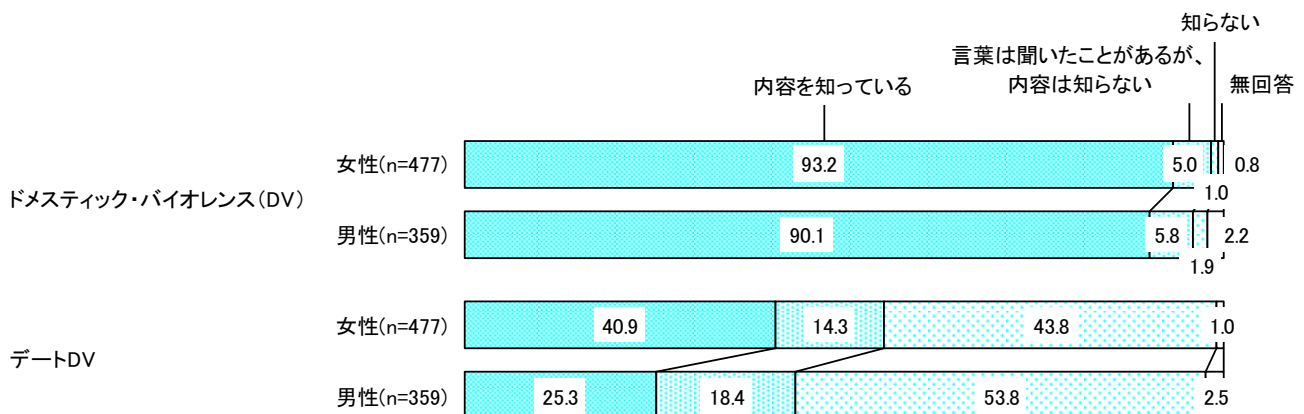
ドメスティック・バイオレンス(DV)は、配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間で起こる暴力のことであり、深刻な人権侵害です。

区民意識調査によると、『ドメスティック・バイオレンス(DV)』という言葉の《認知度(「内容を知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計)》は男女ともに9割を超えていますが、『デートDV』については女性は5割半ば、男性は4割台と認知度が低く、男女でも認知度の差がみられます。また、配偶者等からの暴力・デートDVの経験、見聞きしたことの有無についてみると、「自分が直接経験したことがある」、「親族・友人・知人から相談を受けたことがある」、「親族・友人・知人に暴力を受けた当事者がいる」の割合は、過去調査と比べて平成29年調査が最も高くなっています。

課題

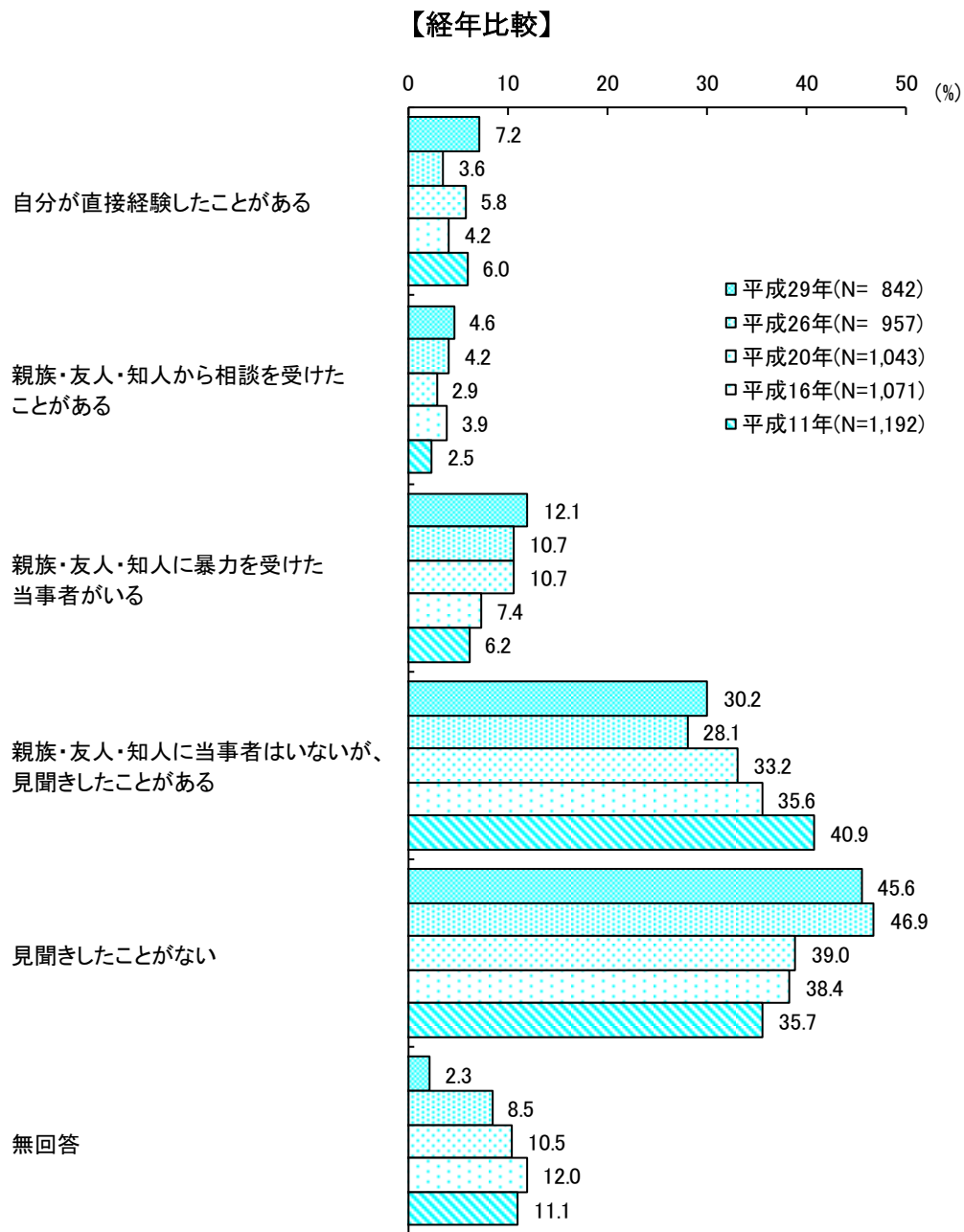
- ・ 配偶者等からの暴力の未然防止や早期発見に向けた年代や対象別の意識啓発や情報提供
- ・ 被害者の救援や保護、自立への支援など多岐に渡る継続的な支援

図表Ⅱ-1 言葉の認知度(性別)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成29年)

図表Ⅱ-2 配偶者等からの暴力・デートDVの経験、見聞きしたことの有無(全体、複数回答)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

資料：人権に関わる意識調査(平成 11 年、平成 16 年、平成 20 年、平成 26 年)

現状と課題② セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等は、あらゆる人の人権を侵害し、私たちの社会において性暴力や性差別を助長するものとなっています。

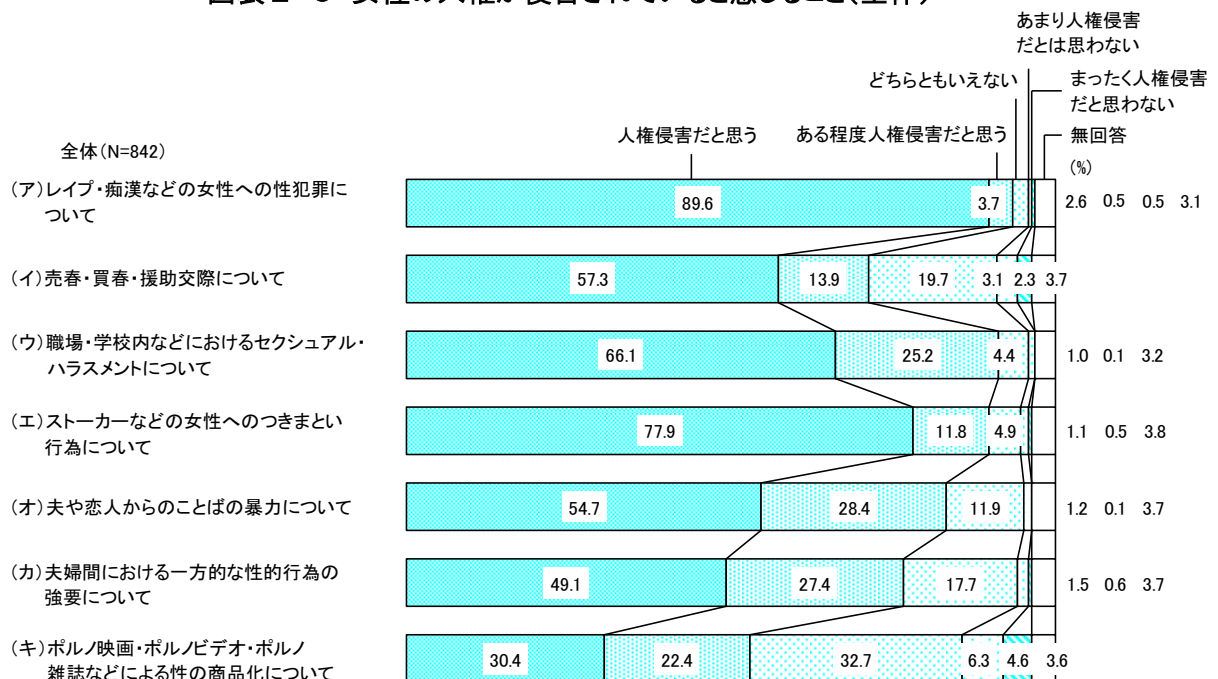
区民意識調査によると、女性の人権が侵害されていると感じることとして、『レイプ・痴漢などの女性への性犯罪について』、『職場・学校内などにおけるセクシュアル・ハラスメントについて』、『ストーカーなどの女性へのつきまとい行為について』、『夫や恋人からのことばの暴力について』で「人権侵害だと思う」と「ある程度人権侵害だと思う」の合計が8割を超えています。

また、「品川区男女共同参画等に関する事業所状況調査」(以下「事業所状況調査」と記載)において、ハラスメントに対する取り組み状況をみると、「防止策や対応策など、すでになんらかの取組を実施している」事業所は約4割となっている一方、「必要性は感じているが、取組は進んでいない」事業所は7.6%となっています。

課題

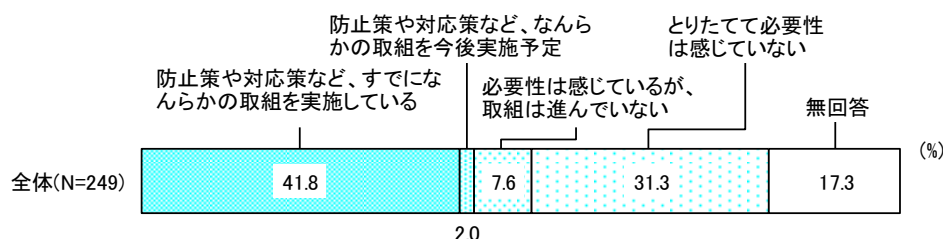
- ・ セクシュアル・ハラスメントや性犯罪などの防止のための教育と啓発
- ・ 被害を受けた人が被害について相談しやすい相談体制の整備

図表Ⅱ-3 女性の人権が侵害されていると感じること(全体)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

図表Ⅱ-4 ハラスメントに対する取り組み状況(全体)



資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査(平成 29 年)

1

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

(1) 暴力防止に向けた啓発活動の推進

様々な機会や手段を通じて、配偶者等からの暴力やストーカー行為は人権侵害であることの情報提供と啓発活動を行います。暴力は人権尊重の社会を妨げるものであるという認識を深めるとともに、被害者も加害者もうみださないために、人権教育を推進します。

① 情報提供と啓発活動の推進

取組	内容	担当課
区広報紙やホームページ等による相談の周知	区広報紙やホームページ等により相談の案内を行います。	人権啓発課
配偶者等暴力等防止啓発パンフレット・DV相談案内カードの配布	配偶者等暴力等防止啓発パンフレット・DV相談案内カードにより、正しい知識・情報の提供と相談案内を行います。 DV相談案内カードをトイレや各課相談窓口に設置します。	人権啓発課
配偶者等暴力等防止に関する講座	配偶者等暴力等防止に関する講座を実施します。	人権啓発課

② 人権教育の推進

取組	内容	担当課
「人権尊重都市品川宣言」の周知	「人権尊重都市品川宣言」を区刊行物への掲載、各種イベントでの掲示など、様々な機会をとらえ、周知します。	人権啓発課
学校における人権・男女平等教育の推進	パンフレット「大切なこと」の配布や人権のひろば(小学生人権メッセージ、中学生人権作文、小中学生人権標語・ポスター)などを実施します。	人権啓発課 教育総合支援センター
区職員・区立学校教職員に対する周知【再掲】(41 ページ)	区職員・区立学校教職員の研修において、「人権尊重都市品川宣言」を周知します。	人権啓発課 教育総合支援センター

(2) 若年層に向けた意識啓発と教育の推進

重点

若年層に向けて、デートDVやストーカー行為、性暴力、JKビジネス*やSNS*を使ったリベンジポルノ*等の防止のための意識啓発と出前講座等を通して教育を行います。

① 情報提供と啓発活動の推進

取組	内容	担当課
若年層に向けたデートDVやJKビジネス、SNSを使ったりベンジポルノ等の未然防止のための啓発およびパンフレットの配布	若年層に向けたデートDVやストーカー行為、性暴力、JKビジネスやSNSを使ったりベンジポルノ等の未然防止のための啓発およびパンフレットを作成するとともに、区内の中学校・高校・大学・専門学校等に配布します。	人権啓発課
若年層に向けたデートDV防止の出前講座等	中学校・高校・大学・専門学校および民間の支援団体と連携した若年層向けの講座・講演会等を実施します。	人権啓発課
若年層を取り巻く保護者・地域への啓発	親向けデートDV防止講座を実施し、保護者・地域への啓発を図ります。	人権啓発課
青少年委員会による青少年健全育成活動の推進	青少年委員会による青少年健全育成活動において区民と連携します。	子ども育成課

(3) 早期発見への取組

区民、職務関係者等に対し、配偶者等からの暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口の周知を行い、連携を図ります。

① 情報提供と啓発活動の推進

取組	内容	担当課
区広報紙やホームページでの周知	区広報紙やホームページにおいて、しながわ見守りホットライン*・相談窓口の周知をします。	人権啓発課
保育園、幼稚園、学校等の関係者、医療関係者、福祉関係者への通報・相談窓口の周知	相談業務や個別支援活動において職務関係者に配偶者等暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口を周知します。	人権啓発課 保健センター
区民・職務関係者等を対象とした啓発講座	配偶者等暴力やストーカー行為に関する意識啓発に関する区民向け講座や区職員向け研修を行います。	人権啓発課

② 区民、職務関係者等との連携

取組	内容	担当課
青少年委員会による青少年健全育成活動の推進 【再掲】(54 ページ)	青少年委員会による青少年健全育成活動において区民と連携します。	子ども育成課
職務関係者との連携強化	健康相談、妊娠期面接、乳幼児の健康診査等様々な場面で職務関係者と連携します。	保健センター

2

配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と 支援体制の整備

(1) 相談機能の充実

被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。また、高齢者、障害者、性的（セクシュアル）マイノリティ、外国人など、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。さらに、被害者が安心して相談ができるよう、相談場所の環境整備を行うとともに、警察や関係機関との連携体制を強化します。

① 相談窓口の周知と情報提供

取組	内容	担当課
区広報紙やホームページ等による相談の周知 【再掲】(53 ページ)	区広報紙やホームページ等により相談の案内を行います。	人権啓発課
相談窓口に関する情報提供	男女共同参画センターへの問合せへの紹介や相談者への情報提供を行います。また、区民相談での情報提供を行います。	人権啓発課 広報広聴課
配偶者等暴力等防止啓発パンフレット・DV相談案内カードの配布 【再掲】(53 ページ)	配偶者等暴力等防止啓発パンフレット・DV相談案内カードにより、正しい知識・情報の提供と相談案内を行います。 DV相談案内カードをトイレや各課相談窓口に設置します。	人権啓発課

② 相談窓口の充実

取組	内容	担当課
配偶者等暴力等に関する相談窓口の充実	DV相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、外国人生活相談、児童家庭相談事業など、様々な相談窓口で、状況に応じた相談を実施します。	人権啓発課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター
一人ひとりの状況に応じた相談	高齢者、障害者、性的（セクシュアル）マイノリティ、外国人をはじめ、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。	人権啓発課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課

取組	内容	担当課
からだやこころの健康相談	健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、こころの健康相談訪問事業、精神科専門医師による相談などを実施します。	保健センター
相談機関相互の連携	各種相談、しながわ見守りホットライン、高齢者虐待防止ネットワーク、品川区障害者虐待防止対策事業など様々なネットワークにより連携を強化します。	人権啓発課 広報広聴課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター

③ 相談環境の安全確保

取組	内容	担当課
相談場所の安全性の確保	相談場所に施錠機能および非常ベルの設置等を行います。また、警察OB等の人員配置にも努めます。	関係各課
プライバシーの配慮	相談者のプライバシーに配慮した相談場所を使用します。	関係各課
緊急時の応援体制と連絡方法の検討	加害者が来庁する可能性がある際の事前対応協議等を行い、連絡方法を検討します。	関係各課
警察との連携体制	相談者に身体および生命に危険が及ぶような場合には、警察への相談を勧めるなど、警察と連携します。	関係各課

(2) 安全確保に向けた体制の整備

被害者の緊急一時保護のために、一時保護施設や民間の保護施設と連携をとり、被害者の安全を確保します。

① 緊急一時保護

取組	内容	担当課
緊急時の一時保護	緊急時における被害者の安全確保や施設入所同行時の安全確保維持と人員確保を行います。また、保護命令制度の情報提供および手続き等の支援や適切な一時保護施設との連絡調整を行います。	関係各課

(3) 自立に向けた支援体制の整備

自立に必要な情報提供と心身の回復に向けた支援や、住宅確保のための支援、就労に関する支援などを行います。

① 適切な情報提供

取組	内容	担当課
相談および情報提供	相談業務の中で、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども家庭支援課 生活福祉課
生活保護の相談	生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行います。	生活福祉課
健康保険等に関する支援	健康保険や年金等の各種手続きに必要な情報提供と支援を一人ひとりの状況に応じて細かく行います。	国保医療年金課

② 心身の回復に向けた支援

取組	内容	担当課
カウンセラーによる面接および電話相談	DV相談やカウンセリング相談において、女性相談員による面接および電話相談を実施します。	人権啓発課
からだやこころの健康相談【再掲】(56 ページ)	健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、こころの健康相談訪問事業、精神科専門医師による相談などを実施します。	保健センター

③ 住宅確保のための支援

取組	内容	担当課
住宅確保に向けた相談	母子生活支援施設等を活用し、自立に向けた支援を行います。	子ども家庭支援課
住居確保給付金	暮らし・しごと応援センター*で、暮らしの困りごと相談を行い、住宅確保が必要な離職者に、一定の要件のもと、家賃相当額の給付を行います。	生活福祉課
都営住宅・区営住宅等入居に関する情報提供	都営住宅入居に際する優遇制度の紹介や、都営住宅・区営住宅等入居者の募集に関する情報提供を行います。	住宅課

④ 就労に関する支援

取組	内容	担当課
各種就労セミナーおよび職業訓練等の情報提供	男女共同参画センターの資料コーナーや、就業センターにおいて、就労セミナーおよび職業訓練等に関する情報提供を行います。	人権啓発課 商業・ものづくり課
就業支援セミナー	女性や39歳以下の人の就業支援のためのセミナーを実施します。東京都が実施するセミナーについての情報提供も行います。	商業・ものづくり課
わかもの・女性就業相談	女性や39歳以下の人の「働く」こと、就職活動・キャリアに関する悩みについて、カウンセラーがアドバイスを行います。応募書類の添削や面接指導なども実施します。	商業・ものづくり課
ひとり親家庭の相談	母子・父子自立支援員、母子・父子就労相談員が、ひとり親家庭の生活全般にわたる問題や就労相談等、自立のための相談に応じます。	子ども家庭支援課
障害者就労支援事業	障害があり、就労を希望する人の就労に関わる様々な相談をします。	障害者福祉課
自立相談支援事業（就労支援）	暮らし・しごと応援センターで、暮らしの困りごと相談を行い、ハローワークと連携しながら求職活動に関する支援を行います。	生活福祉課

(4) 子どもへの支援体制の整備

子どもの心身の健康と安定した日常生活、学校生活に向けて支援体制の整備を図り、また、子どもの支援にあたる関係機関の連携を一層強化し、被害者と同様に切れ目のない継続的な支援を図ります。

① 保育・就学等の行政サービスに関する支援

取組	内容	担当課
保育園・幼稚園や学校の転入学手続きにおける配慮	住民票の記載がない場合においても、被害者の子どもが保育園・幼稚園に入園できるよう配慮します。	保育課 学務課
保育園および緊急一時保育奉仕員宅での預かり	緊急に保育が必要な際は、保育園の一時保育で預かりを実施します。	保育課
関係機関との連携や同行支援	相談の状況により、関係各課、関係機関との連携を図るとともに、相談業務の中で、同行支援を行います。	子ども育成課 保育課 保育支援課 学務課
予防接種や定期健診等の情報提供	健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、出張健康学習等の様々な機会に予防接種や定期健診等の情報提供を行います。	保健予防課 保健センター

② 子どものこころのケアの支援

取組	内容	担当課
子どもへの影響や必要なケアについての情報提供	児童家庭相談事業や相談業務、保健センター健診業務において、相談者に子どもへの影響や必要なケアについての情報提供を行います。	子ども育成課 保健センター
思春期のこころの相談・発達健診・心理相談	個別支援の中で、児童思春期のこころの相談・発達健診・心理相談などを実施します。	保健センター
子どものこころのケアと発達支援	教育相談室の相談活動や品川学校支援チームの相談・支援活動の中で、子どものこころのケアと発達支援を行います。	教育総合支援センター
児童相談所との連携	児童家庭相談事業や各部署での相談業務において児童相談所へ情報提供を行います。	子ども育成課 保健センター

3 セクシュアル・ハラスメントの防止

(1) セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発

セクシュアル・ハラスメントについては男女の認識の差も大きいことから、防止に向けての意識啓発や情報提供、相談窓口の充実に努めます。

① 啓発活動の推進と実態調査の実施

取組	内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。	人権啓発課
青少年対策地区委員による地域環境実態調査	青少年対策地区委員による地域環境実態調査を実施し、現状把握に努めます。	地域活動課

② 区職員・区立学校教職員への研修の実施

取組	内容	担当課
区職員・区立学校教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	服務研修などにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修を行います。	人権啓発課 人事課 指導課 教育総合支援センター

③ 学校における性教育の実施

取組	内容	担当課
性教育の実施	学習指導要領に基づき、発達段階に即した性教育を適切に実施します。	教育総合支援センター

(2) 相談の充実

セクシュアル・ハラスメントに関する相談を通し、被害者の支援に努めます。また、庁内におけるハラスメントに関しては、苦情相談窓口を活用します。

① 相談と支援

取組	内容	担当課
相談の実施	DV相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、専門相談において、相談を行います。	人権啓発課 広報広聴課
関係機関との連携	東京ウィメンズプラザ等と連携し、相談や支援につなげます。	人権啓発課
区職員・区立学校教職員のハラスメントの相談と支援	ハラスメントに関する相談に応じるとともに、苦情処理委員会を設置して、被害者支援に努めます。	人権啓発課 人事課 指導課

4 性暴力の防止

(1) 性暴力防止のための啓発

性暴力の防止に向けて意識啓発と行政・地域の連携を図ります。また、性を尊重し理解する意識の醸成を図ります。

① 啓発活動の推進と実態調査の実施

取組	内容	担当課
性暴力防止のための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、性暴力防止のための啓発を行います。	人権啓発課
青少年対策地区委員による地域環境実態調査【再掲】(59 ページ)	青少年対策地区委員による地域環境実態調査を実施し、現状把握に努めます。	地域活動課

② 区職員・区立学校教職員への研修の実施

取組	内容	担当課
区職員・区立学校教職員への性暴力防止に関する研修	服務研修などにおいて、性暴力防止に向けた研修を行います。	人権啓発課 人事課 教育総合支援センター

③ 学校における性教育の実施

取組	内容	担当課
性教育の実施【再掲】(60 ページ)	学習指導要領に基づき、発達段階に即した性教育を適切に実施します。	教育総合支援センター

(2) 相談の充実

性暴力の防止に向けて、相談を通し被害者の支援に努めます。

① 相談と支援

取組	内容	担当課
相談の実施【再掲】(60 ページ)	DV相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、専門相談において、相談を行います。	人権啓発課 広報広聴課
関係機関との連携【再掲】(60 ページ)	東京ウィメンズプラザ等と連携し、相談や支援につなげます。	人権啓発課

(1) 区の体制の整備と施策の推進

配偶者等からの暴力やストーカー行為の防止から被害者の相談、安全確保、自立支援など、切れ目のない支援を行うために、関係各課相互の協力と緊密な連携に努めます。また、被害者の情報の漏洩防止、相談員等のメンタルヘルス対策を含め、区の体制を整備します。

① 配偶者暴力相談支援センター*機能の整備

取組	内容	担当課
配偶者暴力相談支援センター機能の整備	配偶者等暴力被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を進めます。	人権啓発課

② 「品川区虐待防止ネットワーク」の推進

取組	内容	担当課
品川区虐待防止ネットワークの推進	高齢者・児童・障害者への虐待や配偶者等暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図ります。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター 教育総合支援センター
こども家庭あんしんねっと協議会の運営	地域ぐるみで要保護児童などに関する相談対応や療育体制の調整などを行います。	子ども育成課

③ 個人情報保護の遵守

取組	内容	担当課
住民基本台帳の閲覧、住民票および戸籍附票の写し交付等の制限の徹底	「品川区ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」に基づく支援を行います。	戸籍住民課
個人情報保護の遵守に関する対応の徹底	関係各課において、個人情報保護の徹底や、支援措置対象者に関する情報の種類や活用方法の周知徹底に努めます。	全庁

④ 職員研修の実施

取組	内容	担当課
研修の充実	関係各課における、職場企画研修、人権問題研修などを充実していきます。また、研修内容に係る情報は、担当者間における共有化に努めます。	人権啓発課 人事課 生活福祉課 保健センター
東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修	東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修へ区職員を派遣します。	人権啓発課 人事課
相談員等に対する研修の充実	職場企画研修や高齢者虐待予防研修会、自殺予防対策ゲートキーパー*研修、職員相談対応マニュアルの配布など、継続的な研修を通じ、積極的に専門的な知識等を取得する機会を設けます。また、研修に参加し、研修内容について担当者間での共有化に努めます。	人事課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健予防課 保健センター

⑤ 相談員等のメンタルヘルス対策

取組	内容	担当課
区産業医による区職員のメンタルヘルスに関する相談	相談員等が、被害者と同様の心理状態になる代理受傷や、問題解決の困難性から意欲を失うバーンアウト(燃えつき症候群)に陥らないように、相談員等のメンタルヘルス対策に努めます。	人事課 庶務課
東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修	東京都や関係機関、民間の支援団体等が行うメンタルヘルスに関する研修へ区職員を派遣します。	人権啓発課 人事課

(2) 関係機関との連携の推進

配偶者等からの暴力やストーカー行為の防止に関わる所管課、警察、医療機関、民間の支援団体などとの連携を推進します。

① 関係機関との連携

取組	内容	担当課
「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」の連携強化	担当課、警察、医療機関、民間の支援団体、地域住民代表者等の関係機関からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」による連携を強化します。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター 教育総合支援センター
関係機関との連携強化 注)PCAN…児童虐待防止会議	品川区虐待防止ネットワーク推進協議会、品川学校支援チームHEARTSの支援活動、高齢者虐待防止ネットワーク、PCAN等の会議において、関係機関の連携体制を構築し、配偶者等暴力やストーカー行為の防止に努めます。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター 教育総合支援センター
他自治体との連携による支援者体制の整備	加害者等の追及から逃れるために保護施設への入所、退所が区や都道府県域を超えて行われることから、被害者の支援について地方公共団体間の広域的な連携を円滑に行います。	子ども育成課 生活福祉課
国、東京都、他区市町村との連携	女性施策担当課長会や、施設長連絡会などに出席し、国、東京都、他区市町村との連携を図ります。	人権啓発課

基本目標Ⅲ 女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【品川区女性活躍推進計画】

現状と課題① 女性の就業継続、再就職等に向けた取組

女性があらゆる職業の分野で担い手となり活躍することは、女性の自立と自己実現のためだけでなく、地域・社会の活性化と持続的な発展のためにも必要となっています。

事業所状況調査によると、女性の能力を活用するために、『明確な人事考課基準に沿って、性別にとらわれない人事考課を行う』『ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のための制度を整備し、活用を促進する』といった取組を実施している、または実施を検討している事業所の割合が高くなっていますが、それ以外の項目では実施予定がない事業所の割合が高くなっています。また、区民意識調査では、女性の理想の働き方について、過去調査と比較すると、「子育ての時期だけ一時辞めて、その前後は職業をもつ」が最も多い傾向は変わりませんが、「結婚や出産にかかわらず、一生職業をもつ」が過去調査の中で、平成29年調査が最も高くなっています。

課題

- ・ ワーク・ライフ・バランスのための取組や、性別にとらわれない人事考課など、女性の活躍推進に向けた企業での取り組みを促進すること
- ・ 子育てや介護のために退職した人への再就職支援
- ・ 起業・創業などに関する支援

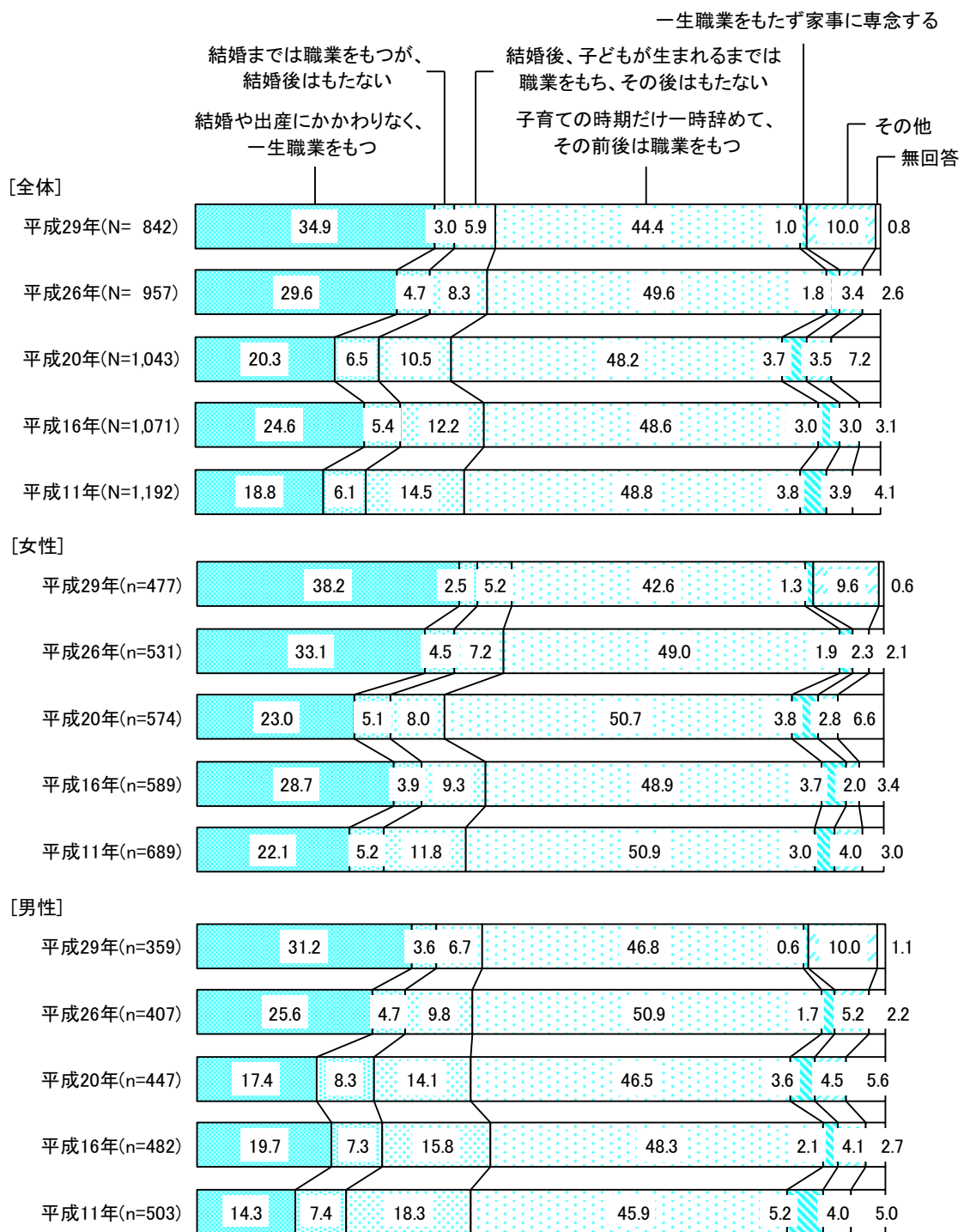
図表Ⅲ-1 女性の能力を活用するための取組の有無(全体)

全体(N=249)	効果が上がっている	効果は不明／ない	実施を検討中	実施予定なし	無回答
(ア)女性の活用に関する担当者・責任者の選任など、企業内の体制を整備する	10.8	10.8	16.1	49.4	12.9
(イ)女性がいらないまたは少ない職務・役職について、女性を積極的に採用・登用する	12.4	11.6	18.5	43.0	14.5
(ウ)人事異動によって女性に様々な職種を経験させる	10.0	8.8	16.5	51.0	13.7
(エ)女性がいらないまたは少ない職務・役職に女性が従事するための、教育訓練を積極的に実施する	8.0	7.6	19.7	51.8	12.9
(オ)明確な人事考課基準に沿って、性別にとらわれない人事考課を行う	26.1	26.9	12.9	22.5	11.6
(カ)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のための制度を整備し、活用を促進する	18.9	16.1	21.3	31.7	12.0
(キ)男性社員および男性管理職に対し、女性活用の重要性について啓発を行う	8.8	9.6	16.1	51.8	13.7
(ク)女性に対するメンター制度*を導入する	6.8	4.8	10.8	64.3	13.3

資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査(平成29年)

※ メンター制度とは、豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員(メンター)が、後輩社員(メンティ)に対して行う個別支援活動のこと

図表Ⅲ-2 女性の理想の働き方(全体、性別)【経年比較】



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

資料：人権に関わる意識調査(平成 11 年、平成 16 年、平成 20 年、平成 26 年)

※ 平成 26 年調査以前では、以下の選択肢となっている

- ・結婚や出産にかかわりなく、一生職業をもつ(職業継続型)
- ・結婚までは職業をもつが、結婚後はもたない(結婚退職型)
- ・結婚後、子どもが生まれるまでは職業をもち、その後はもたない(出産退職型)
- ・子育ての時期だけ一時辞めて、その前後は職業をもつ(中断再就職型)
- ・一生職業をもたずに家事に専念する(専業主婦型)

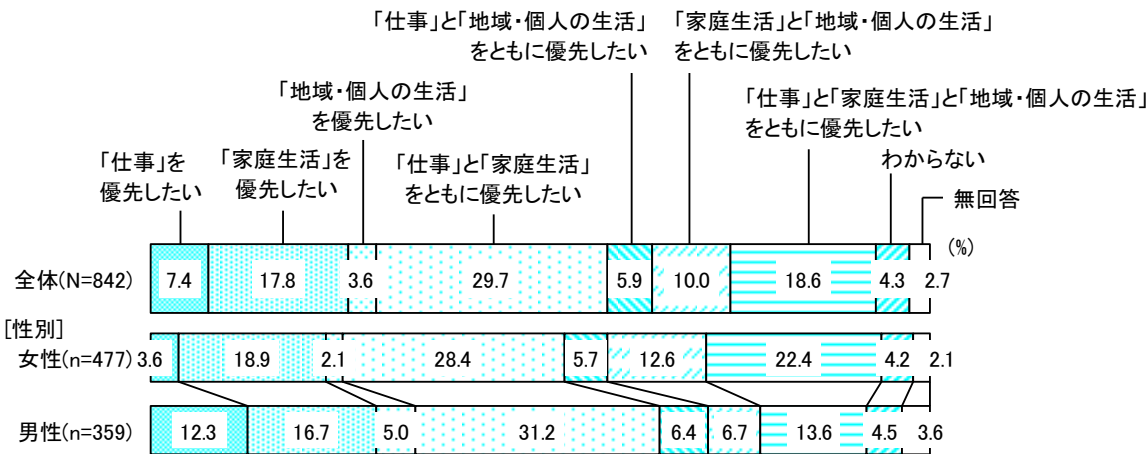
現状と課題② ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域活動、個人の自己啓発など、様々な分野においてバランスよく活動できる、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。

区民意識調査によると、「仕事」、「家庭」、「個人の生活」の優先度の希望は、男女ともに「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が最も多くなっていますが、優先度の現実・現状をみると、女性は「「家庭生活」を優先している」、男性は「「仕事」を優先している」が最も多くなっています。また、希望と現実・現状が一致しているかをみると、「希望と現実・現状が一致している」人は4割にとどまっています。

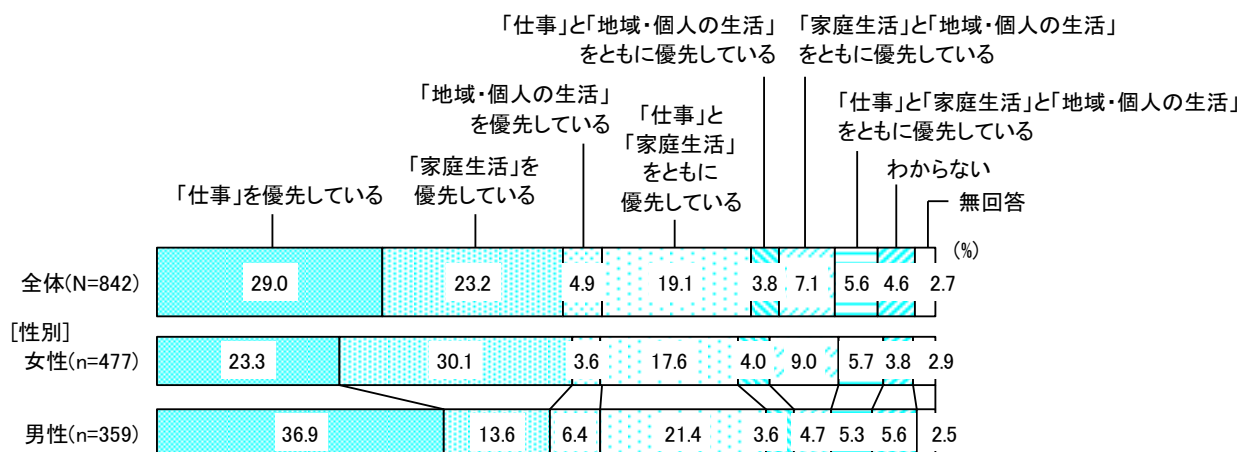
- 課題
- 区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供

図表Ⅲ-3 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度(希望)
(全体、性別)



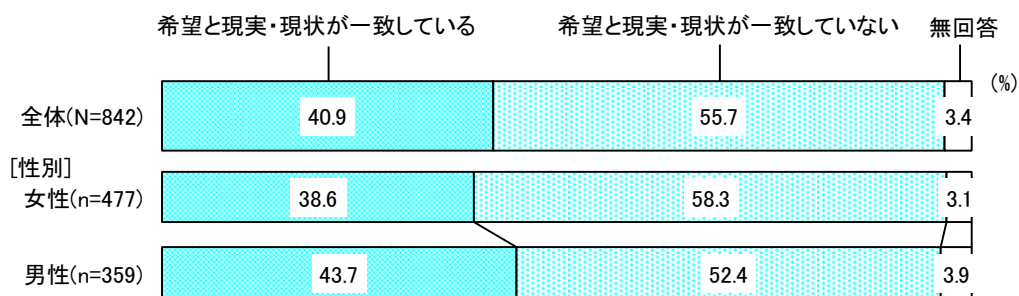
資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

図表Ⅲ-4 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度(現実・現状)
(全体、性別)



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

図表Ⅲ-5 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度における希望と現実・現状の一致
(全体、性別)



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題③ ワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ

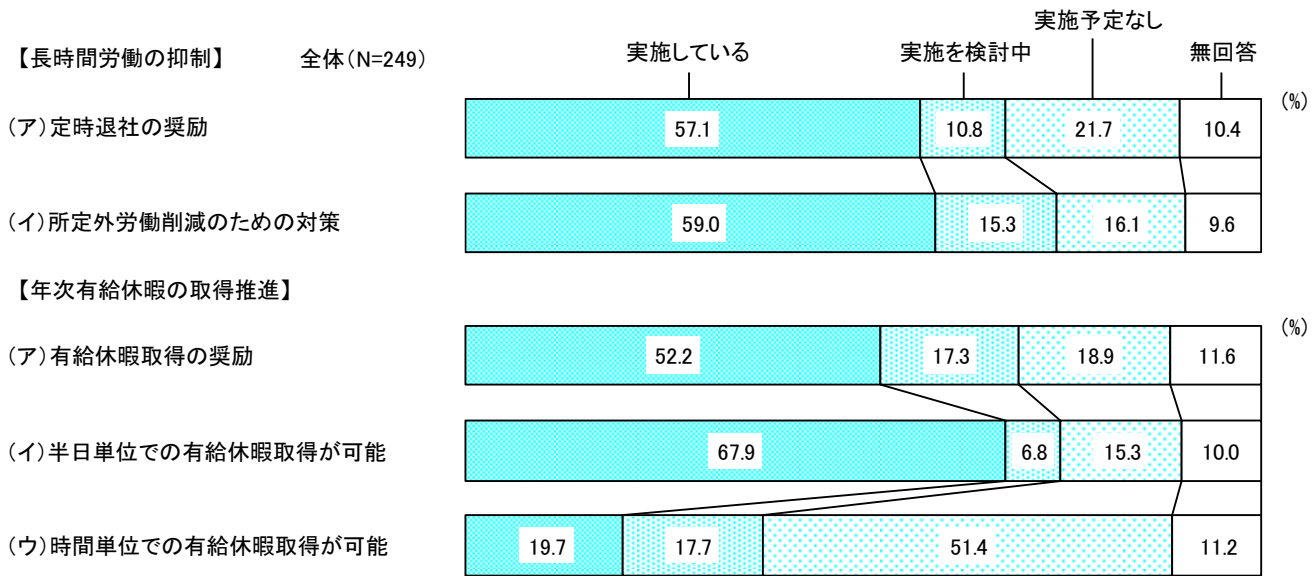
多様な働き方ができ、誰もが働きやすい職場をつくることは、女性の就業継続や優秀な人材の確保につながるだけでなく、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながります。

事業所状況調査によると、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の実施状況をみると、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得推進のための取組を実施している事業所がみられます。多様な働き方ができる制度の整備状況をみると、『育児休業制度』や『介護休業制度』、『短時間勤務制度』の整備は進んでいます。しかし、区民意識調査によると、男性の育児休業の取得が少ない理由として、「職場や周囲に休みにくい雰囲気があるから」が最も多く、約7割となっています。

課題

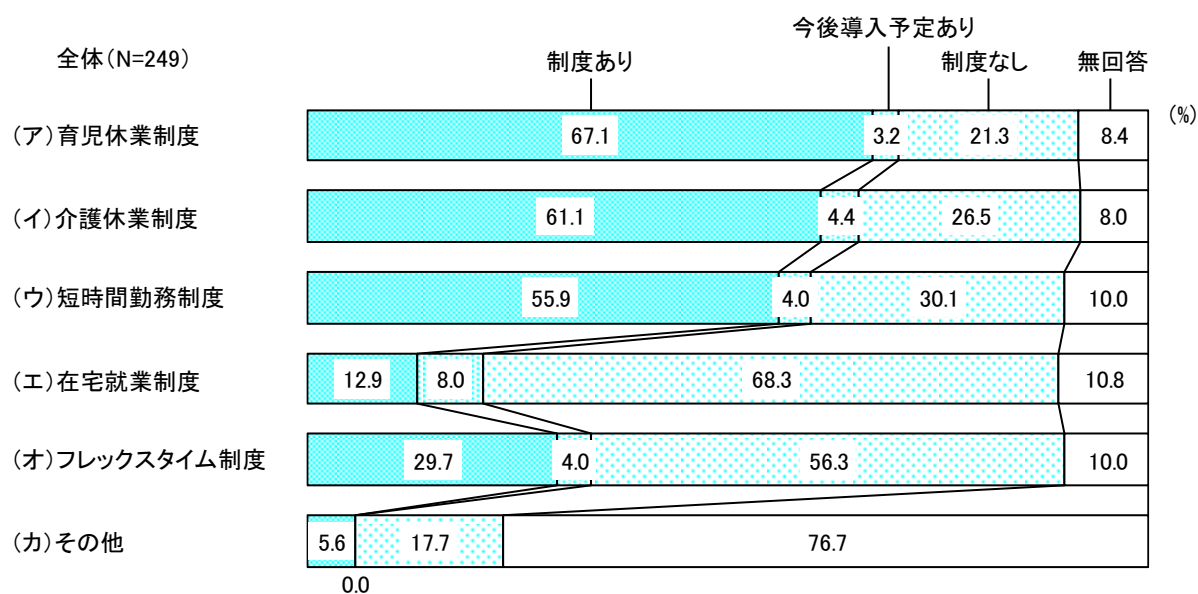
- ・ 企業に向けた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得推進のための意識啓発
- ・ 企業に向けた多様な働き方に関する制度や制度を利用しやすい環境づくりに関する情報提供

図表Ⅲ-6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の実施状況(全体)



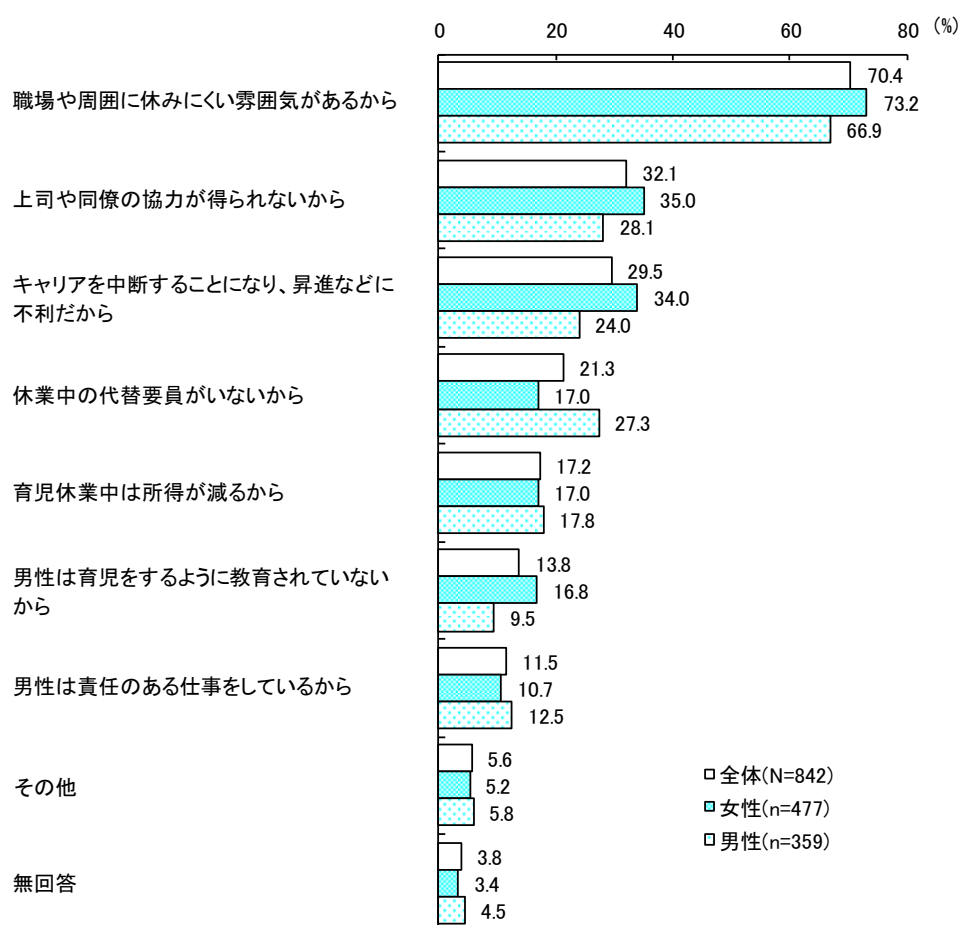
資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査(平成 29 年)

図表Ⅲ-7 多様な働き方ができる制度の整備状況(全体)



資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査(平成 29 年)

図表Ⅲ-8 男性の育児休業の取得が少ない理由(全体、性別：複数回答)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題④ 子育てや介護に関する支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参画していくことが重要です。また、女性の社会参画を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援や地域ぐるみでの支援も重要です。

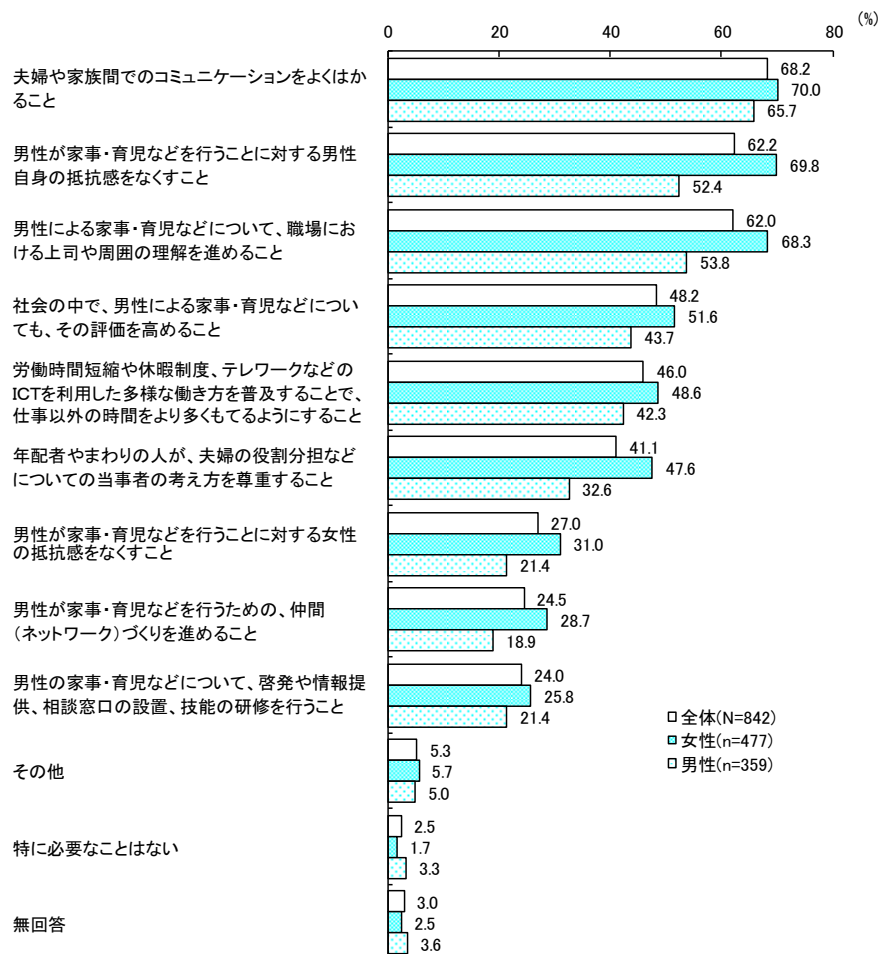
区民意識調査によると、男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、「男性が家事・育児などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が続いています。

また、ワーク・ライフ・バランスのために必要なこととして、「保育・介護サービスが向上すること」、「育児や介護のために退職した職員の復帰・再就職が可能になるような制度が整うこと」、「育児・介護などのための休暇取得や労働時間短縮のしくみが整うこと」、「パートタイマー、契約・派遣社員などの労働条件が向上すること」が上位にあがっています。

課題

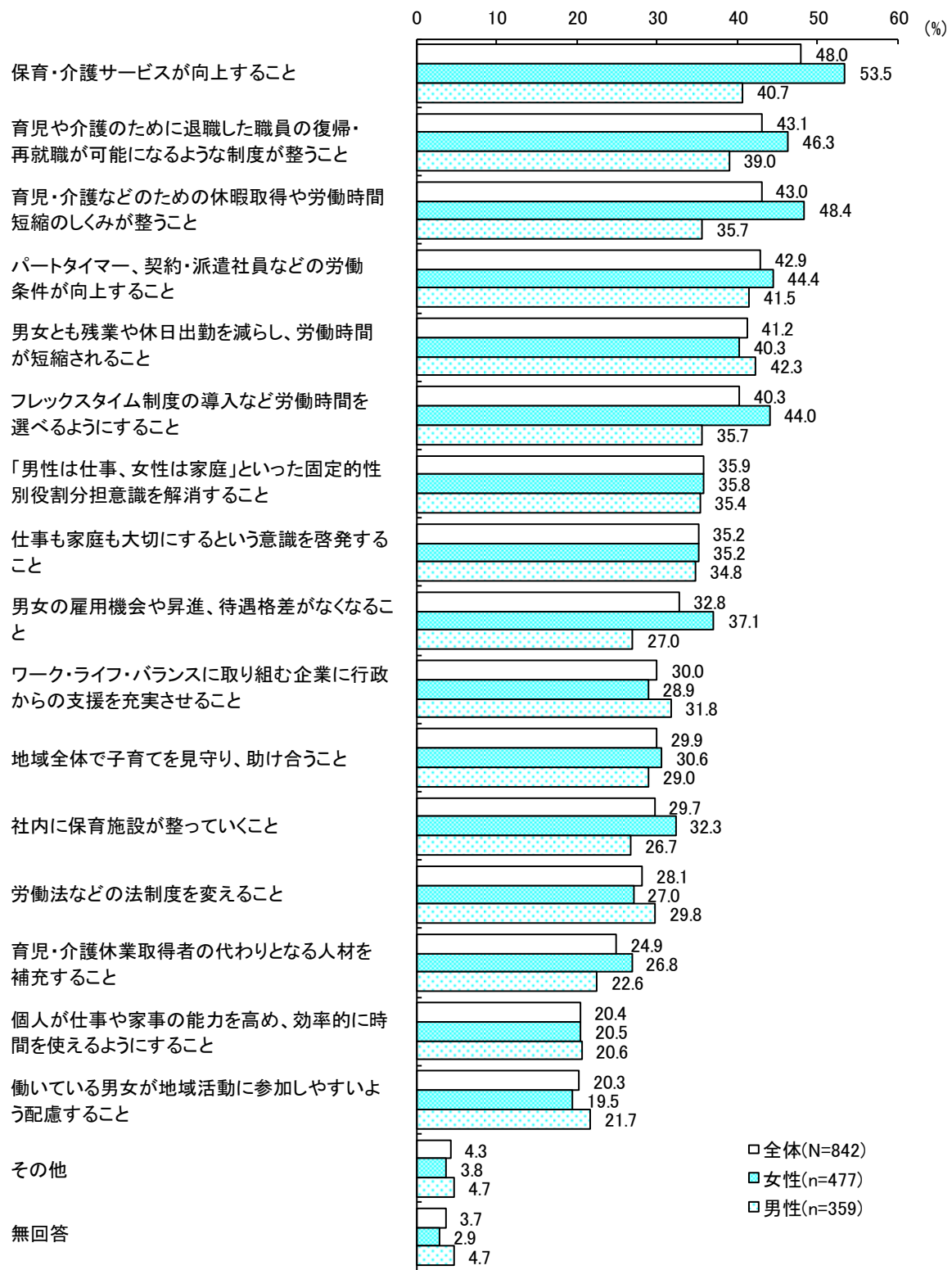
- ・ 男性の家庭生活への参画を促進するための情報提供
- ・ 女性も男性も子育てや介護をしやすいような子育てや介護の支援の充実
- ・ 地域ぐるみの助け合いや支援活動を区民と協働して進めること

図表Ⅲ-9 男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するために必要なこと(全体、性別:複数回答)



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成29年)

図表Ⅲ-10 ワーク・ライフ・バランスのために必要なこと(全体、性別:複数回答)



資料: 男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

1

女性の活躍への支援

(1) 就労の支援

働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、就労に関する情報提供・相談、スキルアップの機会の提供などを総合的に展開し、女性の就労を支援します。

① 就労に関する情報提供および支援

取組	内容	担当課
広報誌を活用した情報提供	「しながわ産業ニュース」を発行し、就労に関する相談、支援についての情報提供を行います。	商業・ものづくり課
わかもの・女性就業相談【再掲】(58 ページ)	女性や 39 歳以下の人の「働く」こと、就職活動・キャリアに関する悩みについて、カウンセラーがアドバイスを行います。応募書類の添削や面接指導なども実施します。	商業・ものづくり課
就業支援セミナー【再掲】(58 ページ)	女性や 39 歳以下の人の就業支援のためのセミナーを実施します。東京都が実施するセミナーについての情報提供も行います。	商業・ものづくり課
子育て×はたらく座談会	子育てしながら働いている女性が不安やもやもやした気持ちを一人で抱え込まないように座談会・懇親会を実施します。ゲームや会話を通して自身の本質を知り、変化や成長のきっかけを探ります。	商業・ものづくり課

(2) 起業・創業の支援

起業・創業に関する情報提供・相談、金融支援も含めた多様な支援を行い、女性のチャレンジ・再チャレンジを応援します。

① 起業・創業に関する情報提供および支援

取組	内容	担当課
創業支援センター等運営	区民の創業支援のため、西大井、天王洲、武蔵小山の3つの創業支援センターと広町一丁目工場アパート・創業支援センターを運営します。特に「武蔵小山創業支援センター」は、商業、サービス業を中心に創業予定者や創業間もない人を対象にした創業支援施設であり、特に女性を対象としており、各種相談、セミナーや交流会の実施、チャレンジスペース・ショップの貸出しを行います。	商業・ものづくり課
品川産業支援交流施設運営	品川産業支援交流施設SHIPにおいて、様々な地域・業種の企業を呼び込み、異分野同士による連携を促進させることで、新産業・新ビジネスを創出していくとともに、成長期にあるベンチャー企業の支援を行います。	商業・ものづくり課
創業に関する相談支援	品川区立中小企業センター、各創業支援センターにおいて創業に関する相談を行います。	商業・ものづくり課

② 起業・創業のための金融支援制度の充実

取組	内容	担当課
創業支援資金	創業支援資金のあつ旋のため、商工相談員がアドバイスを行います。	商業・ものづくり課
事業開始・事業継続資金の相談	母子家庭の母または父子家庭の父等で20歳未満の子ども等を扶養している人に東京都母子及び父子福祉資金の融資あつ旋を行います。	子ども家庭支援課

(3) 働きやすい職場環境づくり

区内事業所の優秀な人材の確保・定着および生産性・経営力の向上を目的として、働き方改革に向けた支援を行います。

① 働き方改革の支援

取組	内容	担当課
しながわ〜く推進事業 (働き方改革支援事業)	働き方改革に関するコンサルティング経費助成、事業所内育児施設整備費助成、働き方改革に関するセミナーの実施、多様な働き方や多様な休暇を制度化している企業等への奨励金交付等を行います。	商業・ものづくり課

② 職場におけるハラスメント防止に関する情報提供と啓発

取組	内容	担当課
職場におけるハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント*など、様々なハラスメント防止のための啓発を行います。	人権啓発課

(4) ワーク・ライフ・バランスの普及

ワーク・ライフ・バランスの考え方について、講座の開催や啓発誌の発行などによって情報提供と啓発を行います。

① ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と啓発

取組	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス講座	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、普及・啓発を図ります。	人権啓発課
ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行います。	人権啓発課

2

働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 企業等への働きかけ **重点**

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境の整備が進むよう、働きかけと支援を行います。

① ワーク・ライフ・バランス支援事業の促進

取組	内容	担当課
しながわへく推進事業 (働き方改革支援事業) 【再掲】(75 ページ)	働き方改革に関するコンサルティング経費助成、事業所内育児施設整備費助成、働き方改革に関するセミナーの実施、多様な働き方や多様な休暇を制度化している企業等への奨励金交付等を行います。	商業・ものづくり課
ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の支援	「しながわ産業ニュース」等でワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を紹介します。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業への契約における総合評価制度への加点(工事請負契約の総合評価落札方式)を行います。	経理課 商業・ものづくり課

② 特定事業主行動計画の策定と進行管理

取組	内容	担当課
男性職員の育児休業取得率の向上	品川区特定事業主行動計画で数値目標として掲げている品川区の男性職員の育児休業取得に関する実態を把握し、男性職員が育児休業を取得しやすくするために各種制度の見直しを行います。	人事課

3

家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 子育てをしやすい環境づくり

誰もが安心して生み育てることができる環境づくりのために、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援、多様な場面での相談、多様な働き方や世帯構成などに対応した保育サービスの充実、地域における交流の場づくり等を行います。

① 相談の充実

取組	内容	担当課
しながわネウボラネットワーク 【再掲】(46 ページ)	妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業(全妊婦面接)、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。	子ども育成課 健康課 保健センター
すくすく赤ちゃん訪問	赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師・児童センター職員などが訪問し、育児の心配事等にアドバイスします。	子ども育成課 健康課 保健センター
しながわっ子 子育てかんがるープラン	子育て相談員が、妊娠中の人から小学校就学前までのお子さんの保護者を対象に、子育て相談を通し、子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育てプランを作成する手伝いをします。	保育課
健診、教室等での子育て相談および情報提供	妊婦面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、各種教室、出張健康学習等で相談および情報提供を行います。	保健センター
品川区子育て支援センター	子育てや家庭に関して保護者や子ども自身から様々な相談に応じます。また、ショートステイ・トワイライトステイ事業を行います。さらに、児童虐待の防止および早期発見・適切な対応を行うため、地域ネットワークづくりも進めます。	子ども育成課
教育に関する相談	教育総合支援センターにおいて、教育に関する相談窓口を一本化し、教育・心理・福祉の専門家等が互いに連携を図りながら、いじめ問題や不登校、非行、虐待、特別支援など教育に関する様々な課題の解決に取り組みます。	教育総合支援センター
生活困窮世帯の子どもへの支援	「暮らし・しごと応援センター」の支援員がカウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じて適切な専門機関やサービスを紹介し、生活習慣や学習、進学相談などの支援を行います。	生活福祉課

② 保育の充実

取組	内容	担当課
認可保育園等の開設・運営支援	待機児童解消のため教育・保育施設等を整備します。	保育支援課
多様な保育サービスの提供	教育・保育事業をはじめ、一時保育、延長夜間保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。一時預かり事業などの事業の拡充にともなう人材の確保のために、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」の活用を推進します。	保育課 保育支援課
すまいるスクール	放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全区立小学校および義務教育学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開します。	子ども育成課
子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業として、短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施します。	子ども育成課
ファミリー・サポート・センター事業*	依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2か所に設置し、地域で子育てを支え合うことを継続します。	子ども家庭支援課

③ 交流の場づくり

取組	内容	担当課
地域における子育て支援拠点の運営	地域子育て支援センター、児童センター、保育園・幼稚園、地域交流室ポップンルームにおいて、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座などを行います。	子ども育成課 保育課 保育支援課
妊娠・出産・育児に関する学級等	マタニティクラス(母親学級)、乳児期前期育児学級、多胎児育児学級、親育ちワークショップ、親育ち支援事業「プレママ・プチママタウン」等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の取得と母親同士の交流・情報交換を促進します。	子ども育成課 保健センター
チャイルドステーション	児童センター・保育園などが、気軽に相談でき、また同じ悩みをもつ仲間同士で交流・情報交換できる場「チャイルドステーション」となり子育てを支援します。	保育課

取組	内容	担当課
子育て交流ルーム運営費の助成	子育て家庭が、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援することを目的に、商店街の店舗等地域のスペースを利用した子育て交流ルームの運営に助成金を交付します。	保育支援課

(2) 男女がともに子育てをするための支援

男女が協働して子育てに取り組むことができるよう、講座やイベント等を通して、情報提供や意識啓発を行います。

① 男女がともに子育てに取り組むための意識づくり

取組	内容	担当課
赤ちゃんとのふれあい授業	小中高生を対象とした赤ちゃんに触れ合う授業を実施します。赤ちゃんの成長・発達を知り、命の素晴らしさを体験してもらい、親の子に対する思いや育児の楽しさ、大変さを知る機会とします。	子ども育成課
父親の子育て参画促進	父親が子どもと一緒に参加できる催しを土曜日を中心に児童センターで実施します。	子ども育成課
二人で子育て(両親学級)	両親で協力して出産・育児にのぞめるように、赤ちゃんの沐浴などを体験学習します。	保健センター
一日保育士体験	公立保育園に通う子どもの保護者を対象に「一日保育士体験」を実施します。我が子以外の大勢の子どもとふれあうことで、育児に対する視野を広げ、家庭でのしつけのヒントを得る機会とします。	保育課

② 子育てに関する支援

取組	内容	担当課
食に関する相談・教室	食に関する相談・教室(妊娠期・離乳食等)を開催し、知識の普及や子育て不安の軽減に努めます。	保健センター
妊娠・出産・育児に関する学級等 【再掲】(78 ページ)	マタニティクラス(母親学級)、乳児期前期育児学級、多胎児育児学級、親育ちワークショップ、親育ち支援事業「プレママ・プチママタウン」等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の取得と母親同士の交流・情報交換を促進します。	子ども育成課 保健センター
子どもすこやか医療費助成	中学3年生までの児童が医療機関等で診療を受けた時、保険診療の自己負担分を助成します。	子ども家庭支援課

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の区民が経済的に自立し、子どもの養育と仕事をバランスよく両立できるよう、支援を充実します。

① ひとり親家庭の相談および情報提供

取組	内容	担当課
ひとり親家庭の相談 【再掲】(58 ページ)	母子・父子自立支援員、母子・父子就労相談員が、ひとり親家庭の生活全般にわたる問題や就労相談等、自立のための相談に応じます。	子ども家庭支援課
就業相談(母子・父子自立支援プログラム策定事業)	就労をめざすひとり親家庭の母や父に、専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定し、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行います。	子ども家庭支援課

② ひとり親家庭の生活支援

取組	内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図ります。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の親子がレクリエーションと休養のために、都内外の指定施設を低料金もしくは無料で利用できます。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭自立支援給付金	就業に結びつく可能性の高い講座や資格取得により経済的自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の助成や支給を行います。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭学習支援事業 「ぐんぐんスクール」	ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取組として、児童への個別の学習指導や進路指導を行い、学習の習慣づけや進学意欲の向上をめざします。	子ども家庭支援課

(4) 高齢者・障害者とその家族への支援

高齢で介護が必要になっても、また障害があっても、住みなれた地域で自立して暮らし続けることができるよう支援するとともに、その家族に対しても仕事と家庭生活や介護を両立できるように支援します。

① 高齢者の相談および情報提供の充実

取組	内容	担当課
本人および家族のニーズに合わせた適切なケアマネジメントの推進 (在宅介護支援センター)	区内 20 か所の在宅介護支援センターを中心として、在宅医療・介護連携などニーズに合ったサービス調整や相談窓口を設置します。	高齢者福祉課
支え愛・ほっとステーション (地域センター内、13 か所)	地域センター内にコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・支援につなげる調整を行います。	福祉計画課
民生委員・児童委員による 身近な相談	自らも地域住民の一員として、地域の人々が安心して暮らせるように生活上の相談に応じ、行政機関等につなぐパイプ役を果たします。	福祉計画課
認知症予防、早期発見・早期対応の推進	認知症を早期に発見し、相談や診断につなげ、早期に適切な対応をとり、本人や家族が安心して地域で生活できるように、生活、医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化します。	高齢者福祉課
ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業	配偶者が亡くなり、ひとり暮らしとなってコンパクトで家賃の安い物件を探したり、足腰が弱くなり一階などの低層階の住宅への転居を望む高齢者のニーズと賃貸住宅のオーナーの不安を、区が仲介することで解消します。	高齢者地域支援課

② 介護者への支援

取組	内容	担当課
介護者支援の充実	介護者支援のため、介護者交流や介護者向けの講座や研修事業を充実します。また、介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロを推進するため、ダブルケア等の実態把握を行います。	高齢者福祉課
認知症高齢者と家族の社会参加、仲間づくりの支援	認知症高齢者と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効です。身近な場所で気軽に利用できるように、区内全域に認知症カフェを整備するほか、認知症に特化した介護者支援施策の充実を図ります。	高齢者福祉課

③ 障害者の相談および情報提供の充実

取組	内容	担当課
障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実	地域の中核となる相談支援事業者は、福祉サービス利用を目的とした計画相談だけでなく、基本相談も行い、地域における身近な相談支援の拠点として機能を充実させます。区は、基幹相談支援センターとして地域の相談支援事業者を統括し、困難ケースの対応や支援者のスキル向上等、総合的な視点でケアマネジメント体制を支えています。	障害者福祉課
障害の個別性に合わせた専門相談の充実	障害種別によらない総合的な相談が可能な体制をめざしつつ、障害特性に応じた専門相談の活用などを充実させ、より適切なケアマネジメント体制を強化していきます。	障害者福祉課
関係機関(保健・医療・教育等)の連携強化による相談支援体制の充実	保健センターや、保育課、教育総合支援センターおよび医療機関等の連携を強化し、専門的な療育を受けながら地域で安心して過ごすことができるように、成長発達段階に応じた支援体制を整備します。精神疾患や難病等の状態像の変化についても、同様の連携強化により、安定した日常生活を送れるように支援します。	保育課 保育支援課 障害者福祉課 保健センター 教育総合支援センター

④ 障害者の地域生活支援体制の整備

取組	内容	担当課
地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備	日常生活支援サービスの充実とともに、それらサービスを提供する地域生活支援の拠点施設を整備します。また、日中活動の場を提供する地域活動支援センターの機能を強化し、地域生活の充実を図るとともに、住環境の整備を進めます。	障害者福祉課
在宅サービスの充実	自立支援給付の居宅介護サービスや、障害のある人を介護する家族等支援のためのショートステイ、その他の生活支援サービスの充実を図ります。	障害者福祉課
障害特性に応じた支援の強化	障害のあるすべての人が、そのライフステージにおいて地域での自立した生活を営むことができるよう、障害特性に応じた支援の強化を図ります。	障害者福祉課

4

地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 地域における子育て・介護等の支援体制の整備

子育て支援をはじめとした地域での支え合い活動を活性化するために、地域人材の育成、地域ネットワークの構築、居場所づくり・交流活動等への支援を行います。

① 子育て支援活動の充実

取組	内容	担当課
子育て支援ボランティアの育成	子育てが一段落した保護者や、経験豊富なシニア世代などの子育て力を活用し、地域で子育て支援に取り組むための環境づくりを進めます。	子ども育成課
子どもを見守る地域ネットワークの育成	家庭・学校・地域の協力者と警察などの協力による子どもたちの安全の確保および地域の防犯ネットワーク(児童見守りシステム)づくりを推進します。	地域活動課
ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】(78 ページ)	依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2か所に設置し、地域で子育てを支え合うことを継続します。	子ども家庭支援課
子育て交流ルーム運営費の助成 【再掲】(79 ページ)	子育て家庭が、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援することを目的に、商店街の店舗等地域のスペースを利用した子育て交流ルームの運営に助成金を交付します。	保育支援課

② 高齢者支援活動の充実

取組	内容	担当課
地域貢献ポイント事業	概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、区、NPO 法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。	高齢者地域支援課

③ 障害者当事者団体・家族会の活動支援

取組	内容	担当課
障害者団体への活動支援	障害者団体への集会室利用料の減免による活動支援により、障害のある人の主体的な社会参加や社会活動を促します。	障害者福祉課

④ 交流事業の充実

取組	内容	担当課
多世代交流支援 【再掲】(48 ページ)	高齢者から子ども、障害者等、誰でも利用・交流できる高齢者多世代交流支援施設(通称「ゆうゆうプラザ」)において近隣の町会・自治会、高齢者クラブ、保育園、学校、大学や図書館をはじめとした関連機関と連携し、多世代交流を行います。	地域活動課 子ども育成課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 品川図書館 関係各課
サロン活動の拡充	身近な相談や支援活動、世代間交流の拠点となるサロン活動について、現在実施されているほっと・サロンを拡充するとともに、さらに対象・活動目的・内容等が多様なサロン活動を促進するため、実施主体(町会・自治会、高齢者クラブ、NPO等)に対する場所の確保、活動資金の援助などの支援方策を検討します。	福祉計画課
子どもの居場所づくり・子ども食堂等への支援	みんなで食べる楽しさや温かさを提供する子ども食堂による居場所づくりを進めます。 子ども食堂等、地域で取り組む人々が、ネットワークでの交流を通じ相互の活動を充実できるよう支援します。	子ども家庭支援課

基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくりの推進

現状と課題① 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動に男女共同参画の視点を反映するためには、地域の活動において、性別や年齢などにより役割を固定化しないようにすることや、区民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚をもって、様々な活動に参画することが重要です。

品川区の地域に関する活動における女性の割合をみると、町会・自治会長では 7.5%、消防団員では 18.0%と低くなっている一方、民生委員・児童委員では 78.0%、健康づくり推進委員では 75.7%と高くなっており、地域活動に参加する女性の割合は高くなっていますが、方針・決定を行う女性の割合は低くなっています。

区民意識調査によると、地域活動・ボランティア活動への参加状況として、男女ともに取り組んでいる活動がない人の割合は約7割となっています。地域活動・ボランティア活動に参加していない理由をみると、「仕事・育児・介護などで時間がない」が最も多く、「参加方法がわからない」、「人間関係などがわずらわしい」が続いています。

課題

- ・ 様々な地域活動において性別や年齢などにより役割を固定化しないように啓発すること
- ・ あらゆる年齢層の男女がともに地域活動に参画するための基盤整備やしきみづくり

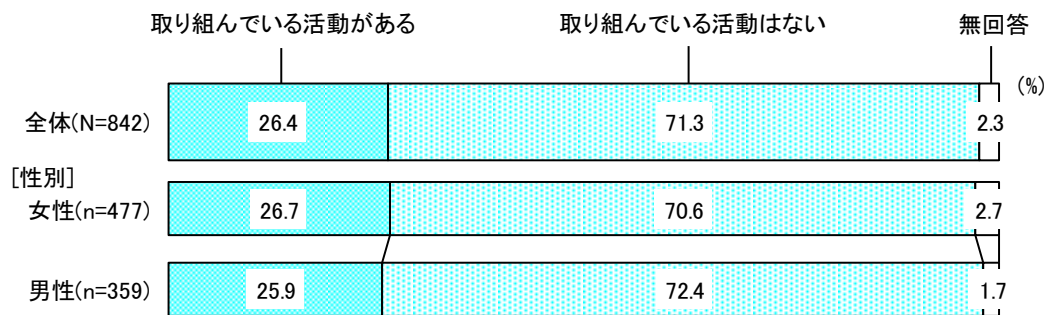
図表Ⅳ-1 地域に関する活動における女性の割合(品川区)

	女性	男性	合計	女性の割合
町会・自治会長	15	184	199	7.5%
民生委員・児童委員	227	64	291	78.0%
健康づくり推進委員	159	51	210	75.7%
消防団員※	102	466	568	18.0%

資料：品川区(平成 30 年4月1日現在)

※ 資料：総務省消防庁ホームページ(平成 29 年4月1日現在)

図表Ⅳ-2 地域活動・ボランティア活動への参加状況(全体、性別)

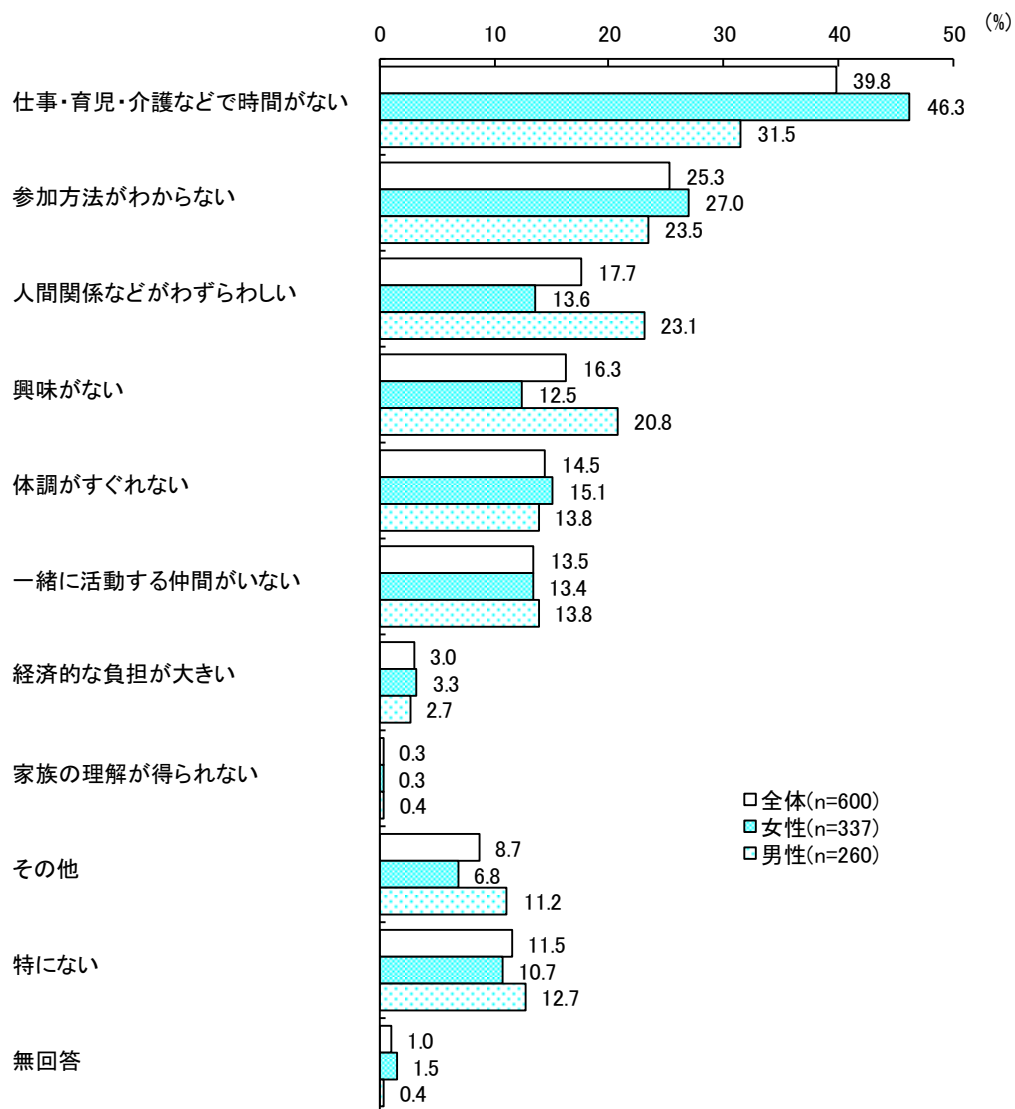


資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

※「取り組んでいる活動がある」は、なんらかの活動に参加している人の割合

図表Ⅳ-3 地域活動・ボランティア活動に参加していない理由(全体、性別:複数回答)

<活動に参加していない人>



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題② 防災分野における女性の参画の促進

東日本大震災などの災害時に、男女共同参画の視点が不十分であったために、避難所運営等で様々な人のニーズに対応できていなかった状況が発生しており、平常時から災害対策に男女双方の視点を反映していくことが重要です。

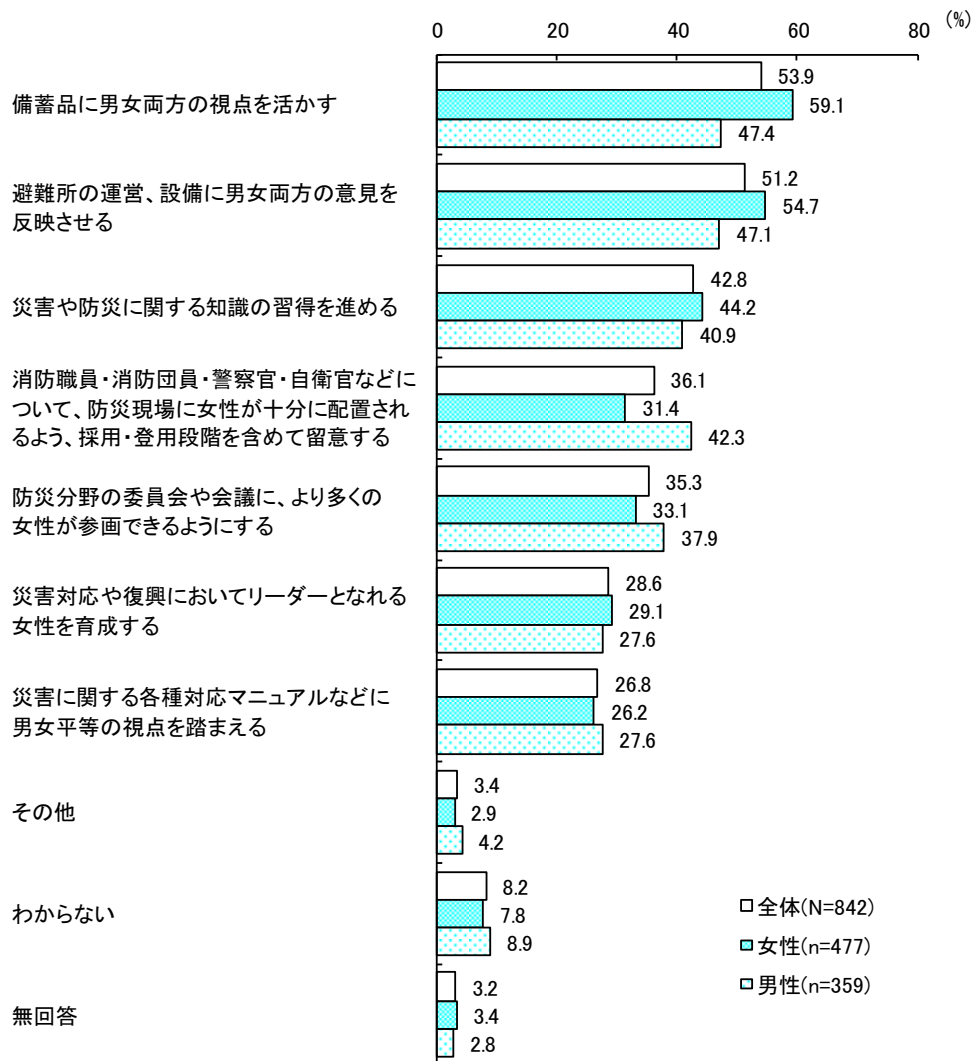
区民意識調査によると、地域における災害対策において男女共同参画の視点を活かすために重要なこととして、「備蓄品に男女両方の視点を活かす」が最も多く、「避難所の運営、設備に男女両方の意見を反映させる」、「災害や防災に関する知識の習得を進める」が続いています。

課題

- ・ 安全で安心できるまちづくりに向けて、災害対策に女性の参画を促進すること
- ・ 災害対策に高齢者や障害者、外国人などの多様な視点を反映すること

図表Ⅳ-4 地域における災害対策において男女平等の視点を活かすために重要なこと

(全体、性別：複数回答)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題③ 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策や方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが社会や政治に関心をもち、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。

委員会等に占める女性の割合は2008(平成20)年から2018(平成30)年までの10年間で35.5%から33.3%と低くなっています。また、区議会議員の女性の占める割合は、2008(平成20)年の27.5%から2018(平成30)年の26.3%へとわずかに低くなっています。

区民意識調査によると、政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営であるから」が最も多く、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」、「女性の参画を積極的に進めようと意識する人が少ないから」が続いています。

課題

- 委員会等や庁内における政策や方針の決定過程に女性の参画を促進すること

図表Ⅳ-5 委員会等への女性の参画状況の推移(品川区)

		女性	男性	合計	女性の割合
2018(平成30)年	行政委員会	3	10	13	23.1%
	審議会等	362	725	1,087	33.3%
2008(平成20)年	行政委員会	2	11	13	15.4%
	審議会等	351	639	990	35.5%
2000(平成12)年	行政委員会	2	11	13	15.4%
	審議会等	221	557	778	28.4%

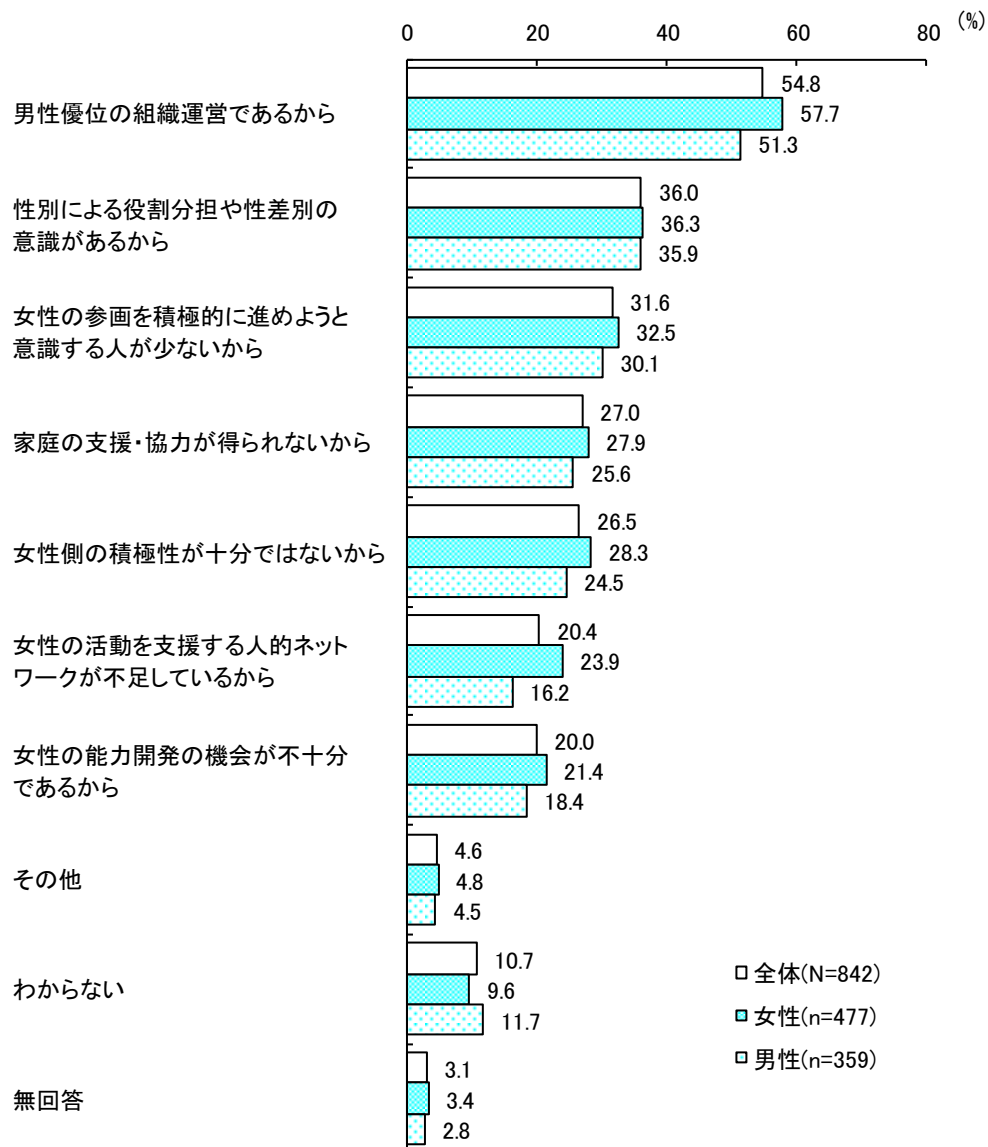
資料:品川区(平成30年4月1日現在)

図表Ⅳ-6 区議会議員の女性の占める割合比較(品川区)

	女性	男性	合計	女性の割合
2018(平成30)年	10	28	38	26.3%
2008(平成20)年	11	29	40	27.5%
2000(平成12)年	10	32	42	23.8%

資料:品川区(平成30年4月1日現在)

図表Ⅳ-7 政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由(全体、性別:複数回答)



資料:男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

現状と課題④ 男女共同参画センターの機能の充実

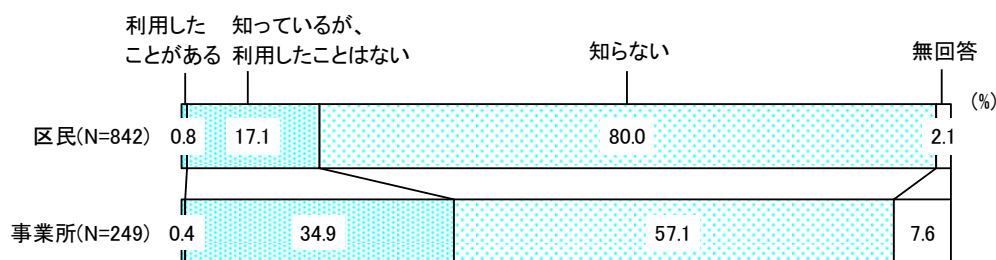
男女共同参画の視点から、身近な暮らしの場や仕事の場のある地域の課題を解決する拠点として、男女共同参画センターは重要な役割を果たしています。

区民意識調査によると、品川区男女共同参画センターの認知度・利用状況として、《認知度(「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」の合計)》は、区民では 17.9%、事業所では 35.3%となっています。また、品川区男女共同参画センターに期待する事業についてみると、「家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした相談事業の実施」が最も多く、「講座、セミナーなどの学習・研修事業」、「区民・区民団体の活動の支援、活動場所の提供」が続いています。

課題

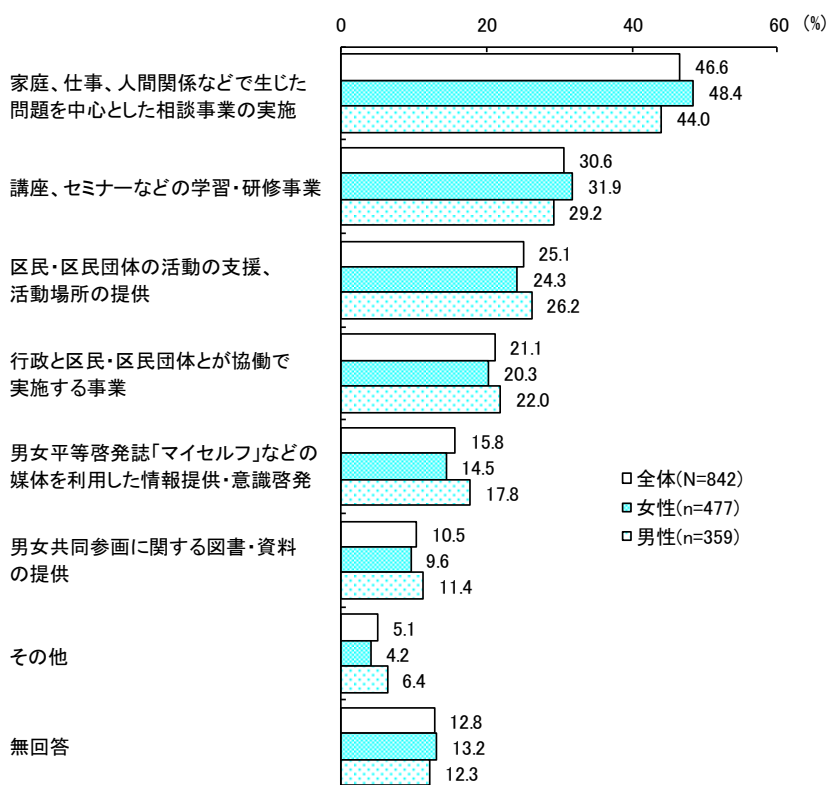
- ・ 品川区男女共同参画センターの認知度を高めること
- ・ 相談事業や講座等の開催、区民団体の支援等を充実すること

図表Ⅳ-8 品川区男女共同参画センターの認知度・利用状況(全体)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

図表Ⅳ-9 品川区男女共同参画センターに期待する事業(全体、性別：複数回答)



資料：男女共同参画等に関する区民意識調査(平成 29 年)

1

地域活動における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進するため、地域活動者・団体に地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢などにより役割を固定化しないよう男女平等意識の啓発を行います。

① 地域活動者への男女平等意識の啓発

取組	内容	担当課
男女平等の視点に基づく講座やイベントの地域活動者への広報	男女平等の視点に基づく講座やイベントの実施について、町会・自治会、防災区民組織などの防災関連機関、民生委員等の地域活動者・団体に積極的に広報し、地域活動における男女共同参画を推進します。	人権啓発課

(2) 地域活動に参画しやすい環境づくり

子育て中や働く区民が、ワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、男女ともに地域活動に参画するための基盤整備やしきみづくりを通して、それぞれのライフスタイルに合った活動が展開できるよう支援します。

① 地域活動に参画するきっかけづくり

取組	内容	担当課
区が実施する事業における託児の充実	区が実施する講座やイベントについて、子育て中の人に参加しやすいように託児を充実します。	関係各課
地域活動・NPO活動入門講座	地域活動・NPO活動へのきっかけづくり、仲間づくり、既存の地域団体との交流を目的に、区民向け講座を実施します。	地域活動課
品川区民まつり(13 地区)	毎年7月に区内各地で行われる区民まつりの開催の支援をします。	地域活動課

② 地域活動の充実

取組	内容	担当課
シニア世代の活動支援の充実	団塊の世代が高齢期を迎えていることから、そのニーズに対応した地域における社会参加の機会と場を提供することにより、シニア世代の活動支援を充実します。	高齢者地域支援課
地域貢献ポイント事業【再掲】(83 ページ)	概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、区、NPO 法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。	高齢者地域支援課
地区支え愛活動会議	町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、PTA など様々なメンバーが参加し、情報交換や地域に密着した支援活動を行う「地区支え愛活動会議」を定期的に開催します。	地域活動課 福祉計画課

2

防災・まちづくりにおける男女共同参画

(1) 防災分野における多様な視点の反映 重点

安全で安心できるまちづくりに向けて、区の地域防災計画の策定過程から女性の参画を進め、防災区民組織や避難所運営、備蓄品等に男女共同参画の視点が盛り込まれるように配慮します。

① 防災における女性の参画の推進

取組	内容	担当課
多様な視点を取り入れた地域防災計画の見直し	地域防災計画の見直しにおいて、多様な視点を取り入れるために、品川区行動計画推進会議をはじめとした多様な審議会・委員会から意見聴取を行います。	防災課
避難所連絡会議・避難所運営会議への幅広い人材の参画の促進	区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等、多様な視点での配慮が必要なため、避難所連絡会議・避難所運営会議には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材確保に努めます。	防災課
防災区民組織への女性の参画の促進	防災区民組織の育成・強化を進めるにあたっては、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努め、女性や子育て中の世代など幅広い人材から避難所運営等のリーダーを育成できるよう支援します。	防災課

② 男女の視点を取り入れた防災対策

取組	内容	担当課
避難所の運営における男女のニーズの違いや性自認の多様性等への配慮	区民避難所の運営について、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性自認の多様性等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性とプライバシーの確保など、女性や子育て家庭、要配慮者等、多様なニーズに配慮した区民避難所の運営に努めます。	防災課
男女に配慮した備蓄品の設置	備蓄品については、要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に、内容の充実を図ります。特に女性や乳児の視点に配慮した物資(生理用品やおむつ等)の備蓄については、量的質的な拡充を引き続き推進します。	防災課

(2) まちづくりにおける女性の参画の拡大

まちづくりに男女共同参画の視点が盛り込まれるように、より一層女性の参画を促進します。

① まちづくりへの女性の参画の拡大

取組	内容	担当課
まちづくりへの女性の参画促進	まちづくりにあたり、より一層女性の参画を促します。	都市計画課

3

政策・方針等の意思決定における男女共同参画

(1) 審議会等への男女共同参画

女性の参画率の目標設定を行い、審議会や委員会における委員に女性の登用を促進します。

① 審議会等の男女比率の改善

取組	内容	担当課
審議会、委員会への女性委員の参画促進	審議会や委員会における男女がそれぞれ 40～60%の比率で構成されるよう、その参画目標値を 40%とします。	関係各課

(2) 区役所における男女共同参画推進体制の充実

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく、品川区特定事業主行動計画により、女性職員の活躍を推進する職場環境づくりを推進します。

① 女性職員が昇任試験を受けやすい環境整備

取組	内容	担当課
女性職員への管理職や係長等の昇任試験の受験勧奨	行政の政策立案に大きく関わり、責任ある立場に立つ管理職や係長への選考に、多くの女性がチャレンジしていくように働きかけます。管理監督者への女性の任用状況調査、昇任選考の試験日における保育場所の設置も行います。	人事課
女性職員に向けた講座、ガイダンス	管理職選考ガイダンス(体験談、管理職からの講話等)、合格者を講師とした勉強会を実施するとともに、職員報により女性管理職員等の働き方を積極的に紹介します。	人事課

② 人材育成研修の推進

取組	内容	担当課
人権問題研修	管理職および一般職員を対象に、基本的人権に対する理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として実施し、男女平等意識の啓発および男女共同参画の視点に立った職員の育成を図ります。	人権啓発課 人事課
女性活躍支援・推進の取組拡充	女性職員の活躍を推進していくため、講演会等を実施し、男女問わず育児や介護等に参画しやすい職場環境についての理解促進を図ります。	人権啓発課 人事課

4

男女共同参画センターの機能の充実

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向け、本計画の基本目標と施策を推進するため、男女共同参画センターの機能を充実します。また、様々な媒体を活用した情報提供、関心の高いテーマの事業実施等により、男女共同参画センターの認知度向上を図ります。

① 意識啓発のための情報発信と学習機会の提供

取組	内容	担当課
啓発講座・フォーラム	男女共同参画推進フォーラムを開催する他、多様性尊重、女性の活躍、DV・デートDV防止などをテーマに、社会状況、区民の関心に応じた啓発講座等を実施します。	人権啓発課
男女平等啓発誌「マイセルフ」・パンフレットの発行	男女平等啓発誌「マイセルフ」および、DV・デートDV防止、ワーク・ライフ・バランス等各種啓発パンフレットを発行し、男女共同参画に関する情報提供・啓発を行います。	人権啓発課
区広報紙、ホームページ、SNS等による情報提供・啓発	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動などにあわせ、区広報紙、ホームページ等、各種媒体を利用して情報提供・啓発を行います。	人権啓発課
区主催イベントにおける情報提供・啓発	人権のひろば、成人式など区主催イベントでのパネル展示やパンフレット配布による情報提供・啓発を行います。	人権啓発課
資料コーナーにおける情報提供	資料コーナーで、他自治体や関係機関の発行するパンフレット・報告書など男女共同参画に関する情報を収集・展示します。 人権・DV防止・女性視点の防災などに関する啓発パネルを展示し、わかりやすく解説します。	人権啓発課
区職員への啓発、情報提供	研修への協力、庁内ネット等の活用による情報提供を行い、区職員の意識啓発を図ります。	人権啓発課
意識・状況調査	定期的に意識・状況調査を行い、男女共同参画等に関する区民の意識と現状を把握し、施策に活かします。	人権啓発課

(2) 区民等との協働・交流

男女共同参画を目的とする団体と連携・協働し、区民の意識啓発を図るとともに、区民の交流の場を提供します。

① 啓発事業における区民等との協働

取組	内容	担当課
区民参加によるフォーラムの開催	区民による企画運営委員会と共催で男女共同参画フォーラムを開催します。	人権啓発課
男女平等啓発誌「マイセルフ」の編集における連携	区内大学の学生と協働・連携し、男女平等啓発誌「マイセルフ」を企画編集します。	人権啓発課

② 男女共同参画に向けた交流

取組	内容	担当課
関係団体との連携・協働による啓発、交流の場の提供	男女共同参画の推進、DV防止や性的(セクシュアル)マイノリティの支援を目的とする団体等と連携・協働し、交流会や講座による意識啓発を図るとともに、区民の交流の場を提供します。	人権啓発課
会議室・交流室の提供	男女共同参画を目的とする団体・グループの活動の場として、会議室・交流室を提供します。	人権啓発課

(3) 相談機能の整備

生き方や人間関係などの様々な悩みに関して、専門の相談員が傾聴、情報提供を行います。誰もが安心して相談しやすいよう、機能整備を行います。

① 相談機能の充実と整備

取組	内容	担当課
総合相談	生き方や人間関係、性自認・性的指向、ハラスメント、DV、離婚などの様々な悩みを相談しやすいよう、女性弁護士による面接相談と、女性カウンセラーによる面接相談・電話相談、DV相談を行います。 相談者の性別は問いません。	人権啓発課
配偶者暴力相談支援センター機能の整備 【再掲】(62 ページ)	配偶者等暴力被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を進めます。	人権啓発課

第4章 計画を推進するために

(1) 区の推進・進管理体制

計画の推進にあたっては、各施策についての進捗・効果を定期的に検証、評価し、事業の実施や見直しに反映させます。また、社会状況の変化などを鑑み、概ね5年後に計画の見直しを行い、数値目標を活用しながら進捗状況や成果を把握していきます。

① 行動計画推進会議

区民の理解と協力を得て男女共同参画社会をめざすために、区民と学識経験者で構成される会議を設置し、本計画の推進状況の点検および施策への提言を行います。

品川区では、「行動計画推進会議」を1981(昭和56)年から設置しています。2017(平成29)年度の第16期行動計画推進会議まで、諮問への報告書を上程しました。

② 行政連絡会議

庁内の横断的組織として「男女共同参画行政連絡会議」を開催し、計画の進捗状況を確認しながら、全庁をあげて本計画の推進を図ります。品川区における男女共同参画に関する施策の総合調整、今後に向けた課題等やその他推進施策全般について協議します。

③ 男女共同参画センター

男女平等・男女共同参画意識の醸成、女性活躍推進社会の啓蒙、配偶者等からの暴力等の暴力の防止に向けた支援等、区民および全庁職員に対する啓発事業を実施し、情報の収集・提供を行い、活動の輪を広げていきます。

(2) 区民との連携・協働による計画の推進

① 男女共同参画をめざす関係団体との連携・協働

男女共同参画をめざす団体・グループと連携・協働し、区民の意識醸成を図ります。また、区民の交流の場を提供します。

② 区民への意識調査等の実施

区民の男女共同参画等に関する意識の把握、本計画の策定の基礎資料とするため、「男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査」を2017(平成29)年度に実施しました。

今後、定期的に区民および事業所に対する調査を行い、男女共同参画、平等・人権尊重の意識と実態を把握し、施策の検討および計画の見直しの参考とします。

(3) 国・都・他区市町村等との連携

① 国・都・他区市町村との連携

国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努め、連携しながら事業を展開します。

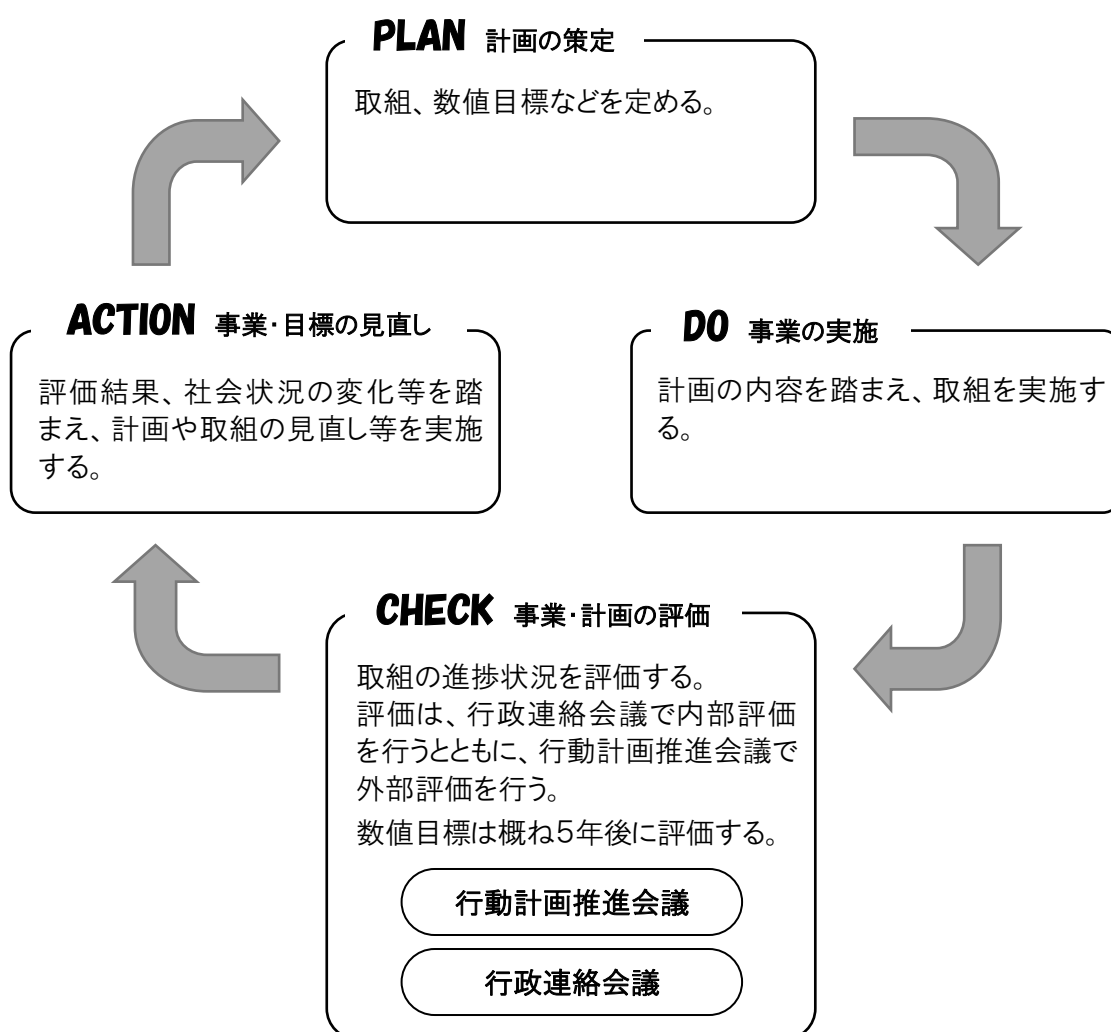
② 国・都への要望

法律・政令・都条例等の制定、改正など、区独自では解決できない問題等への対応について、国や東京都に働きかけていきます。

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進捗にあたってはPDCAサイクルによる進行管理を活用して、行動計画推進会議において、本計画の取組の推進状況について評価し、取組の見直し等を行います。また、概ね5年後に数値目標について評価を行い、進捗状況や成果を把握し、計画の見直しを実施します。

■ 計画の進行管理方法 ■



資料編

(平成十一年 六月二十三日法律第七十八号)
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則(第一条—第十二条)

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、ことその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構

成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必

要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の

提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議(第二十一条―第二十八条)

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号)[抄]

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）〔抄〕**（施行期日）**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）〔抄〕**（施行期日）**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正 平成二十六年法律第二十八号

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則(第一条・第二条)**(定義)**

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。))をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

**第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(第二条の二・第二条の三)****(基本方針)**

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。))は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。))を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。))を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。))は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。))を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(第三条―第五条)****(配偶者暴力相談支援センター)**

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。))の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提

供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催さ

せるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあ

つては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時

抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所

書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則(第二十八条の二)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則【抄】

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十六年法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となつた身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十九年法律第百十三号)【抄】

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則(平成二十五年法律第七十二号)【抄】

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則(平成二六年四月二三日法律第二八号)【抄】

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

第一章 総則(第一条—第四条)

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。))が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。))にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

(基本方針)

第一条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における

活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。))を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 事業主行動計画等(第七条—第十七条)

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。))の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。))を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。))であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。))を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協

同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条―第二十五条)

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置

その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
 - 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
 - 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則(第二十六条―第二十八条)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要がある

と認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則(第二十九条―第三十四条)

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。))及び第六章(第三十条を除く。))の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。))は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、

この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。))の策定及び推進に関すること。
--------------	---

附 則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の策定経過・策定体制

(1) マイセルフ品川プラン策定検討委員会

① マイセルフ品川プラン策定検討委員会委員名簿

任期：2018(平成 30)年4月1日～2019(平成 31)年3月 31 日

	氏名	役職
学識経験者	カワマタ カズコ 川真田 嘉壽子	立正大学法学部教授
	イチカワ ミチ 市川 美知	東京電機大学・産業能率大学講師
	タナカ チグサ 田中 千草	弁護士
	オザキ ユミコ 尾崎 裕美子	日本YWCA常務理事／総幹事
	マツオカ タテシ 松岡 建志	社会保険労務士
公募委員	イイヌマ ミキコ 飯沼 幹子	
	ヒトミ ユミ 人見 有美	
	ムラタ ジョウイチ 村田 丈一	

② マイセルフ品川プラン策定検討委員会検討経過

回	日程	議題
1	2018(平成 30)年 6月 8日	「マイセルフ品川プラン」の枠組み(案)等について
2	2018(平成 30)年 9月 14 日	「マイセルフ品川プラン」骨子案について
3	2018(平成 30)年 10 月 12 日	「マイセルフ品川プラン」素案について
4	2019(平成 31)年 1月 18 日	「マイセルフ品川プラン」最終案について パブリックコメント報告
5	2019(平成 31)年 3月 27 日	「マイセルフ品川プラン」最終案完成

③ マイセルフ品川プラン策定検討委員会設置要綱

制定 平成 30 年 2 月 7 日区長決定
要綱第7号

(設置)

第1条 品川区における男女共同参画の推進、女性の活躍推進、配偶者暴力等の防止および被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画として、「マイセルフ品川プラン」(以下、「プラン」という。)を策定するにあたり、その内容を専門的かつ総合的に検討し、区長に意見を述べるため、「マイセルフ品川プラン」策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(プランの位置づけ)

第2条 本プランの策定は、男女共同参画社会の実現に向けた施策推進のための基本計画である、平成 21 年策定「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」と平成 27 年策定「品川区配偶者暴力対策基本計画(改訂版)」が、平成 30 年度計画期間が終了することに伴い、それぞれの計画について、第5次策定、再改訂、ならびに「品川区女性活躍推進計画」の策定を行うものである。

2 前項各計画は、それぞれ、男女共同参画社会基本法第 14 条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づくものである。

(検討事項)

第3条 委員会の検討事項は、次に掲げるものとする。

(1)プランの素案に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、委員会で協議を必要とする事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者を委員として区長が委嘱し、組織する。

(1)学識経験者5名

(2)公募区民委員3名

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、(1)よりの選任をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からプラン策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、第3条の事項を検討するため、委員会の会議を招集する。

2 委員長は、必要と認められる場合には、関係者等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公開の原則)

第7条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とする。

(傍聴の取扱い)

第8条 策定委員会は傍聴することができる。ただし、傍聴する者は、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしてはならない。

3 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行う場合は、予め委員長に届けるものとする。

(会議録)

第9条 委員会の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は総務部長が別に定める。

2 第4条の公募区民委員は、別途定める公募区民委員募集要領に基づき公募する。

付則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から適用する。

(2) 品川区男女共同参画推進行政連絡会議

① 品川区男女共同参画推進行政連絡会議 委員・幹事

委員	幹事
企画部長	企画調整課長 広報広聴課長
総務部長	総務課長 人権啓発課長 人事課長
地域振興部長	戸籍住民課長 商業・ものづくり課長
文化スポーツ振興部長	文化観光課長
子ども未来部長	子ども育成課長 子ども家庭支援課長
福祉部長	高齢者福祉課長 高齢者地域支援課長 障害者福祉課長
健康推進部長	健康課長
品川区保健所長	生活衛生課長
都市環境部長	都市計画課長
防災まちづくり部長	防災課長
教育委員会事務局教育次長	庶務課長 教育総合支援センター長 品川図書館長

② 品川区男女共同参画推進行政連絡会議設置要綱

昭和 55 年 9 月 1 日区長決定

(中略)

平成 30 年 3 月 1 日一部改正 要綱第 24 号

(設置)

第1条 品川区の男女共同参画施策の積極的推進を図るため、品川区男女共同参画推進行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1)男女共同参画社会のための品川区行動計画の推進に関する事。
- (2)品川区における男女共同参画推進施策の総合調整に関する事。
- (3)その他、男女共同参画推進施策全般に関する事。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長および委員で組織する。
2 連絡会議に幹事を置く。

(会長)

- 第4条 会長は、総務部長をもって充てる。
- 2 会長は、連絡会議を統括する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事)

第6条 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもつ

て充てる。

- 2 幹事は、連絡会議の所掌事項について、会長および委員を補佐する。

(会議の招集)

第7条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

(省 略)

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

(以下、略)

(1) 品川区行動計画推進会議

① 品川区行動計画推進会議設置要綱(改正案)

昭和 56 年 6 月 17 日区長決定 要綱第 80 号
(中略)

平成 31 年 月 日一部改正

(設置)

第1条 区民の理解と協力を得て男女共同参画社会をめざす品川区行動計画(以下「行動計画」という。)を推進するとともに、行動計画のより一層の充実を図るため、品川区行動計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 行動計画の推進・評価に関すること。
- (2) 行動計画の充実に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は学識経験者および一般公募による者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。

ただし、後任の委員が委嘱される時まで在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第7条 会議は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、原則として全会一致をもって決定する。

(部会)

第8条 推進会議は、専門的事項を協議するために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこ

れに当たる。

(意見聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和 56 年 6 月 17 日から施行する。

(中略)

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

② 品川区行動計画推進会議 諮問事項等一覧

「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための 品川区行動計画」 1981～1990(昭和56～平成2)年度

第1期	1 教育・参加 全体にかかわる提言	2 婦人労働	3 健康・家庭・福祉
第2期	1 品川区の婦人問題の現状と課題 3 婦人問題の解決を促進するために	2 区民の意識(婦人問題のアンケート調査)	
第3期	1 品川区における性差別状況 4 言葉と性差別 5 100の提言	2 品川区行動計画の推進状況と現状	3 婦人会館・母子福祉センターについて
第4期	1 男女平等をめざす人間形成の促進(①平等教育の推進、②平等への意識改革) 2 男女共同参加のための環境整備・促進(①婦人センターの充実 ②自立の促進に向けて ③あらゆる分野への男女共同参加促進 ④男女共同参加のための条件整備への働きかけ)		

「男女共同社会をめざす 第2次品川区行動計画ーしながわ女性計画ー」 1991～2000(平成3～12)年度

第5期	1 男女平等意識をめざす人間形成の促進(①平等教育の推進、②平等への意識改革) 2 男女共同参加のための環境整備・促進(①女性センターの充実、②政策・方針決定過程への女性の参加促進、 ③男女共同参加のための条件整備)		
第6期	1 男女平等をめざす人間形成の促進(①平等教育の推進、②平等への意識改革) 2 男女共同参加のための環境整備・促進(①女性センターの充実、②男女共同参加のための条件整備への働きかけ) 3 行動計画推進体制の整備		
第7期	1 男女平等をめざす人間形成の促進(①学校教育における男女平等教育の推進、②社会教育における男女平等の推進) 2 男女共同参加のための環境整備・促進(①性の商品化とセクシュアル・ハラスメントへの対策)		
第8期	1 ジェンダー・フリー教育 3 女性に対する暴力	2 心と体の健康 4 女性の経済的自立への支援	

「男女共同参画社会をめざす 第3次行動計画品川プラン」 2001～2010(平成13～22)年度

第9期	1 男女平等をめざす教育と啓発 3 健康で安全な生活の確立	2 あらゆる分野における男女共同参画の促進 4 安心して働き続けられる就労の支援	
第10期	1 男女平等をめざす教育と啓発 3 健康で安全な生活の確立	2 あらゆる分野における男女共同参画の促進 4 安心して働き続けられる就労の支援	
第11期	「男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン」の進捗状況を踏まえて、下記の項目で取り組むべき施策について 1 特に男性の家事・育児・介護参加の啓発と促進について 2 生涯を通じた女性の健康支援について 3 結婚・出産後も働き続けることのできる環境づくりについて		
第12期	1 男女共同参画社会実現に向けた第4次行動計画策定にあたっての基本的考え方について 2 ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって実効性のある行政の役割について		

「男女共同参画のための 品川区行動計画(第4次)」 2009～2018(平成21～30)年度

第13期	1 男女共同参画社会の形成に向けた男女共同参画センターの役割について 2 「品川区におけるワーク・ライフ・バランス」の進捗状況確認のための指標について ＜主な提言＞ ・男女共同参画センターの広報強化 ・男女共同参画センターを利用しやすい施設に整備 ・チェックシート利用によるワーク・ライフ・バランス意識調査の提案 等		
第14期	女性の力を生かした自助・共助による地域防災(減災)力の向上について ①女性の力を生かした自助による地域防災(減災)力の向上について ②女性の力を生かした共助による地域防災(減災)力の向上について ③女性の力を生かすための品川区の防災(減災)体制と男女共同参画センターの役割 ＜主な提言＞ ・災害時 自助力アップノートの提案 ・避難所連絡(運営)会議のメンバーに女性を増やし、女性の視点、行動力を活かす 等		
第15期	各ライフステージにおける女性の活力を生かした地域・社会参画の促進について ①女性の視点による現状と提言 ②区民のための地域参画ナビ ＜主な提言＞ ・区民のための「地域・社会参画ナビ」(パンフレット)による情報発信 ・町会・自治会、防災区民組織等のリーダーの男女の割合を同等化する働きかけ ・ボランティア活動の拠点として既存施設の活用、家庭・地域・教職員がつながる「場」として、学校、幼稚園、保育園の活用 ・防災訓練や防災フェア等で「女性の声」枠の設定 等		
第16期	男女共同参画のさらなる推進に向け「男性も女性も輝く社会を実現するために地域社会では何をすべきか(課題と環境づくり)」 ＜主な提言＞ ・女性の活躍の場を広げる(委員会・審議会の男女比率、町会・自治会等の女性リーダー割合の目標設定の働きかけ等) ・男女の差別・格差の解消に向けて(「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」に気づき、とらわれないための啓発等) ・ワーク・ライフ・バランスの実現(講座・イベントによる理解促進、ワーク・ライフ・バランスセルフチェックシートの提案等) ・子育て・介護・ダブルケアと男性の参画 ・教育を通じた意識改革 ・品川区男女共同参画センターの活性化への提言		

年	世界	国 東京都	品川区
1975 (昭50)	国連婦人年 国際婦人年世界会議(第1回世界 女性会議)(メキシコシティ)「世界行 動計画」採択	「育児休業法(女子教職員、看護婦、保母等対象)」 制定 国が「婦人問題企画推進本部」設置 国が「婦人問題企画推進会議」設置 国が「婦人問題担当室」設置 都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」 採択 第1回日本婦人問題会議開催	
1976	国連婦人の10年	都が「都民生活局婦人計画課」設置	
1977		国が「国内行動計画」策定 都が「東京都婦人相談センター」開設 国が「国立婦人教育会館」設置	総務課に「婦人相談窓口」設置
1978		都が「婦人問題解決のための東京都行動計画」 策定	「婦人問題担当主査」設置 第1回婦人のつどい開催
1979	国連総会「女子に対するあらゆる形 態の差別の撤廃に関する条約(女子 差別撤廃条約)」採択	都が「東京都婦人情報センター」開設	「品川区婦人問題会議」設置
1980 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年世界会 議(第2回世界女性会議)(コペン ハーゲン)同会議中女子差別撤廃 条約署名式(日本を含む57か国)	「民法及び家事審判法」改正(配偶者法定相続分 改訂等) 都が「職場における男女差別苦情処理委員会」 設置 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する 条約」署名	「品川区婦人関係行政推進連絡会議」設置 「品川区婦人の生活実態と意識調査」実施
1981	ILO総会「第156号条約(家族的責 任を有する男女労働者の機会及び 待遇の均等に関する条約)」採択	国が「国内行動計画後期重点目標」策定 「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正	品川区婦人問題会議「品川区計画策定に対 する意見書」提出 「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上の ための品川区行動計画」策定 「品川区行動計画推進会議(第1期)」設置
1982			「婦人問題担当」が総務部総務課から区民 部地域活動推進課へ移管 「働く婦人の意識と実態調査」実施
1983		都が婦人問題解決のための新東京都行動計画「男 女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	「品川区行動計画推進会議(第2期)」設置
1984	「国連婦人の10年」の成果を検討し 評価するための世界会議のための 国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)地域政府間準備会議 (東京)	「国籍法及び戸籍法」改正(父母両系主義等) 国の家庭科教育に関する検討会議「今後の家庭科 教育の在り方について」提言	「婦人問題総合相談」開設 品川区行動計画推進会議「婦人会館建設に ついての要望書」を仮称品川区総合区民会 館建設協議会会長宛提出
1985 (昭60)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会 議(第3回世界女性会議)「婦人の 地位向上のためのナイロビ将来戦略」 採択	「男女雇用機会均等法」制定(勤労婦人福祉法全 面改正) 「労働基準法」改正(母性保護措置の拡充等) 「労働者派遣事業法」制定 「女子差別撤廃条約」批准	広報誌「しながわの女性」創刊10,000部 国連婦人の10年最終年記念座談会開催 (品川文化会館)
1986		国が「婦人問題企画推進本部」拡充 国が「婦人問題企画推進有識者会議」開催 「第1回男女雇用機会均等月間」実施 「労働者派遣事業法」施行	「品川区行動計画推進会議(第3期)」設置 婦人問題についての意識調査(品川区世論 調査)実施
1987		国の婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」策定	
1988			「品川区行動計画推進会議(第4期)」設置
1989 (平成 元年)		東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等 の実現をめざして―その課題と基本的な考え方―」 報告	「品川区婦人センター」開設 「婦人問題に関する意識調査および中高年 単身女性の生活実態と意識調査」実施
1990 (平2)	国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略」に 関する第1回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択		

年	世界	国 東京都	品川区
1991		都が女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定 「育児休業法」制定 国の婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定	品川区行動計画推進会議「男女の平等と共同参加をめざす新たな行動計画の策定について」報告 「男女共同社会をめざす第2次品川区行動計画—しながわ女性計画—」策定
1992			「品川区行動計画推進会議(第5期)」設置 「品川区婦人センター」を「品川区女性センター」に改称 「婦人問題担当」が「女性施策担当」に改称するとともに地域活動推進課から生活課へ移管
1993	国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」制定・施行	
1994		国が「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会(政令)」、「男女共同参画推進本部」設置	「品川区行動計画推進会議(第6期)」設置
1995 (平7)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	国が「ILO第156号条約」批准 都が「東京ウィメンズプラザ」開館 「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正(介護休業法の法制化等)	
1996		国が「男女共同参画2000年プラン」策定	「品川区行動計画推進会議(第7期)」設置
1997		国が「男女共同参画審議会(法律)」設置 「男女雇用機会均等法」改正(セクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化等) 「労働基準法」改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) 「育児・介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設) 「介護保険法」制定	
1998		都が男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	「品川区行動計画推進会議(第8期)」設置
1999		「男女共同参画社会基本法」制定・施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」制定・施行	「女性施策担当」が地域振興部生活課から総務部人権啓発課へ移管 広報誌「しながわの女性」を男女平等啓発紙「マイセルフ」に改称
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)」 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	都が「東京都男女平等参画基本条例」制定 「介護保険法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」制定・施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定・施行 国が「男女共同参画基本計画」策定	品川区行動計画推進会議(第8期)「品川区における今後の女性問題関係施策の基本的な考え方と施策の方向について」報告
2001		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定・施行 国が内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「育児・介護休業法」改正(勤務時間の短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等)	「男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン」策定 「女性施策担当」が「男女共同参画担当」に改称するとともに、「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称 「品川区行動計画推進会議(第9期)」設置
2002		都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定	
2003		「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」制定 「次世代育成支援対策推進法」制定・施行	「品川区行動計画推進会議(第10期)」設置
2004		「児童虐待の防止等に関する法律」改正(児童虐待の定義の見直し、通告義務の範囲の拡大等) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者も含める等) 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正(対象労働者の拡大等)	

年	世界	国 東京都	品川区
2005 (平17)	第49回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	国が「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 国が「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「品川区行動計画推進会議(第11期)」設置
2006		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等) 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」(東京)開催	
2007		都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「品川区行動計画推進会議(第12期)」設置
2008		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正(性別変更できる特定の条件の緩和)	
2009		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 国が「男女共同参画シンボルマーク」決定 「育児・介護休業法」改正(介護休暇制度の新設等)	品川区行動計画推進会議(第12期)「男女共同参画社会をめざす第4次行動計画品川プランの策定にむけて」報告 「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」策定
2010 (平22)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	国が「第3次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	「品川区行動計画推進会議(第13期)」設置
2011	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足		
2012	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2012」策定 都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 国が「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「品川区行動計画推進会議(第14期)」設置
2013		「若者・女性活躍推進フォーラム」の開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正(生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても準用) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」制定 国が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(規制対象行為の拡大等) 「民法」改正(嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化)	
2014	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約)」署名 国が「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo2014)開催(以降、毎年開催) 国が「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 「リベンジポルノ被害防止法」制定・施行	「品川区行動計画推進会議(第15期)」設置
2015 (平27)	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 「UN Women日本事務所」開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDG's)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	国が「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定	

年	世界	国 東京都	品川区
2016	第60回国連婦人の地委員会 (ニューヨーク)	都が「東京都女性活躍推進白書」策定 「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 国が「女性活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正(有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、介護休業の分割取得等) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(規制対象行為の拡大、罰則の見直し等)	「品川区行動計画推進会議(第16期)」設置
2017		都が「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 「東京都女性活躍推進計画」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設等) 「刑法」改正(規制対象行為の拡大、非親告罪化等)	「男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査」実施
2018		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定・施行 国が「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定 都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定	「マイセルフ品川プラン策定検討委員会」設置
2019			「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)等」策定

あ行

●インクルージョン

「包括・包含」、「受け入れる・活かす」という意味。自分と違うこと(属性、意見、価値観など)を理由に排除するのではなく、共存、受け入れること。

●SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトのサービスのこと。

●エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

か行

●暮らし・しごと応援センター

2015(平成 27)年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき開設した品川区の生活困窮者の自立支援相談窓口。生活と就労に関する支援員を配置し、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援する。就職、住居、家計管理などを包括的にサポートし、生活困窮状態からの早期自立をめざす。

●ゲートキーパー

自殺対策におけるゲートキーパーには、地域や職場、その他、様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待されている。

●固定的な性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

さ行

●参画

社会の様々な場に、単に参加するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定に関わること。

●しながわ見守りホットライン

児童や高齢者・障害者の虐待、DVなど家庭内などでおこる表に出にくい暴力に対して、周囲の人達の「気づき」を 24 時間受け止めるしくみのこと。専用ダイヤルを設け

ている。

●JKビジネス

児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショ

●ジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)

各国内の男女格差を測るもので、経済、教育、政治および保健の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。世界経済フォーラムが発表している。

●人権尊重都市品川宣言

「世界人権宣言」45 周年にあたる 1993(平成5)年に、この精神をひきつぎ、人権を大切に

●性差医療

発症率や病態の違いなど、疾患の背景にある性差を考慮した医療・医学のこと。

●性的(セクシュアル)マイノリティ

「出生時に判定された性別(身体の性)と性自認(自分が認識している自分自身の性別)が一致し、かつ、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)は異性」というパターンに当てはまらない人たちのこと(LGBTなど)。LGBTとは、L(レズビアン):性自認が女性である人同士が好きになること(同性愛)、またその人。G(ゲイ):性自認が男性である人同士が好きになること(同性愛)、またその人。B(バイセクシュアル):男性も女性も好きになること(両性愛)、またその人。T(トランスジェンダー):身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人。

●セクシュアル・ハラスメント

日本語では「性的いやがらせ」と訳され、縮めて「セクハラ」といわれる。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

●ソーシャルインクルージョン

様々な事情により社会から孤立し、自立生活上の支援を必要としている人々を社会の構成員として包み込み、共

に生き、支え合い、誰もが排除されない社会づくりをめざす考え方のこと。

た行

●ダイバーシティ

「多様性」、「一人ひとりのちがひ」のこと。「多様性」は、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐に渡る。

●男女共同参画社会基本法

平成 11(1999)年6月制定、施行された法律で、「男女雇用機会均等法」の制定以来、初めての男女平等の実現に向けて策定された法律。男女共同参画社会の実現を我が国の最重要課題と位置づけ、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、かつ共に責任を担う社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に推進していくことを目的としている。

●デートDV

結婚していない恋人間の暴力、特に若い世代で親密な関係にある相手からの、身体的・精神的・経済的・性的暴力のこと。

●ドメスティック・バイオレンス(DV)

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人等、親密な関係にある・またはあった相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力」を指す。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内での暴力」となり、高齢者や子どもなどに家庭内でふるう暴力を含めて使用される場合もある。

な行

●ネウボラネットワーク

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味。子どもを安心して健やかに産み育てられるようにするための、「妊娠～出産～育児」の切れ目のない支援のしくみのこと。

●ノーマライゼーション

高齢者や障害者を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、互いに支え合って生きる社会こそが当たり前(ノーマル)であるという考え方のこと。

は行

●配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力

義務。配偶者暴力相談支援センターの機能は①相談や相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助。

●ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けがほしい方(依頼会員)と、子育ての手助けをしたい方(提供会員)をアドバイザーが調整し、支援活動を行うしくみのこと。

ま行

●マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いのことで、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

●メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ら行

●ライフステージ

人間が誕生してから死に至るまでの様々な過程における生活上の各段階(幼児期、児童期、青年期、老年期等)のこと。

●リベンジポルノ

本人の同意を得ずに、ヌード、性的な画像または動画をインターネットなどにいやらせの目的で公開する性的暴力のこと。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、個人が、仕事と家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現がめざせる社会のことをいう。

マイセルフ品川プラン

～誰もが自分らしく～

男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)

品川区配偶者暴力対策基本計画

品川区女性活躍推進計画(新)

2019(平成 31)年3月

編集・発行:品川区総務部人権啓発課

品川区東大井5-18-1 品川区立総合区民会館(きゅりあん)3階

品川区男女共同参画センター

電 話 03(5479)4104 F A X 03(5479)4111

